



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

規 則

- ▽神戸市長寿社会対策等基金条例施行規則を廃止する規則 [福祉局政策課] 3460
- ▽神戸市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 [市長室市民情報サービス課] 3461
- ▽神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例施行規則 [市長室市民情報サービス課] 3464
- ▽神戸市公有財産規則の特例に関する規則の一部を改正する規則 [都市局企業誘致課] 3468

訓 令 甲

- ▽神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令 [行財政局業務改革課] 3470

告 示

- ▽土壌汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定 [環境局環境保全課] 3520
- ▽埋火葬に係る証明手数料の徴収及び収納の事務の委託 [健康局斎園管理課] 3521
- ▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局東部建設事務所] 3522
- ▽利用料金の承認（神戸臨床研究情報センター） [企画調整局医療産業都市部調査課] 3525
- ▽東クリーンセンターにおける一般廃棄物の処分に係る手数料の徴収事務の委託 [環境局施設課] 3526
- ▽港島クリーンセンターにおける一般廃棄物の処分に係る手数料の徴収事務の委託 [環境局施設課] 3527
- ▽西クリーンセンターにおける一般廃棄物の処分に係る手数料の徴収事務の委託 [環境局施設課] 3528
- ▽土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 [行財政局税務部税制企画課] 3529
- ▽利用料金の承認（神戸市立ポートアイランドスポーツセンター） [文化スポーツ局スポーツ企画課] 3530
- ▽利用料金の承認（神戸ポートアイランドホール） [文化スポーツ局スポーツ企画課] 3537

- ▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局中部建設事務所] 3542
- ▽神戸市営住宅等の駐車場に係る利用料金の承認 [建築住宅局住宅管理課] 3545
- ▽神戸市営住宅等の駐車場に係る利用料金の承認 [建築住宅局住宅管理課] 3553
- ▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更（奥妙法寺自治会ほか） [企画調整局参画推進課] 3561
- ▽指定管理者の指定（神戸市立六甲道児童館ほか） [こども家庭局こども青少年課] 3562
- ▽都市計画法による都市計画の変更（神戸国際港都建設計画道路） [都市局都市計画課] 3565
- ▽都市計画法による都市計画の変更（神戸国際港都建設計画公園） [都市局都市計画課] 3566
- ▽利用料金の承認（しあわせの森有料公園施設） [建設局公園部管理課] 3567
- ▽瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要及び事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧 [環境局環境保全課] 3569
- ▽惣山暫定少年グラウンドにおける貸付料の徴収事務の委託 [文化スポーツ局スポーツ企画課] 3573
- ▽道路法による道路の区域変更・供用開始（市道 有瀬17号線） [建設局道路管理課] 3574
- ▽港湾施設の供用廃止（ふ頭用地） [港湾局経営課] 3575
- ▽港湾施設の供用廃止（六甲マリンパーク海上バス待合所） [港湾局経営課] 3576
- ▽指定管理者の指定（新開地アートひろば） [文化スポーツ局文化交流課] 3577
- ▽利用料金の承認（新開地アートひろば） [文化スポーツ局文化交流課] 3578

公 告

- ▽（仮称）西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業に係る環境影響評価書案等の縦覧及び公聴会開催要請等の受付 [環境局環境保全課] 3583
- ▽都市計画法による都市計画の変更に伴う図書の縦覧（神戸国際港都建設計画道路ほか） [都市局都市計画課] 3585

- ▽開発行為に関する工事の完了（西区玉津町ほか）
[都市局都市計画課] 3586
- ▽河川工事及び河川の維持の内容等
[建設局河川課] 3587

消 防 局

- ▽神戸市火災予防条例第24条第1項第3号の規定に基づく文化財保護法等により指定された建造物の場所の指定（平成4年12月消防告示第3号）の一部改正
[消防局予防部予防課] 3589

水 道 局

- ▽指定納付受託者の改正 [水道局営業課] 3602

交 通 局

- ▽交通局電子計算機処理に係るデータ保護管理規程を廃止する訓令 [交通局経営企画課] 3603
- ▽路線の種別、料金区間、運転系統及び近郊区路線等の乗車料についての一部改正
[交通局自動車部市バス運輸サービス課] 3604

教 育 委 員 会

- ▽神戸市学校給食センター整備・運営PFI事業者選定委員会設置規則の一部を改正する規則
[教育委員会事務局学校支援部健康教育課] 3609
- ▽令和5年4月9日（日）執行予定の神戸市議会議員選挙及び兵庫県議会議員選挙にかかる個人演説会場の公営施設設備の程度及び納付すべき費用の額等
[教育委員会事務局学校環境整備課] 3611

人 事 委 員 会

- ▽神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則及び神戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 [人事委員会事務局調査課] 3625
- ▽神戸市職員の単身赴任手当の支給に関する規則及び神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
[人事委員会事務局調査課] 3630

市 会 事 務 局

- ▽神戸市会事務局処務規程及び市会事務局長等専決規程の一部を改正する規程
[市会事務局政策調査課] 3634

保 健 所

- ▽保健所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令 [健康局保健所保健課] 3640

規 則

神戸市長寿社会対策等基金条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月13日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第61号

神戸市長寿社会対策等基金条例施行規則を廃止する規則

神戸市長寿社会対策等基金条例施行規則（平成元年3月31日規則第69号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月15日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第62号

神戸市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市情報公開条例施行規則（平成13年11月規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（電磁的記録の公開の実施の方法）</p> <p>第3条 条例第17条第2項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法であって、実施機関が現に使用している専用機器又は保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 電磁的記録を光ディスク（<u>日本産業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径120ミリメートルである</u></p>	<p>（電磁的記録の公開の実施の方法）</p> <p>第3条 条例第17条第2項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法であって、実施機関が現に使用している専用機器又は保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 電磁的記録を光ディスク（<u>直径が120ミリメートルであるものに限る。</u>）に複写したものの交付</p>

ものに限る。)に複写したものの交付

(6) 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格 X 6241に適合する直径120ミリメートルであるものに限る。)に複写したものの交付

(交付に要する費用の負担)

第5条 [略]

2 条例第18条第4項に規定する費用の額（同条第2項各号に規定する手数料を納付した者に係る費用の額を除く。）は、次の各号に掲げる交付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 文書、図画又は写真についての写しの交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア [略]

イ 当該文書、図画又は写真をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（第3条第5号又は第6号に規定するものに限る。）に複写したもの 第3条第5号に規定する光ディスクにあつては光ディスク1枚につき100円、第3条第6号に規定する光ディスクにあつては光ディスク1枚につき120円に、それぞれ当該文書、図画又

(交付に要する費用の負担)

第5条 [略]

2 条例第18条第4項に規定する費用の額（同条第2項各号に規定する手数料を納付した者に係る費用の額を除く。）は、次の各号に掲げる交付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 文書、図画又は写真についての写しの交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア [略]

イ 当該文書、図画又は写真をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（直径が120ミリメートルであるものに限る。）に複写したものの光ディスク1枚につき100円に当該文書、図画又は写真1枚（両面に複写された用紙を交付するときは、片面を1枚とする。）ごとに10円を加えた額

<p>は写真1枚（<u>両面に複写された用紙の電磁的記録を交付するときは、片面を1枚とする。</u>）ごとに10円を加えた額</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 第3条第5号に規定する交付<u>光ディスク1枚につき100円</u></p> <p>(4) <u>第3条第6号に規定する交付光ディスク1枚につき120円</u></p> <p>3 [略]</p>	<p>(2) [略]</p> <p>(3) 第3条第5号に規定する交付1枚につき100円</p> <p>3 [略]</p>
--	---

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前になされた神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）第8条の規定による請求に係る交付に要する費用の負担については、なお従前の例による。

神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月15日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第63号

神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び神戸市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和4年12月条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(開示の実施)

第3条 法第87条第1項本文に規定する行政機関等が定める方法は、次に掲げる方法であって、実施機関が現に使用している専用機器又は保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。）により行うことができるものとする。

- (1) 電磁的記録を日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- (2) 電磁的記録に記録されている音声を再生したものの聴取
- (3) 電磁的記録をディスプレイ（実施機関が現に使用しているものに限る。）により出力したものの閲覧又は視聴
- (4) 電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
- (5) 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルであるものに限る。）に複製したものの交付
- (6) 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルであるものに限る。）に複製したものの交付

(開示に要する費用の負担)

第4条 条例第6条第2項に規定する写しの作成に要する費用その他の開示に要

する費用の負担は、当該開示を受ける前にしなければならない。

2 前項に規定する費用の額は、次の各号に掲げる交付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 文書、図画又は写真についての写しの交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 当該文書、図画又は写真を複写機により複写したもの（A3判までの大きさのものに限る。） 1枚（両面に複写された用紙を交付するときは、片面を1枚とする。）につき白黒のものにあつては10円、カラーのものにあつては20円

イ 当該文書、図画又は写真をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（前条第5号又は第6号に規定するものに限る。）に複写したもの 前条第5号に規定する光ディスクにあつては光ディスク1枚につき100円、前条第6号に規定する光ディスクにあつては光ディスク1枚につき120円に、それぞれ当該文書、図画又は写真1枚（両面に複写された用紙の電磁的記録を交付するときは、片面を1枚とする。）ごとに10円を加えた額

(2) 前条第4号に規定する交付 1枚（両面に出力された用紙を交付するときは、片面を1枚とする。）につき白黒のものにあつては10円、カラーのものにあつては20円

(3) 前条第5号に規定する交付 光ディスク1枚につき100円

(4) 前条第6号に規定する交付 光ディスク1枚につき120円

（施行細目の委任）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

（旧規則の廃止）

2 神戸市個人情報保護条例施行規則（平成10年3月規則第80号）は、廃止する。

（個人情報保護審議会規則の廃止）

3 神戸市個人情報保護審議会規則（平成9年12月規則第54号）は、廃止する。
（安全で安心なまちづくりに資する防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則の一部改正）

4 神戸市安全で安心なまちづくりに資する防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則（令和2年4月規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(遵守事項)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第3条第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 画像を加工してはならないこと。ただし、条例第4条第2項ただし書の規定により画像を提供する場合において、市長が個人情報（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項</u>に規定する個人情報をいう。）の保護のため必要があると認めると</p>	<p>(遵守事項)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第3条第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 画像を加工してはならないこと。ただし、条例第4条第2項ただし書の規定により画像を提供する場合において、市長が個人情報（<u>神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号）第2条第1号</u>に規定する個人情報をいう。）の保護のため必要があると認めると</p>

ときは、この限りでない。

きは、この限りでない。

神戸市公有財産規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月15日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第64号

神戸市公有財産規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

神戸市公有財産規則の特例に関する規則（平成13年7月規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 [略] (この規則の失効)	1 [略] (この規則の失効)
2 この規則は、 <u>令和6年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、その時までにした第2条の規定の適用を受ける貸付けに係る契約及び第3条の規定の適用を受ける譲渡に係る契約については、この規則は、その時以後も、なおその効力を有する。	2 この規則は、 <u>令和5年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、その時までにした第2条の規定の適用を受ける貸付けに係る契約及び第3条の規定の適用を受ける譲渡に係る契約については、この規則は、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

訓令甲第7号

庁 中 一 般
区 役 所
事 業 所

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月10日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

神戸市長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(課長、担当課長、課内室長及び課内所長の専決事項)	(課長、担当課長、課内室長及び課内所長の専決事項)
第7条 課長（神戸市事務分掌規則第2条第1項に規定する本庁の組織に属する課長に限る。）、担当課長（神戸市事務分掌規則第2条第1項に規定する本庁の組織に属する担当課長に限る。）、課内室長及び課内所長	第7条 課長（神戸市事務分掌規則第2条第1項に規定する本庁の組織に属する課長に限る。）、担当課長（神戸市事務分掌規則第2条第1項に規定する本庁の組織に属する担当課長に限る。）、課内室長及び課内所長

の専決事項は、次のとおりとする。
この場合において、担当課長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長、担当課長、課内室長及び課内所長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第213条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

課長、担当課長、課内室長及び課内所長共通専決事項～行財政局厚生課長専決事項 [略]

行財政局総務事務センター長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

行財政局財務課長専決事項～行財政局資産活用課長専決事項 [略]

行財政局税務部市民税課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 市税に関する証明及び閲覧に係

の専決事項は、次のとおりとする。
この場合において、担当課長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長、担当課長、課内室長及び課内所長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第213条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

課長、担当課長、課内室長及び課内所長共通専決事項～行財政局厚生課長専決事項 [略]

行財政局総務事務センター長専決事項

(1) [略]

(2) 職員に対する児童手当の認定及び支給に関すること(ただし、会計年度任用職員のうち、勤務時間が短い者を除く。)

(3) [略]

行財政局財務課長専決事項～行財政局資産活用課長専決事項 [略]

行財政局税務部市民税課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 市税に関する証明及び閲覧に係

る手数料の調定及び収納に関する
こと。

(5) [略]

行財政局税務部法人税務課長専決
事項～行財政局税務部収税課長専
決事項 [略]

行財政局税務部収納管理課長専決
事項

(1)、(2) [略]

行財政局税務部担当課長（個人市
民税担当）専決事項 [略]

行財政局税務部担当課長（調査監
理担当）専決事項

(1)～(4) [略]

行財政局税務部担当課長（固定資
産税担当）専決事項～港湾局担当
課長（整備担当）専決事項 [略]

る手数料の調定及び収納に関する
こと（納税証明に係るものを除
く。）。

(5) [略]

行財政局税務部法人税務課長専決
事項～行財政局税務部収税課長専
決事項 [略]

行財政局税務部収納管理課長専決
事項

(1)、(2) [略]

(3) 市税に関する証明並びに当該
証明に係る手数料の調定及び収納
に関すること（納税証明に係るも
のに限る。）。

行財政局税務部担当課長（個人市
民税担当）専決事項 [略]

行財政局税務部担当課長（調査監
理担当）専決事項

(1) 固定資産税（償却資産に係るも
のに限る。以下この項において同
じ。）に係る別表第2に定める税
務部担当課長（調査監理担当）の
決裁区分に属する事項に関するこ
と。

(2)～(5) [略]

行財政局税務部担当課長（固定資
産税担当）専決事項～港湾局担当
課長（整備担当）専決事項 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条、第4条、第6条、第7条関係）
財務関係事務
2-2 収入決定（収入を伴う施行決議・実施決定）

決裁事項	専決範囲	決裁区分										協議	備考	
		副市長	特定局長及び担当局長	特定副局長、特定部長及び室長	部長、担当部長及び室長	特定課長	課長、担当課長、内査長及び課内所長共通	消防局長	教育委員会事務局長、教育次長、監査事務局長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長	特定職	協議			
01 受託（工事）	3億円超	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		金額は、見積金額とする。							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>									
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>									
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>									
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>									
02 売却（物品その他）	4,000万円超	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		金額は、見積金額とする。							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>									
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>									
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>									
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>									
03 物品の賃付	500万円超	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		金額は、見積金額を示す。							
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>									
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>									
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>									
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>									

1 金額は、賃料の年額又は総額を表わし、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。
2 契約を更新する場合、その内容に変更のないもの（消費税に係る変更以外に変更のないものを指す。）については、500万円を超えるものについては、局長及び担当局長、消防局長、教育委員会事務局長、教育次長、監査事務局長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長並びに市会事務局長（以下この表において「局長等」という。）が専決することができる。
3 この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。ただし、

神戸市公有財産規則が適用されるものについては、行財政担当局長（資産活用担当）（4,000万円を超えるもの）、建設局長、都市局長、建築住宅局長及び港湾局長、教育委員会事務局長及び教育次長

神戸市公有財産規則が適用されるものについては、行財政担当局長（資産活用担当）（4,000万円を超えるもの）、建設局長、都市局長、建築住宅局長及び港湾局長、教育委員会事務局長及び教育次長

神戸市公有財産規則が適用されるものについては、行財政担当局長（資産活用担当）（4,000万円を超えるもの）、建設局長、都市局長、建築住宅局長及び港湾局長、教育委員会事務局長及び教育次長

神戸市公有財産規則が適用されるものについては、行財政担当局長（資産活用担当）（4,000万円を超えるもの）、建設局長、都市局長、建築住宅局長及び港湾局長、教育委員会事務局長及び教育次長

神戸市公有財産規則が適用されるものについては、行財政担当局長（資産活用担当）（4,000万円を超えるもの）、建設局長、都市局長、建築住宅局長及び港湾局長、教育委員会事務局長及び教育次長

200万円以下 100万円以下 500万円超	不動産の貸付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
------------------------------	--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

108 諸収入金の徴収又は過額納金の戻出 全て

- (注)
- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。特定局長及び担当局長、特定副局長、特定部長及び室長並びに特定課長の欄にあっては、特定職の欄に掲げる者が専決する。
 - 2 数字は、1件（1決裁に係るものをいう。）の金額を示す。
 - 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合には、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
 - 4 地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
 - 5 設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。
 - 6 本表における「市長が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
 - 7 本表における「市税その他徴収金」とは、神戸市市税条例第2条第2号に規定する徴収金をいう。
 - 8 本表における「徴収」とは、調定、収入の通知及び督促をいう。
 - 9 本表における「諸収入金」とは、使用料（貸付にかかるとは除く）、手数料その他の収入をいう。
 - 10 課長、担当課長、課内室長及び課内所長共通の欄（以下この表において「課長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。
 - 11 消防局長の欄又は教育委員会事務局長教育次長 監査事務局長消防局長の欄又は教育委員会事務局長等事務局長の欄（以下この表において「消防局長の欄又は教育委員会事務局長等事務局長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更契約後の契約金額が消防局長の欄又は教育委員会事務局長等事務局長の欄に専決した職にある者の専決とする。

別表第2(第2条、第4条、第6条、第7条関係)
財務関係事務
2-3 その他

Table with columns: 決裁事項, 専決範囲, 決裁区分, 特定職, 合議, 備考. Rows include items like '01 予備費の使用', '02 歳出予算の流用', '03 歳出予算の配分', '04 歳入歳出予算科目の新設', '05 振替', '06 廃棄', '07 不動産の交換', '08 基金の運用計画の決定', '09 基金の運用計画に基づく運用', '10 契約の変更', '11 共通物品の私出請求', '12 市税その他徴収金及び諸収入金の減免'.

別表第2(第2条、第4条、第6条、第7条関係)
財務関係事務
2-4契約

Table with columns: 決裁事項, 節, 節名称, 細節, 細節名称等, 専決範囲, 決裁区分 (including 副市長, 局長, 特定局長, etc.), 特定職, 会議, 備考. The table lists various procurement items like printing, fuel, and electricity with their respective categories and approval requirements.

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

		改正前					
		改正後					
別表第3 (第10条—第13条関係)		別表第3 (第10条—第13条関係)					
人事関係事務		人事関係事務					
決裁事項	決裁区分	区長及び北 神担当区長	部長、担当 部課長及び 北須磨支 所長共通	担当課長 及び担 当課長共 通	玉津支 所長	備考	
会計年度任用		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
特別職非常勤職員の委嘱・報酬・報全ての者 常勤職員条件の決定		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
報酬の支給		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
[略]		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

別表第4を次のように改める。

別表第4 (第10条—第13条関係)

財務関係事務

4-1 収入決定 (収入を伴う施行決議・実施決定)

決裁事項	専決範囲	決裁区分			合議	備考
		区長及び北神担当区長	部長、担当部長及び北須磨支所長共通	課長及び担当課長共通 玉津支所長		
01 委託	4,000万円以下 2,000万円以下 1,000万円以下	○	○	○	金額は、見積金額とする。	
02 物品その他の売却 (不動産及び用益物権を除く)	4,000万円以下 1,000万円以下 500万円以下	○	○	○	1 金額は、見積金額を示す。 2 500万円を超えるもの(法令等により金額が定まっているものを除く)については経理契約を要する。	
03 物品又は不動産の貸付	500万円以下	○			不動産において神戸市公有財産規則が適用されるものについては、行政担当局長(資産活用担当)(500万円を超えるもの。区役所課長及び資産活用課長(500万円以下)に合議	金額は賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。 1 金額は賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。 2 物品の契約を更新する場合、その内容に変更のないもの(消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。)については、500万円を超えるものについても、区長及び北神担当区長(以下、「区長等」という。)が専決することができる。 3 不動産の契約を更新する場合、その内容に変更のないもの(消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。)については、500万円を超えるものについても、区長等が専決することができる。この場合においては、資産活用課長に合議すること。 4 この項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代収入の場合に準用する。 5 不動産の賃料の減免については、区長等の専決とする。 6 この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。ただし、契約締結後に賃料の納期について別段の定めをする場合は、500万円を超えるものについても、区長等が専決することができる。
物品又は不動産の貸付 (市長が指定するものD)	200万円超	○			不動産において神戸市公有財産規則が適用されるものについては、一時的な材料置場等のためのもの(500万円を超えるもの。区役所課長及び資産活用課長	金額は賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。 1 金額は賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。 2 この項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代収入の場合(500万円を超えるもの。区役所課長及び資産活用課長

	200万円以下				○		経由)又は区役所課長及び資産活用課長(500万円以下)に合議	4 この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。
04	寄附の收受(負担付きでないもの)	100万円以下				○		不動産を除く。
		500万円以下				○		
		200万円以下				○		
		100万円以下				○		
05	施設設備に係る賠償金の徴収等の事務	20万円以下				○		
		10万円以下				○		

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。
- 2 数字は、1件(1決裁に係るものをいう。)の金額を示す。
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合には、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
- 4 地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 5 設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。
- 6 本表における「市長が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのものをいう。
- 7 本表における「徴収」とは、調停、収入の通知及び督促をいう。
- 8 課長及び担当課長共通玉津支所長の欄(以下この表において「課長等の欄」という。)の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

別表第4(第10条—第13条関係)

財務関係事務

4-2 その他

決裁事項	専決範囲	決裁区分		備考
		区長及び北神担当区長	部長、担当部長及び北須磨支所長共通 課長及び担当課長共通 玉津支所長	
01 廃棄	全て		○	
				合議

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。

別表第4 (第10条一第13条関係)
財務関係事務
4-3 契約

決裁事項	専決範囲	決裁区分			合議	備考
		区長及び北神担当区長	部長、担当部長及び北須磨支所長共通	課長及び担当課長共通 玉津支所長		
01 委託	4,000万円以下 2,000万円以下 1,000万円以下 50万円以下	○	○	○	金額は、見積金額とする。	
02 物品等の売却 (不動産及び利益物権を除く)	50万円以下			○	1 金額は、見積金額とする。 2 50万円を超えるものについては経理契約を要する。	
03 物品又は不動産の貸付	500万円以下	○			1 金額は賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。 2 物品の契約を更新する場合、その内容に変更のないもの(消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。)については、500万円を超えるものについても、区長及び北神担当区長(以下、「区長等」という。)が専決することができる。 3 不動産の契約を更新する場合、その内容に変更のないもの(消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。)については、500万円を超えるものについても、区長等が専決することができる。この場合においては、資産活用課長に合議すること。 4 この決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代収入の場合に準用する。 5 不動産の賃料の減免については、区長等の専決とする。 6 この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。ただし、契約締結後に賃料の納期について別段の定めをする場合は、500万円を超えるものについても、区長等が専決することができる。	
物品又は不動産の貸付 (市長が指定するものD)	200万円超			○	1 金額は賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。 2 この決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代収入の場合に準用する。 3 不動産の賃料の減免については、区長等の専決とする。 4 この項における決裁区分は、賃料の納期につ	

200万円以下	○	○	○	○	○	○	○
100万円以下	○	○	○	○	○	○	○

び資産活用課長（500万円以下）に合議
いて別段の定めをする場合に準用する。

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。
- 2 数字は、1件（1決裁に係るものをいう。）の金額を示す。
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合には、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
- 4 地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 5 設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。
- 6 本表における「市長が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等の欄の決裁区分をいう。
- 7 課長及び担当課長共通玉津支所長の欄（以下この表において「課長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した職の直近上位の職にある者の専決とする。
- 8 経理契約で締結した契約について変更を行う場合は、契約監理課長の専決とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前			
別表第5（第15条—第17条関係） 人事関係事務		別表第5（第15条—第17条関係） 人事関係事務			
決裁区分 決裁事項	第1類事業所		第2類事業所長 共通		第3類事業所長 共通
	所長共通	副所長、課長及び 担当課長共通	所長共通	副所長、課長及び 担当課長共通	
会計年度任用	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
特別 職非 常勤 職員	—	全ての者	—	全ての者	—
報酬・報酬 等勤務条件 の軽易な変 更	—	全ての者	—	全ての者	—
報酬の支出	—	全ての者	—	全ての者	—
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第6を次のように改める。

別表第6 (第15条—第17条関係) 財務関係事務

6-1 支出決定 (支出を伴う施行決議・実施決定)

決裁事項	節	節名称	細節	細節名称等	専決範囲	決裁区分				合議	備考	
						第1項事業所 第4項事業所長共通	副所長、課長及び担当課長共通	第2項事業所長共通	第3項事業所長共通			
01 報酬等	01 報酬		01	委員報酬	別表第5						別表第5の決裁区分によるものとする。	
			02	非常勤職員報酬	別表第5							別表第5の決裁区分によるものとする。
			04	会計年度任用職員報酬	別表第5							別表第5の決裁区分によるものとする。
			02	給料	別表第5							
			03	職員手当等	別表第5							
			01	地境手当	別表第5							
			03	時間外勤務手当	別表第5							
			04	休日直手当	別表第5							
			05	特殊勤務手当	別表第5							
			06	期末・勤続手当	別表第5							
04 共済費又は社会保険料	04 共済費		07	通勤手当	別表第5							
			08	退職手当	別表第5							
			10	其他手当	別表第5							
			01-04	共済・健康保険組合負担金、地方公務員災害補償基金負担金、互助組合負担金、共済費事業主負担金	全て							
			01	報償費	300万円以下							
					100万円以下							
					20万円以下							
					100万円超							
					100万円以下							
					50万円以下							
06 旅費	09 旅費		01-03	遠距離旅費、国外旅費、近距離旅費(職員の旅費) (特別職非常勤職員の旅費を除く)	全て						電子情報処理組織により作成した旅行命令書に基づき支給する旅費を除く。	
					300万円以下							
					100万円以下							
					20万円以下							
					全て							
					100万円以下							
					50万円以下							
					100万円以下							
					20万円以下							
					全て							
07 交際費	10 交際費		01	交際費	全て						前表5の表08の項を適用する。	
					2,000万円以下							
					1,000万円以下							
					100万円以下							
					200万円以下							
					100万円以下							
					20万円以下							
					全て							
					全て							
					2,000万円以下							
08 調達	11 需用費		01-03、09	消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費	1,000万円以下						100万円を超えるものについては経理契約を要する。	
					100万円以下							
					200万円以下							
					100万円以下							
					20万円以下							
					全て							
					全て							
					2,000万円以下							
					1,000万円以下							
					100万円以下							
04 電気料金			01	消耗品費(市長が指定するものを除く共通物品)	全て						全て経理契約を要する。	
					2,000万円以下							
					1,000万円以下							
					100万円以下							
					2,000万円以下							
					1,000万円以下							
					100万円以下							
					2,000万円以下							
					1,000万円以下							
					100万円以下							

14	物品の借入れ	使用料及び賃借料	01	一般使用料等(電子計算機上で使用するソフトウェアに係るもの)	2,000万円以下 1,000万円以下 100万円以下	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	100万円を超えるものについては経理契約を要する。 1 金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。 2 80万円を超えるものについては経理契約を要する。 金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。 1 自動車借上料の契約を請負(その他)で締結する場合、100万円を超えるものについては経理契約を要する。 2 自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、80万円を超えるものについては経理契約を要する。 3 自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。
14	請負(その他)	使用料及び賃借料	02	自動車借上料(その他請負契約)	2,000万円以下	○				1 自動車借上料の契約を請負(その他)で締結する場合、100万円を超えるものについては経理契約を要する。 2 自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、80万円を超えるものについては経理契約を要する。 3 自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。
14	物品の借入れ	使用料及び賃借料	02	自動車借上料(物品貸借契約)	2,000万円以下 1,000万円以下 300万円以下	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	1 自動車借上料の契約を請負(その他)で締結する場合、100万円を超えるものについては経理契約を要する。 2 自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、80万円を超えるものについては経理契約を要する。 3 自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。
14	請負(その他)、物品の借入れ	使用料及び賃借料	02	自動車借上料(市長が指定するものB、C)	200万円以下 100万円以下	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。
14	請負(その他)	使用料及び賃借料	02	自動車借上料(市長が指定するものB)	20万円以下				○	
14	物品の借入れ	使用料及び賃借料	02	自動車借上料(市長が指定するものC)	50万円以下				○	賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。
14	請負(その他)	使用料及び賃借料	02	自動車借上料(タクシー利用料)(乗車票による利用に係るもの)	全て 20万円以下			○		
14	不動産の借入れ	使用料及び賃借料	03-04	土地借上料、家賃借上げ料	200万円以下 100万円以下	○ ○			○ ○	1 金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。 2 契約を更新する場合、その内容に変更のないもの(消賃税に係る変更以外に変更のないものを含む。)については、200万円を超えるものについても、第1類事業所長が専断することができ、この場合においては、資産活用職に合議すること。 3 この項における法裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代支払の場合に準用する。
14	物品の借入れ	使用料及び賃借料	03-04	土地借上料、家賃借上げ料(市長が指定するものD)	100万円以下				○	神戸市公有財産規則が適用されるものうち、一時的な材料置場等のためのものであるものについては、資産活用職長に合議

12	請負(工事)	15	工事請負費	01	工事請負費	○	○	○	○	1 直営工事の施行決定を含む。 2 250万円を超えるものについては経理契約を要する。
13	調達	16	原材料費	01	原材料費	○	○	○	○	100万円を超えるものについては経理契約を要する。
14	調達	18	備品購入費	01-02	原材料費 (市長が指定するものA) 一般備品費、重要備品費	○	○	○	○	100万円を超えるものについては経理契約を要する。
15	負担金、補助金、奨励金その他これらに類するもの	19	負担金補助金及び交付金	01-03	負担金、補助金、分租金等	○	○	○	○	複数の相手方に対する負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの(以下「負担金等」という。)の金額を、の決裁により決定した場合、当該負担金のうち一部のものに係る金額を変更するとき(変更後の当該負担金等の総額が変更前の当該負担金等の総額を下回ることに限る。)の決裁区分は、変更後の個々の負担金の額に基づくとする。この場合、当該決裁区分が複数の決裁区分に該当することとなるときは、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
16	負担金、補助金、奨励金その他これらに類するもの	20	扶助費	01	扶助費	○	○	○	○	複数の相手方に対する扶助費の金額を、の決裁により決定した場合、当該扶助費のうち一部のものに係る金額を変更するとき(変更後の当該扶助費の総額が変更前の当該扶助費の総額を下回ることに限る。)の決裁区分は、変更後の個々の扶助費の額に基づくとする。この場合、当該決裁区分が複数の決裁区分に該当することとなるときは、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
17	諸収入金A 又はBの過剰整理	23	償還金利息及び割引料	01	一般償還金	○	○	○	○	
18	負担金、補助金、奨励金その他これらに類するもの	28	繰出金	01-03	特別会計繰出金、公営企業会計繰出金、一般会計繰出金	○	○	○	○	

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。
- 2 数字は、1件(1決裁に係るものをいう。)の金額を示す。
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
- 4 地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 5 設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。

- 6 本表における「市長が指定するものA」とは、災害応急に関するもの、新聞、追録、図書券、乗車券、単価協定品、新聞・ラジコ・テレビ等による広告等に係る料金（競争性がないものに限る）、印刷料金（採用等の試験又は選考の問題集又は解答用紙の印刷に係るものに限る。）並びに地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき買入れる物品及び同号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
- 7 本表における「市長が指定するものB」とは、災害応急に関するもの、単価協定事項並びに地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
- 8 本表における「市長が指定するものC」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定による契約に基づき借り入れる物品をいう。
- 9 本表における「市長が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガスパイプ、道路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
- 10 本表における「請負（その他）」とは、契約事務手続規程第19条に該当するものをいう。
- 11 本表における「共通物品のうち市長が指定するもの」については、総務事務センター長が別に定める。
- 12 本表における「諸収入金A」とは、市税（県民税を含む）、使用料、手数料その他の収入をいう。
- 13 本表における「諸収入金B」とは、施設設備に係る賠償金をいう。
- 14 単価協定品の品目、金額、契約方法等については、契約監理課長が別に定める。
- 15 諸集会又は諸行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたものに限る。
- 16 第1類事業所の副所長、課長及び担当課長共通、第2類事業所長共通並びに第3類事業所長共通の欄（以下この表において「副所長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が副所長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

別表第6 (第15条—第17条関係)
財務関係事務
6-2 収入決定 (収入を伴う施行決議・実施決定)

決裁事項	専決範囲	決裁区分				合議	備考
		第1類事業所		第2類事業所長共通	第3類事業所長共通		
		第1類事業所長共通	副所長、課長及び担当課長共通				
01 受託	2,000万円以下 1,000万円以下 20万円以下	○	○	○		金額は、見積金額とする。	
02 物品その他の売却 (不動産及び利益物権を除く) (法令等により金額が定まっているものを除く) 物品その他の売却 (不動産及び利益物権を除く) (法令等により金額が定まっているもの)	1,000万円以下 500万円以下 20万円以下 全て 20万円以下	○	○	○		1 金額は、見積金額を示す。 2 50万円を超えるものについては経理契約を要する。 金額は見積金額を示す。	
03 物品の貸付	200万円以下 100万円以下 20万円以下	○	○	○		1 金額は、賃料の年額又は総額を表わし、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。 2 契約を更新する場合、その内容に変更のないもの (消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。) については、200万円を超えるものについても、第1類事業所長の専決とする。 3 この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。ただし、契約締結後に賃料の納期について別段の定めをする場合については、200万円を超えるものについても、第1類事業所の所長が専決することができる。	
04 不動産の貸付	200万円以下 100万円以下	○	○	○	神戸市公有財産規則が適用されるものについては、資産活用課長に合議は、資産活用課長に合議	1 金額は、賃料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。 2 契約を更新する場合、その内容に変更のないもの (消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。) については、200万円を超えるものについても、第1類事業所長の専決とする。この場合においては、資産活用課長に合議すること。地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代収入の場合に準用する。 4 賃料の減免については、局長専決とする。 5 この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。ただし、契約締結後に賃料の納期について別段の定めをする場合については、200万円を超えるものについても、第1類事業所の所長が専決することができる。	
05 借附の收受 (負担付きでないもの)	200万円以下 100万円以下	○	○	○		不動産を除く。	

別表第6（第15条—第17条関係）
財務関係事務
6-3 その他

決議事項	専決範囲	決裁区分				合議	備考
		第1類事業所		第2類事業所長共通	第3類事業所長共通		
		第1類事業所長共通	副所長、課長及び担当課長共通				
01 廃棄	全て		○		○		
02 契約の変更（工期又は納期の延長の決定）	40日以下 10日以下	○					変更前の契約が経理契約の場合は、経理契約を要する。
03 共通物品の払出請求（共通物品のうち市長が指定するもの）	全て		○		○		
04 諸収入金A又は諸収入金Bの減免（条例や規則等に定められた基準に基づいて行うもの）	全て		○		○		
諸収入金A又は諸収入金Bの徴収猶予若しくはその取消し、徴収の嘱託、滞納処分	全て		○		○		
05 歳入歳出外現金又は有価証券の受入れ又は払出	全て		○		○		
06 諸集会又は行事の開催（飲食を伴わないものに限る。）	全て		○		○		1 飲食を伴うものは、原則として禁止する。 2 やむを得ず飲食を伴う諸集会又は諸行事を開催する場合は、郵局の専決を得ること。 3 本項は予算の使用を決定する施行決議の項目であり、経費の支出については、個別の決裁事項を適用すること。
07 振替	全て		○		○		一般会計と企業会計間等、異なる会計間での負担金及び分担金の収入又は支出を含む。
08 前渡金	全て 20万円以下 50万円以下		○		○		
前渡金（定例的な報酬、報償、社会保険料又は賄料）							
前渡金（電気使用料、ガス使用料、水道使用料、電話使用料、後納郵便料金又は日本放送協会の受信料）	全て						
09 立替払金	全て		○		○		

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。
- 2 数字は、1件（1決裁に係るものをいう。）の金額を示す。
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合には、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
- 4 前渡金の項及び立替払金の項の決裁区分については、別表6-1支出決定の表の他の項の決裁区分と重ねて適用する。
- 5 地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 6 本表における「諸収入金A」とは、使用料、手数料その他の収入をいう。
- 7 本表における「諸収入金B」とは、施設設備に係る賠償金をいう。
- 8 本表における「徴収」とは、調定、収入の通知及び督促をいう。

別表第6 (第15条—第17条関係)
財務関係事務
6-4 契約

決裁事項	節名称	節細節	細節名称等	専決範囲	決裁区分				合議	備考
					第1類事業所 第1類事業所長共通	第1類事業所 副所長、課長及び担当課長共通	第2類事業所長共通	第3類事業所長共通		
01 調達	11 需用費	01-03、09	消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費	100万円以下	○	○	○	○	100万円を超えるものについては経理契約を要する。	
			消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費 (市長が指定するものA)	200万円以下						
			消耗品費 (共通物品のうち市長が指定するものを除く)	100万円以下						
			消耗品費 (共通物品のうち市長が指定するものを除く)	20万円以下						
02 請負 (その他)	11 需用費	04	電気料金	2,000万円以下	○				1,000万円を超えるものについては経理契約を要する。	
			電気料金 (電気事業者の定める申込書によるもの)	1,000万円以下						
			ガス料金、上下水道料金	全て						
			修繕料	100万円以下					100万円を超えるものについては経理契約を要する。	
02 請負 (製造)	12 役務費	01	修繕料 (市長が指定するものB)	200万円以下	○					
			修繕料 (市長が指定するものB)	100万円以下						
			修繕料 (市長が指定するものB)	20万円以下						
			修繕料 (市長が指定するものB)	20万円以下						
02 請負 (製造)	12 役務費	01	積材料費 (各種施設における給食、積材料等食料)	全て						
			一般役務費	200万円以下						
			一般役務費	250万円以下						
			一般役務費	200万円以下					250万円を超えるものについては経理契約を要する。	
02 請負 (その他)	12 役務費	01	一般役務費	300万円以下	○					
			一般役務費	100万円以下						
			一般役務費 (定例的な報價)	100万円超						
			一般役務費、その他通信運搬費	100万円以下						
02 請負 (その他)	12 役務費	01、03	一般役務費、その他通信運搬費	100万円以下						
			一般役務費、その他通信運搬費 (市長が指定するものB)	200万円以下						
			一般役務費、その他通信運搬費 (市長が指定するものB)	100万円以下						
			電気通信料	200万円以下					100万円を超えるものについては経理契約を要する。	
02 調達	12 役務費	02	電気通信料	全て					電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者が提供する同条第3号に規定する電気通信役務に關する料金をいう。	
			その他通信運搬費 (後納郵便料金)	全て						
			保険料	全て						
			保険料	200万円以下						

労働者派遣契約	12 従務費	05	人材派遣料	2,000万円以下 1,000万円以下 20万円以下	○ ○ ○						金額は、見積金額を示す。
03 委託	13 委託料	02	その他委託料	2,000万円以下 1,000万円以下 20万円以下	○ ○ ○						金額は、見積金額を示す。
04 調達	14 使用料及び貸借料	01	一般使用料等（一般使用料（貸借に係るものを除く）等及び証明書発行等に係る手数料）	20万円以下 100万円以下 20万円以下	○ ○ ○						100万円を超えるものについては経理契約を要する。
	14 使用料及び貸借料	01	一般使用料等（物品）	80万円以下 20万円以下	○ ○						1 金額は、貸料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。 2 80万円を超えるものについては経理契約を要する。
	14 使用料及び貸借料	02	自動車借上料（市長が指定するものC）	200万円以下 100万円以下 50万円以下	○ ○ ○						金額は、貸料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。
	14 使用料及び貸借料	02	自動車借上料（市長が指定するものB）	200万円以下 100万円以下	○ ○						金額は、貸料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。
	14 使用料及び貸借料	02	自動車借上料（市長が指定するものA）	200万円以下 100万円以下	○ ○						金額は、貸料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。
	14 使用料及び貸借料	03-04	土地借上料、家屋借上料	200万円以下 100万円以下 100万円以下	○ ○ ○						金額は、貸料の年額又は総額を表し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。
05 請負（工事）	15 工事請負費	01	工事請負費	250万円以下 20万円以下	○ ○						250万円を超えるものについては経理契約を要する。
06 調達	16 原材料費	01	原材料費	100万円以下 20万円以下	○ ○						100万円を超えるものについては経理契約を要する。

不動産の貸付(市長が指定するものD)	—	—	—	100万円以下	○	○	○	○	神戸市公有財産利用が適用されるもののうち、一時的な材料置場等のための活用課長に合議	4 賃料の減免については、局長専決とする。 5 この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。ただし、契約締結後に賃料の納期について別段の定めをする場合については、200万円を超えるものについても、第1類事業所の所長が専決することができる。
	—	—	200万円以下	100万円以下	○	○	○	○	1 金額は、賃料の年額又は総額を差し、無償のもの又は軽減されたものについては、見積金額を示す。 2 契約を更新する場合、その内容に変更のないもの(消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。)については、200万円を超えるものについても、第1類事業所の所長が専決すること。 3 決裁区分は、地上権、地役権その他これらに類する権利の設定における定期的地代収入の場合に準用する。 4 賃料の減免については、局長専決とする。 5 この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。ただし、契約締結後に賃料の納期について別段の定めをする場合については、200万円を超えるものについても、第1類事業所の所長が専決することができる。	

(注)

- 1 本表における決裁事項の欄に丸印を付した事項は、同表に定める決裁区分にある者の専決事項とする。
- 2 数字は、1件(1決裁に係るものをいう。)の金額を示す。
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
- 4 地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 5 設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。
- 6 本表における「市長が指定するものA」とは、災害応急に関するもの、新聞、追録、図書券、乗車券、単価協定品、新聞・ラジオ・テレビ等による広告等に係る料金(競争性がないものに限り)、印刷料金(採用等の試験又は選考の問題集又は解答用紙の印刷)に係るものに限る。)並びに地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき買入れられる物品及び同号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
- 7 本表における「市長が指定するものB」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等並びに地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約に基づき借り入れられる物品をいう。
- 8 本表における「市長が指定するものC」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定による契約に基づき借り入れられる物品をいう。
- 9 本表における「市長が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
- 10 本表における「請負(その他)」とは、契約事務手続規程第13条に該当するものをいう。
- 11 本表における「共通物品のうち市長が指定するもの」は、総務事務センター長が別に定める。
- 12 単価協定品の品目、金額、契約方法等については、契約監理課長が別に定める。
- 13 諸集会又は諸行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたものに限る。
- 14 第1類事業所の副所長、課長及び担当課長共通、第2類事業所長共通並びに第3類事業所長共通の欄(以下この表において「副所長等の欄」という。)の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が副所長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。
- 15 経理契約で締結した契約について変更を行う場合は、契約監理課長の専決とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の別表第2の2-1支出決定の表21の項及び2-4契約の表10の項（損害賠償金に係るものに限る。）は、令和4年6月1日から適用する。

告 示

神戸市告示第 746 号

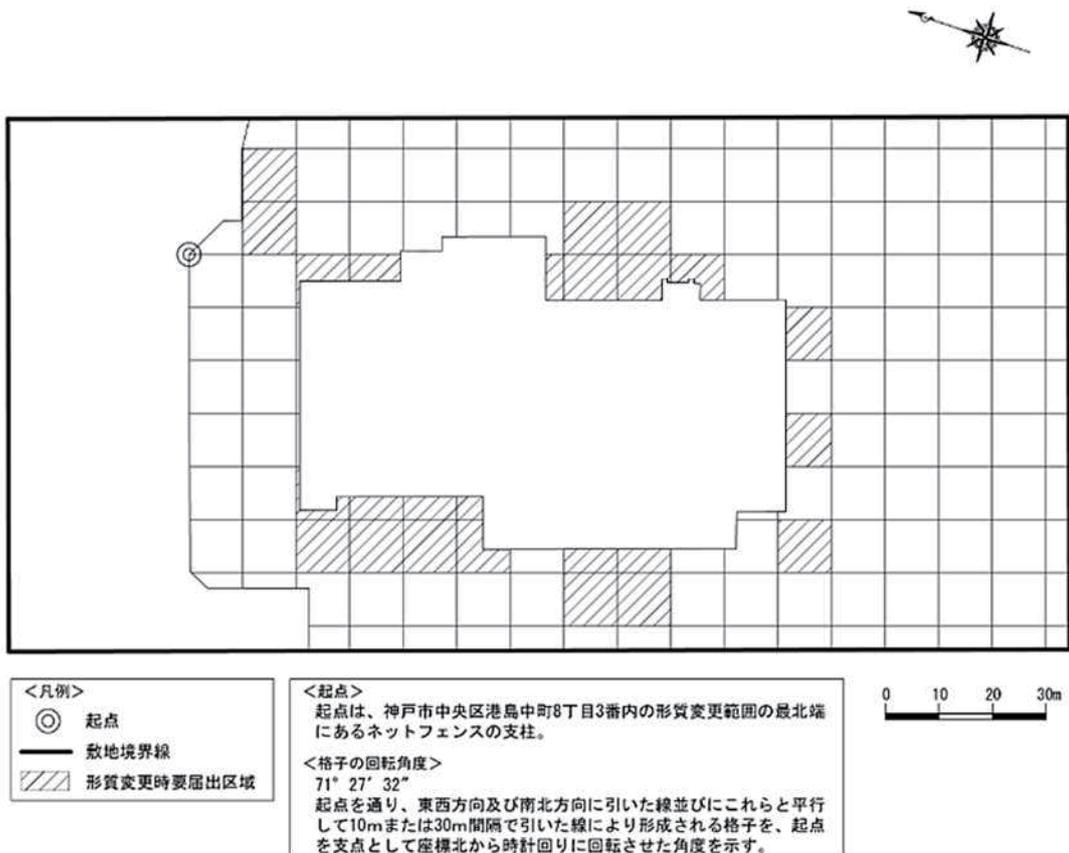
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和 5 年 3 月 15 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域
中央区港島中町 8 丁目 3 番の一部
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物

別図



神戸市告示第747号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、埋火葬に関する証明手数料の徴収及び収納の事務を次のとおり委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月28日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

富山市奥田新町12番3号

株式会社 五輪

代表者 代表取締役 宮本 岳司朗

2 委託年月日

令和5年4月1日

神戸市告示第748号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月28日

神戸市長 久元喜造

1. 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先

別表のとおり

2. 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3. 返還事務を行う時間

魚崎浜保管所及び稗原保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）

4. 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5. その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	岩屋駅周辺	自転車 2台	令和5年2月2日	東灘区御影塚町2丁目27番20号 建設局東部建設事務所 電話 854-2191
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	灘駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	王子公園駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	六甲道駅周辺	自転車 11台	令和5年2月3日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 4台		
	六甲駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	甲南山手駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	深江駅周辺	自転車 1台	令和5年2月3日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺	自転車 5台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	魚崎駅周辺	自転車 1台	令和5年2月8日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	六甲道駅周辺	自転車 7台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	六甲駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	阪神御影駅周辺	自転車 6台	令和5年2月9日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	阪急御影駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	深江駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	青木駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	魚崎駅周辺	自転車 2台	令和5年2月14日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摂津本山駅周辺	自転車 2台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	大石駅周辺	自転車 1台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	摩耶駅周辺	自転車 3台		
自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台			
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	王子公園駅周辺	自転車 0台	令和5年2月14日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 1台		
	新在家駅周辺	自転車 3台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車 0台		
	新在家駅周辺	自転車 3台		

別表

	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	六甲道駅周辺	自転車	10台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	六甲駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	J R住吉駅周辺	自転車	1台	令和5年2月15日
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摂津本山駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	岡本駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	甲南山手駅周辺	自転車	2台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	深江駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	青木駅周辺	自転車	6台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	魚崎駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
稗原保管所 灘区上河原通1丁目1番	灘区管内	自転車	12台	令和5年2月20日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	阪神御影駅周辺	自転車	5台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	阪急御影駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
魚崎浜保管所 東灘区魚崎浜町1番5号	東灘区管内	自転車	15台	令和5年2月21日
	自転車等長期放置	原動機付自転車	0台	
	J R住吉駅周辺	自転車	4台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	摂津本山駅周辺	自転車	3台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1台	
	岡本駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	
	甲南山手駅周辺	自転車	1台	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0台	

神戸市告示第749号

神戸臨床研究情報センター条例（平成15年3月条例第61号。以下「条例」という。）の規定により神戸臨床研究情報センター（以下「センター」という。）の指定管理者の指定を受けた公益財団法人神戸医療産業都市推進機構がその収入として収受するセンターの利用にかかる料金（以下「利用料金」という。）について、条例第8条第2項の規定により承認したので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月28日

神戸市長 久元喜造

1 利用料金の額（条例第8条第2項関係）

(1) ドライラボ、ウェットラボ等、研究用居室及び駐車場

施設	金	額
ドライラボ	1平方メートル1月につき	3,300円
ウェットラボ等	1平方メートル1月につき	9,800円
研究用居室	1平方メートル1月につき	3,300円
駐車場	1台1月につき	17,000円

(2) 研修室及び会議室

施設	面積(単位:平方メートル)	午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後9時まで)	午前・午後(午前9時から午後5時まで)	午後・夜間(午後1時から午後9時まで)	終日(午前9時から午後9時まで)
研修室大	196	9,500円	12,500円	9,500円	19,800円	19,800円	26,700円
研修室中	99	4,500円	6,000円	4,500円	9,400円	9,400円	12,700円
研修室小	66	3,000円	4,000円	3,000円	6,300円	6,300円	8,500円
会議室1	29	1,500円	2,000円	1,500円	3,100円	3,100円	4,200円
会議室2	45	2,000円	3,000円	2,000円	4,500円	4,500円	5,900円

2 実施適用期日

令和5年4月1日から

神戸市告示第 750 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定により、一般廃棄物の処分に関し、東クリーンセンターの手数料の徴収事務を次のとおり委託するので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 3 月 28 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

神戸市中央区海岸通 4 丁目 4 番 5 号

新和警備保障株式会社

代表取締役 喜田 城太郎

2 委託年月日

令和 5 年 4 月 1 日

神戸市告示第751号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、一般廃棄物の処分に関し、港島クリーンセンターの手数料の徴収事務を次のとおり委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月28日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

神戸市中央区海岸通4丁目4番5号

新和警備保障株式会社

代表取締役 喜田 城太郎

2 委託年月日

令和5年4月1日

神戸市告示第752号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、一般廃棄物の処分に関し、西クリーンセンターの手数料の徴収事務を次のとおり委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月28日

神戸市長 久元喜造

1 受託者

神戸市中央区海岸通4丁目4番5号

新和警備保障株式会社

代表取締役 喜田 城太郎

2 委託年月日

令和5年4月1日

神戸市告示第753号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号。以下「条例」という。）第57条第1項の規定により、各区の区域ごとに作成した地方税法（昭和25年法律第226号）第415条第1項に規定する土地価格等縦覧帳簿を当該区の区域内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供する期間及び各区の区域ごとに作成した同項に規定する家屋価格等縦覧帳簿を当該区の区域内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供する期間を次のとおり定め、次の場所で縦覧に供するので、条例第57条第2項の規定により告示する。

令和5年3月28日

神戸市長 久元喜造

- 1 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間
令和5年4月3日から令和5年5月1日まで（午前8時45分から午後5時15分まで）。ただし、土曜日、日曜日、休日は除く。
- 2 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所
新長田合同庁舎

神戸市告示第754号

神戸市立体育施設条例（平成8年3月条例第53号）第9条の2第1項の規定により、神戸市立ポートアイランドスポーツセンターの指定管理者の指定を受けた神戸市立ポートアイランドスポーツセンター運営事業体はその収入として収受する神戸市立ポートアイランドスポーツセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について、同条例第9条の2第2項及び第4項の規定により承認をしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月28日

神戸市長 久元喜造

1 神戸市立ポートアイランドスポーツセンターの利用料金

(1) 大会等による使用

ア. 全面使用又は全部使用の場合（表1）

使用区分\使用時間				平日	土・日・祝	9時～ 21時以外	休館日
競技場	50メートルプール	アマチュアのスポーツの競技会又は練習会に使用する場合	1時間につき	20,500円	24,650円	30,900円	30,900円
		その他の場合		123,000円	147,900円	185,400円	185,400円
	メインリンク	アマチュアのスポーツの競技会又は練習会に使用する場合		21,700円	26,100円	32,700円	32,700円
		その他の場合		130,200円	156,600円	196,200円	196,200円
	飛込プール	アマチュアのスポーツの競技会又は練習会に使用する場合		7,300円	8,760円	10,900円	10,900円
		その他の場合		43,600円	52,320円	65,300円	65,300円
サブリンク	アマチュアのスポーツの競技会又は練習会に使用する場合	7,300円	8,760円	10,900円	10,900円		
	その他の場合	43,600円	52,320円	65,300円	65,300円		
25メートルプール	アマチュアのスポーツの競技会又は練習会に使用する場合			11,200円	13,440円	16,800円	16,800円
	その他の場合			67,200円	80,640円	100,800円	100,800円
会議室				500円	600円	700円	700円

イ. コース使用の場合（表2）

使用区分\使用時間				平日	土・日・祝	9時～ 21時以外	休館日
競技場	50メートルプール	アマチュアのスポーツの競技会又は練習会に使用する場合	1コース1時間につき	2,600円	3,120円	3,900円	3,900円
25メートルプール				1,900円	2,280円	2,850円	2,850円

備考

1. 入場料を徴収して競技場を使用する場合において、入場料の収入が50,000円を超えると
きの当該利用料金の額は、その収入額から50,000円を控除した残額の1割に相当する額を
この表に規定する額に加算して得た額とする。
2. 競技場の使用には、競技役員室、選手招集室、更衣室及びコースロープの使用を含む。
3. 使用時間は準備から後片付けを含む。使用時間を過ぎても退館されない場合は、規定の
延長料金を徴収する。
4. 25メートルプールの使用には、更衣室及びコースロープの使用を含む。
競技場と25メートルプールを併用して使用する場合には、25メートルプールの利用料金
に限り、当該額は、表1に規定する額の2分の1に相当する額による。
5. 使用時間に30分未満の端数が生じたときは30分として計算し、30分以上1時間未満の端
数が生じたときは1時間として計算し、30分当たりの利用料金の額は、1時間の利用料金
の額の2分の1に相当する額とする。
6. 50メートルプール並びに25メートルプールはコース単位で使用できるものとし、表2に
規定する額を利用料金とする。

(2) 個人使用の場合

使用区分\使用者		小学校就学前の者, 小学生及び中学生		一般の者	
		18時までの 入場者	18時以降の 入場者 (ナイター 割引)	18時までの 入場者	18時以降の 入場者 (ナイター 割引)
50メートルプール	1人1回につき	300円	200円	650円	500円
	一般の者が小学生又は中学生を 同伴する場合(一般の者1人に 当該一般の者が同伴する小学生 又は中学生のうちいずれか1人 を加えた場合に限る。)2人1回 につき			800円	600円
	30人以上50人未満の団体の場合 1人1回につき	230円	150円	460円	350円
	50人以上100人未満の団体の場 合 1人1回につき	190円	120円	390円	300円
	100人以上の団体の場合 1人 1回につき	160円	100円	330円	250円
	回数券11枚綴り(1人)		3,000円		6,500円
	回数券11枚綴り 一般の者が小 学生又は中学生を同伴する場合 (一般の者1人に当該一般の者 が同伴する小学生又は中学生の うちいずれか1人を加えた場合 に限る。)				8,000円
	25メートルプール	1人1回につき	300円	200円	650円
一般の者が小学生又は中学生を 同伴する場合(一般の者1人に 当該一般の者が同伴する小学生 又は中学生のうちいずれか1人 を加えた場合に限る。) 2人1			800円	600円	

	回につき		
	回数券11枚綴り(1人)	3,000円	6,500円
	回数券11枚綴り 一般の者が小学生又は中学生を 同伴する場合(一般の者1人に 当該一般の者が同伴する小学生 又は中学生のうちいずれか1人 を加えた場合に限る。)		8,000円
50・25メートルプー ル共通	1ヶ月定期	2,000円	4,000円
	3ヶ月定期	5,000円	10,000円
	3ヶ月高齢者(65歳以上)割引 定期		9,000円

使用区分\使用者		小学校就学前の者, 小学生及び中学生		一般の者	
		17時までの 入場者	17時以降の 入場者 (ナイター 割引)	17時までの 入場者	17時以降の 入場者 (ナイター 割引)
メインリンク及びサ プリング	1人1回につき	750円	500円	1,400円	1,000円
	一般の者が小学生又は中学生 を同伴する場合(一般の者1人 に当該一般の者が同伴する小 学生又は中学生のうちいづれ か1人を加えた場合に限る。)		1,800円		1,300円
	2人1回につき				
	30人以上50人未満の団体の場 合 1人1回につき	530円	350円	1,000円	710円
	50人以上100人未満の団体の場 合 1人1回につき	460円	300円	850円	600円
	100人以上の団体の場合 1人 1回につき	380円	250円	710円	500円
	回数券6枚綴り(1人)		4,000円		7,500円
	回数券6枚綴り 一般の者が小学生又は中学生 を同伴する場合(一般の者1人 に当該一般の者が同伴する小 学生又は中学生のうちいづれ か1人を加えた場合に限る。)				9,500円
	シーズン当初(11月) 1人1回につき		550円		1,100円
	シーズン当初(11月) 一般の者が小学生又は中学生 を同伴する場合(一般の者1人 に当該一般の者が同伴する小 学生又は中学生のうちいづれ か1人を加えた場合に限る。) 2人1回につき				1,400円

	1ヶ月定期	5,000円	10,000円
--	-------	--------	---------

備考

- この表において「一般の者」とは、小学校就学前の者、小学生及び中学生以外の者をいう。
- 保護者が同伴する小学校就学前の者については、保護者1人につき当該小学校就学前の者1人を無料とする。ただし、団体で使用する場合を除く。
- 毎月月末の金曜日にプレミアムフライデー割引として15時からナイター割引料金とする。
- この表において指定管理者が必要があると認めるときは、1回の使用時間を3時間とすることができる

(3) 個人使用（障がい者手帳等の交付を受けた者）の場合

使用区分\使用者		小学校就学前の者, 小学生及び中学生		一般の者	
		18時までの 入場者	18時以降の 入場者 (ナイター 割引)	18時までの 入場者	18時以降の 入場者 (ナイター 割引)
50メートルプール	1人1回につき	150円	100円	320円	250円
	一般の者が小学生又は中学生を同伴する場合(一般の者1人に当該一般の者が同伴する小学生又は中学生のうちいずれか1人を加えた場合に限る。)2人1回につき			400円	300円
	30人以上50人未満の団体の場合 1人1回につき	110円	70円	230円	170円
	50人以上100人未満の団体の場合 1人1回につき	90円	60円	190円	150円
	100人以上の団体の場合 1人1回につき	80円	50円	160円	120円
	回数券11枚綴り(1人)	1,500円		3,200円	
	回数券11枚綴り 一般の者が小学生又は中学生を同伴する場合(一般の者1人に当該一般の者が同伴する小学生又は中学生のうちいずれか1人を加えた場合に限る。)			4,000円	
25メートルプール	1人1回につき	150円	100円	320円	250円
	一般の者が小学生又は中学生を同伴する場合(一般の者1人に当該一般の者が同伴する小学生又は中学生のうちいずれか1人を加えた場合に限る。)2人1回につき			400円	300円
	回数券11枚綴り(1人)	1,500円		3,200円	
	回数券11枚綴り 一般の者が小学生又は中学生を同伴する場合(一般の者1人に当該一般の者が同伴する小学生			4,000円	

	又は中学生のうちいずれか1人を加えた場合に限る。)		
50・25メートルプール共通	1ヶ月定期	1,000円	2,000円
	3ヶ月定期	2,500円	5,000円
	3ヶ月高齢者(65歳以上)割引定期		4,500円

使用区分\使用者		小学校就学前の者, 小学生及び中学生		一般の者	
		17時までの入場者	17時以降の入場者(ナイター割引)	17時までの入場者	17時以降の入場者(ナイター割引)
メインリンク及びサブリンク	1人1回につき	370円	250円	700円	500円
	一般の者が小学生又は中学生を同伴する場合(一般の者1人に当該一般の者が同伴する小学生又は中学生のうちいずれか1人を加えた場合に限る。) 2人1回につき	900円		650円	
	30人以上50人未満の団体の場合 1人1回につき	260円	170円	500円	350円
	50人以上100人未満の団体の場合 1人1回につき	230円	150円	420円	300円
	100人以上の団体の場合 1人1回につき	190円	120円	350円	250円
	回数券6枚綴り(1人)	2,000円		3,700円	
	回数券6枚綴り 一般の者が小学生又は中学生を同伴する場合(一般の者1人に当該一般の者が同伴する小学生又は中学生のうちいずれか1人を加えた場合に限る。)	4,700円			
	シーズン当初(11月) 1人1回につき	270円		550円	
	シーズン当初(11月) 一般の者が小学生又は中学生を同伴する場合(一般の者1人に当該一般の者が同伴する小学生又は中学生のうちいずれか1人を加えた場合に限る。) 2人1回につき	700円			
	1ヶ月定期	2,500円		5,000円	

備考

- この表において「一般の者」とは、小学校就学前の者、小学生及び中学生以外の者をいう。
- 保護者が同伴する小学校就学前の者については、保護者1人につき当該小学校就学前の者1人を無料とする。ただし、団体で使用する場合を除く。
- 障がい者で介助の必要な利用者が利用する場合には、付き添いの利用者もその介助者として、障がい者一人につき一人まで、この表の料金にて利用が可能。
- 毎月月末の金曜日にプレミアムフライデー割引として15時からナイター割引料金とする。

5. この表において指定管理者が必要があると認めるときは、1回の使用時間を3時間とすることができる

(3) 附属設備の利用料金

種別	単位	利用料金	備考
拡声装置	1式	2,000円	
マイクロホン	1本	800円	
CDプレーヤー	1式	800円	
テープレコーダー	1式	800円	
MDプレーヤー	1式	800円	
物品取扱販売机	1脚	800円	
水泳競技用具	1式	3,000円	
スケート競技用具	1式	3,000円	
電光掲示装置	1式	12,000円	
広告掲示装置	1日 1平方メートル	400円	1平方メートル未満の端数は、切り上げる。

備考

- この表において「1回」とは、4時間未満の使用をいう。4時間以上8時間未満の使用を「2回」、8時間以上の使用を「3回」と数える。
- 電光掲示装置については、使用当日に観客等の入場者の入替えを行わずに2回以上連続して使用する場合は、これを1回の使用とみなす。
- 営業宣伝に関する諸集会・諸行事として又は収益目的として体育館を使用する場合の附属設備(広告掲示装置、暖房器及び冷房器を除く。)の利用料金は、この表に規定する利用料金の2倍の額とする。

(4) 広告の掲出の利用料金

区分	使用料
スポーツ大会の場合	広告表示面積1平方メートル1日につき3,000円
その他の大会の場合	広告表示面積1平方メートル1日につき6,000円

2 利用料金の納付

使用者は利用料金を前納しなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、利用料金を後納することができる。

- 国、地方公共団体又は公共的団体が公益上の目的で体育施設を使用するとき。
- 指定管理者がやむを得ないと認めるとき。

3 利用料金の減免

利用料金の減額又は免除できる場合は、次の各号に掲げるときとし、減額又は免除する利用料金の額は、当該各号に定める額とする。

- 神戸市内の学校 5割減額
- 公益財団法人神戸市スポーツ協会及びその加盟団体 5割減額
- 神戸市又は教育委員会が当該施設の事業として使用 免除
- 身体障がい者など福祉施策上必要と認められる団体の利用 5割減額
- 前4号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。指定管理者が必要と認める額を減額又は免除

4 既納の利用料金の返還

既納の利用料金の返還は、次の各号に掲げる場合に行い、返還する額は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 天災その他不可抗力により施設を使用できないとき。 全額
- (2) 施設の管理運営上の都合により施設が使用できないとき。 全額
- (3) 使用者が使用日の7日前の日(当該日が休業日の場合は、その翌日。)までに指定管理者に使用の許可の取消しを申し出て、使用の許可の取消しを受けたとき。 全額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。 指定管理者が必要があると認める額

施行日

令和5年4月1日

神戸市告示第755号

神戸ポートアイランドホール条例（昭和59年3月条例第48号）第8条第1項の規定により、神戸ポートアイランドホールの指定管理者の指定を受けたワールド記念ホール運営事業体はその収入として収受する神戸ポートアイランドホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について、同条例第8条第2項及び第4項の規定により承認をしたので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月28日

神戸市長 久元喜造

1 利用料金

(1) 神戸ポートアイランドホール（以下「ホール」という。）の利用料金

区分	使用日	一部使用の利用料金 (1日につき)	全部使用の利用料金 (1日につき)		時間外利用料金	
			開催日 料金	準備・撤 去日料金	一部使用の 利用料金 (1時間につき)	全部使用の 利用料金 (1時間につき)
アマチュ アスポー ツ	平日	22万円	44万円	22万円	27,500円	55,000円
	土曜日, 日曜日及 び休日	26万円	52万円	26万円	32,500円	65,000円
集会, 式 典その他 これらに 類するも の	平日	56万円	112万円	56万円	70,000円	140,000円
	土曜日, 日曜日及 び休日	67万円	134万円	67万円	83,750円	167,500円
見本市及 び展示会	平日	61万円	122万円	61万円	76,250円	152,500円
	土曜日, 日曜日及 び休日	73万円	146万円	73万円	91,250円	182,500円
音楽, 芸 能, プロ スポーツ 等の興行	平日	83万円	166万円	83万円	103,750円	207,500円
	土曜日, 日曜日及 び休日	100万円	200万円	100万円	125,000円	250,000円

備考

1. 午前9時から午後9時までを1日として取り扱う。それ以外の時間帯は時間外利用とみなす。
2. この表において「一部使用」とは、2階及び3階の観客席以外の施設の使用をいう。
3. 開催日以外は、準備・撤去日料金を適用する。ただし、1日に満たない準備・撤去日の利用の場合には、時間外利用料金を適用する。（アマチュアスポーツの区分を除く）
4. ホールを時間外に使用する場合は、時間外利用金を徴収するものとし、当該時間外利用料金は、30分以上1時間未満の場合は、1時間として計算し、30分未満の場合は、切り捨てて計算する。
5. この表において「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。
6. アマチュアスポーツの平日の使用において一部使用する者に対し、その使用日が許可申請日から3ヶ月以内であれば、以下の区分における利用料金を適用するものとする。
9時から13時 8万円, 9時から17時 15万円, 13時から17時 8万円, 13時から21時 15万円, 17時から21時 8万円, 9時から21時 22万円
7. 前項の使用をする者で一部使用部分の1/2を使用する場合は、利用料金は前項に規定する金額のそれぞれ1/2の額とする。
8. 音楽、芸能、プロスポーツなどの興行で利用する者のうち、年間（4月1日から3月31日）の使用日数が20日以上となる者に対し、翌年度の利用においてこの表の10%の割引を適用できる。

(2) 附属設備の利用料金

附属設備		単位	利用料金 (単位円)	備考	
分類	種類又は品目				
舞台装置	せり舞台	1式	20,000		
	仮設舞台	1式	20,000		
	金びょうぶ	1双	5,000		
	指揮者台	1台	1,000	譜面台を含む。	
	譜面台	1台	100		
	譜面灯	1台	100		
	演台	1台	1,500		
	司会台	1台	400		
	花台	1台	500		
	ベースいす	1脚	200		
	姿見鏡	1台	500		
	大黒幕		4枚まで	10,000	
			8枚まで	20,000	
		12枚まで	30,000		
	水引・源氏幕	1式	5,000		
音響設備	音響基本料	1式	10,000		
	マイクロホン	1台	1,300		
	移動型音響調整装置	1台	10,000		
	移動型音響調整卓	1台	10,000		

	臨時音響設備持込料		1式	20,000		
照明設備	照明基本料(A)		1式	20,000	(使用容量60KW未満)	
	照明基本料(B)		1式	50,000	(使用容量60KW以上)	
	ピンスポット		1台	3,000		
	持込器具使用料		1KW	700	1KW未満の端数は、1KWとして計算する。	
映写設備	大型映像装置		1式	50,000		
	小型映像装置		1式	10,000		
その他の設備	長机		1脚	300		
	スタッキングチェア・パイプ椅子		1脚	100		
	掲示板支持装置		1枠	5㎡以下	20,000	
				5㎡を超える1㎡毎に	5,000	1㎡未満の端数は、1㎡として計算する。
	懸垂幕		1基	3,000		
	移動式白板		1台	400		
	温水シャワー・浴室		1式	2,000		
	特殊電源使用料		1KW	700	1KW未満の端数は、1KWとして計算する。	
	第1応接室	1日	1室	21,600		
	第2応接室		1室	10,800		
	多目的スペース		1室	21,600		
広告掲示装置	広告掲示装置A	1日	1枠	3,500	ホール西側面北側	
	広告掲示装置B		1枠	3,000	ホール東側面北側	
	広告掲示装置C		1枠	3,500	ホール西側面南側	
	広告掲示装置D		1枠	3,000	ホール東側面南側	
	広告掲示装置E	1ヶ月	1枠	15,000	2階通路(A1サイズ)	

備考

この表において「1日」とは、午前9時から午後9時までの使用（時間外使用含む）をいう。ただし、広告掲示装置については、掲示日数/月数の料金とする。

(3) 行為許可に係る利用料金

区分	利用料金
業として写真(広告写真を除く。)を撮影する場合	1人1日につき1,500円
業として広告写真を撮影する場合	1日につき50,000円
業として映画を撮影する場合	1日につき100,000円
業として広告、宣伝その他これらに類する行為をする場合	1日につき30,000円
ラジオの録音又は中継をする場合	1日につき25,000円
テレビの録画又は中継をする場合	1日につき50,000円
放送以外の録音、録画をする場合	1日につき5,000円
業として録音、録画する場合	1回につき50,000円

物品の販売を行う場合	1 m ² 1日につき20,000円
寄付金品の募集その他これに類する行為をする場合	1 m ² 1日につき100円

備考

- 1 1日未満, 1 m²未満の端数は, それぞれ1日, 1 m²として計算する。
- 2 この表において「1回」とは, 同一行事の全期間をいう。

(4) 電気等の利用料金

種別	利用料金	備考
電気	1キロワット時につき30円	1キロワット時未満の端数は、1キロワット時として計算する。
ガス	1立方メートルにつき70円	
水道	1立方メートルにつき500円	1立方メートル未満の端数は、1立方メートルとして計算する。
冷暖房	1時間につき20,000円	

備考

次のアからウまでに該当する場合は、当該利用料金を徴収しないものとする

- ア 電気の全使用量が1キロワット時に満たない場合
- イ ガスの全使用量が1立方メートルに満たない場合
- ウ 水道の全使用量が1立方メートルに満たない場合

2 利用料金の納付

- (1) 使用者及び行為者（以下「使用者等」という。）は、ホールの施設（以下「施設」という。）の使用許可と同時にその利用料金の3割相当額の請求書到着後1週間以内に納付し、使用日の10日前までにその残額を納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 使用者等は、行為許可と同時に行為許可に係る利用料金の全額を納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 次に掲げる利用料金は、後納することができる。
 - ア ホールの利用料金に規定する時間外利用料金。
 - イ 電気料等の利用料金。
 - ウ 附属設備の使用料。
 - エ その他、指定管理者が特に必要があると認めるもの。

3 利用料金の返還

利用料金の返還は、次の各号に掲げるときとし、返還する利用料金の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 天災地変、不可抗力その他使用者の責めに帰すことのできない理由により使用することができないとき。 既納の利用料金の全額
- (2) 指定管理者が条例第11条の規定により使用の許可を取り消したとき。 既納の利用料金の全額

(3) 使用者等が利用料金の全額を納入した後、当該使用又は行為の開始10日前までに使用許可の取消しの申出をし、使用許可又は行為許可の取消しを受けたとき。 既納の利用料金の7割相当額

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。 指定管理者が必要と認める額

4 利用料金の減免

利用料金の減額又は免除ができる場合は、次の各号に掲げるときとし、減額又は免除する利用料金の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 神戸市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が教育上の目的で施設を使用するとき。 5割減額

(2) 公益財団法人神戸市スポーツ協会、神戸市レクリエーション協会及びこれらに加盟する団体が施設を使用するとき。 5割減額

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。 指定管理者が必要と認める額を減額又は免除

施行日

令和5年4月1日

神戸市告示第756号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月28日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
（日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 64 台 原動機付自転車 0 台	令和5年2月2日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	令和5年2月3日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 25 台 原動機付自転車 0 台	令和5年2月4日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 45 台 原動機付自転車 0 台	令和5年2月7日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 4 台 原動機付自転車 1 台	令和5年2月8日	
	中央区長期放置	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	令和5年2月14日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 46 台 原動機付自転車 1 台	令和5年2月15日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 13 台 原動機付自転車 1 台		
	駐輪場内	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 34 台 原動機付自転車 0 台	令和5年2月17日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 8 台 原動機付自転車 1 台	令和5年2月18日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 44 台 原動機付自転車 1 台	令和5年2月20日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11 台 原動機付自転車 0 台	令和5年2月22日	
	中央区長期放置	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	令和5年2月24日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16 台 原動機付自転車 0 台	令和5年2月25日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 50 台 原動機付自転車 2 台	令和5年2月27日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台		

兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 27台 原動機付自転車 1台	令和5年2月1日
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 1台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 1台	
	駐輪場内	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 40台 原動機付自転車 1台	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和5年2月6日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和5年2月8日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 20台 原動機付自転車 1台	令和5年2月9日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 1台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 9台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	令和5年2月13日
	駐輪場内	自転車 2台 原動機付自転車 0台	
	兵庫区長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 1台	令和5年2月14日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7台 原動機付自転車 0台	令和5年2月16日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 10台 原動機付自転車 1台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	
	和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 1台	
	兵庫区長期放置	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和5年2月18日
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 29台 原動機付自転車 0台	令和5年2月21日
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	
	駐輪場内	自転車 10台 原動機付自転車 0台	
兵庫区長期放置	自転車 18台 原動機付自転車 2台	令和5年2月24日	

神戸市告示第757号

神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号。以下「市営住宅条例」という。）第74条及び神戸市厚生年金住宅条例（昭和44年3月条例第46号。以下「厚生年金住宅条例」という。）第17条の規定により、神戸市営住宅及び神戸市厚生年金住宅の指定管理者となった日本管財株式会社・シンコースポーツ兵庫共同企業が、市営住宅条例第68条第1項及び厚生年金住宅条例第15条の2第3項の規定により、その収入として収受する神戸市営住宅の駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について、市営住宅条例第68条第2項及び厚生年金住宅条例第15条の2第4項の規定により承認をしたので、市営住宅条例第68条第4項及び厚生年金住宅条例第15条の2第4項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月28日

神戸市長 久 元 喜 造

1 利用料金の額

(1) 公営住宅（借上げに係るものを除く。）の共同施設として設置された駐車場の利用料金

ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置された駐車場の利用料金

公営住宅の名称	駐車場の名称	利用料金月額
神戸市営北畑住宅	神戸市営住宅北畑駐車場	17,850
神戸市営本山第一住宅	神戸市営住宅本山第1駐車場	16,800
神戸市営本山第三住宅	神戸市営住宅本山第3駐車場	16,800
神戸市営深江南住宅	神戸市営住宅深江南駐車場	17,430
神戸市営魚崎西住宅	神戸市営住宅魚崎西第1駐車場	13,650
	神戸市営住宅魚崎西第2駐車場	13,650
神戸市営塚の前南住宅	神戸市営住宅塚の前南駐車場	13,650
		14,700
神戸市営本山第四住宅	神戸市営住宅本山第4駐車場	16,800
神戸市営北青木住宅	神戸市営住宅北青木駐車場	16,275
神戸市営御影石住宅	神戸市営住宅御影石駐車場	17,850
神戸市営魚崎南第三住宅	神戸市営住宅魚崎南第3駐車場	17,850
		14,700
		9,450
神戸市営青木南第二住宅	神戸市営住宅青木南第2駐車場	17,850

神戸市営シルバーハイツ六甲アイランド住宅	神戸市営住宅六甲アイランド駐車場	16,800
		14,700
神戸市営北青木第四住宅	神戸市営住宅北青木第4駐車場	16,800
神戸市営シルバーハイツ北青木住宅	神戸市営住宅北青木第4駐車場	16,800
神戸市営本山南住宅	神戸市営住宅本山南駐車場	17,850
		15,750
神戸市営魚崎南第四住宅	神戸市営住宅魚崎南第3駐車場	17,850
		14,700
		9,450
神戸市営新住吉川住宅	神戸市営住宅新住吉川駐車場	21,000
		19,950
		13,650
神戸市営新本山第二住宅	神戸市営住宅新本山第2駐車場	16,800
神戸市営本庄第二住宅	神戸市営住宅本庄第2駐車場	17,850
神戸市営御影石第二住宅	神戸市営住宅御影石第2駐車場	14,700
		12,600
神戸市営本山南第二住宅	神戸市営住宅本山南第2駐車場	17,850
神戸市営ウェストコート9番街住宅	神戸市営住宅六甲アイランド第2駐車場	16,800
		14,700
神戸市営青木南第三住宅	神戸市営住宅青木南第3駐車場	17,850
神戸市営新求女住宅	神戸市営新求女駐車場	15,000
神戸市営弓の木住宅	神戸市営住宅弓の木駐車場	18,900
		18,900
		16,800
神戸市営上河原住宅	神戸市営住宅上河原駐車場	16,800
神戸市営岩屋北第二住宅	神戸市営住宅岩屋北第2駐車場	21,000
		19,425
		16,800
		14,175
神戸市営大石東第二住宅	神戸市営住宅大石東第2駐車場	17,850

神戸市営新在家南住宅	神戸市営住宅新在家南駐車場	16,800
	神戸市営住宅新在家南第2駐車場	16,800
神戸市営シルバーハイツ大石東住宅	神戸市営住宅大石東第2駐車場	17,850
神戸市営灘北第二住宅	神戸市営住宅灘北第2駐車場	19,950
		17,850
神戸市営シルバーハイツ灘北住宅	神戸市営住宅灘北第2駐車場	19,950
		17,850
神戸市営新大和東住宅	神戸市営住宅新大和東駐車場	18,000
神戸市営灘北第一住宅	神戸市営住宅灘北第1駐車場	17,850
神戸市営H A T神戸・灘の浜住宅	神戸市営住宅灘の浜駐車場	18,900
神戸市営港島住宅	神戸市営住宅みなと島駐車場	12,600
神戸市営東川崎住宅	神戸市営住宅東川崎駐車場	15,750
		10,500
神戸市営筒井住宅	神戸市営住宅筒井駐車場	19,425
		17,850
神戸市営シルバーハイツ筒井住宅	神戸市営住宅筒井駐車場	19,425
		17,850
神戸市営H A T神戸・脇の浜住宅	神戸市営住宅脇の浜駐車場	19,950
神戸市営やぐも住宅	神戸市営住宅やぐも駐車場	16,800
神戸市営松原住宅	神戸市営住宅松原駐車場	13,650
神戸市営夢野住宅	神戸市営住宅夢野駐車場	16,800
神戸市営夢野台住宅	神戸市営住宅夢野台駐車場	13,860
神戸市営菊水住宅	神戸市営住宅菊水駐車場	17,850
神戸市営兵庫駅西住宅	神戸市営住宅兵庫駅前駐車場	15,000
神戸市営下沢住宅	神戸市営住宅下沢駐車場	15,750
		10,500
神戸市営小河第二住宅	神戸市営住宅小河第2駐車場	13,650
神戸市営松原第二住宅	神戸市営住宅松原第2駐車場	13,650
神戸市営駅前住宅	神戸市営住宅兵庫駅前駐車場	15,000
神戸市営水木住宅	神戸市営住宅水木駐車場	19,950

神戸市営南逆瀬川住宅	神戸市営住宅南逆瀬川駐車場	15,750
神戸市営菊水西住宅	神戸市営住宅菊水西駐車場	15,750
神戸市営重池住宅	神戸市営住宅重池駐車場	12,000
神戸市営丸山東住宅	神戸市営住宅丸山東駐車場	12,075
神戸市営房王寺住宅	神戸市営住宅房王寺駐車場	11,970
	神戸市営住宅房王寺第6駐車場	11,970
		8,820
神戸市営大日丘住宅	神戸市営住宅大日丘駐車場	11,550
神戸市営真野住宅	神戸市営住宅真野駐車場	15,750
神戸市営雲雀ヶ丘住宅	神戸市営住宅雲雀ヶ丘駐車場	9,975
神戸市営高取山住宅	神戸市営住宅高取山駐車場	13,650
神戸市営長田北住宅	神戸市営住宅長田北駐車場	14,700
神戸市営細田住宅	神戸市営住宅細田駐車場	12,600
		8,715
神戸市営菅原住宅	神戸市営住宅菅原駐車場	17,850
		15,750
神戸市営東尻池住宅	神戸市営住宅東尻池駐車場	14,700
神戸市営庄山住宅	神戸市営住宅庄山駐車場	15,750
神戸市営新若松住宅	神戸市営住宅新若松駐車場	14,700
神戸市営長田駅南住宅	神戸市営住宅長田駅南駐車場	13,650
神戸市営東尻池第二住宅	神戸市営住宅東尻池第2駐車場	14,700
神戸市営シルバーハイツ東尻池住宅	神戸市営住宅シルバーハイツ東尻池 駐車場	14,700
神戸市営真野ふれあい住宅	神戸市営住宅真野第2駐車場	15,750
神戸市営長尾住宅	神戸市営住宅長尾駐車場	13,650
神戸市営上池田住宅	神戸市営住宅上池田駐車場	13,650
神戸市営新五位ノ池住宅	神戸市営住宅新五位ノ池駐車場	13,650
神戸市営新日吉住宅	神戸市営住宅新日吉駐車場	14,700

(2) 改良住宅の共同施設として設置された駐車場の利用料金

改良住宅の名称	駐車場の名称	利用料金月額
---------	--------	--------

神戸市営神前住宅	神戸市営住宅神前駐車場	16,800
		15,750
		14,700
		9,450
		8,925
神戸市営新生田川住宅	神戸市営住宅新生田川駐車場	15,750
	神戸市営住宅新生田川第2駐車場	17,850
		15,750
	神戸市営住宅新生田川第3駐車場	15,750
	神戸市営住宅新生田川第4駐車場	15,750
	神戸市営住宅新生田川第5駐車場	15,750
	神戸市営住宅新生田川第6駐車場	15,750
神戸市営住宅新生田川第7駐車場	15,750	
神戸市営下山手住宅	神戸市営住宅下山手駐車場	17,850
		17,000
神戸市営東川崎7丁目住宅	神戸市営住宅東川崎第2駐車場	17,850
		15,750
		12,075
神戸市営小野柄住宅	神戸市営住宅小野柄駐車場	15,750
神戸市営新中山手住宅	神戸市営住宅新中山手駐車場	16,800
	神戸市営住宅新中山手第2駐車場	16,800
		10,500
神戸市営新中山手第3駐車場	神戸市営住宅新中山手第3駐車場	16,800
		16,800
神戸市営楠住宅	神戸市営住宅楠駐車場	20,000
		21,000
神戸市営新求女住宅	神戸市営新求女駐車場	15,000
神戸市営兵庫駅西住宅	神戸市営住宅兵庫駅前駐車場	15,000
神戸市営番町住宅	神戸市営住宅番町第1駐車場	13,650
		9,975
	神戸市営住宅番町第2駐車場	13,650

	神戸市営住宅番町第3駐車場	13,650
	神戸市営住宅番町第4駐車場	13,650
	神戸市営住宅番町第5駐車場	15,750
		13,650
		9,975
	神戸市営住宅番町第6駐車場	13,650
神戸市営長田駅南第二住宅	神戸市営住宅長田駅南第2駐車場	13,650
神戸市営長田駅前住宅	神戸市営住宅長田駅前駐車場	15,330
		13,650
		9,240
神戸市営長田駅東住宅	神戸市営住宅番町第7駐車場	15,750
		13,650
神戸市営長田中住宅	神戸市営住宅番町第5駐車場	15,750
		13,650
		9,975
神戸市営新五位ノ池住宅	神戸市営住宅新五位ノ池駐車場	13,650

(3) 都市再生住宅の共同住宅として設置された駐車場の利用料金

都市再生住宅の名称	駐車場の名称	利用料金月額
神戸市営新在家南住宅	神戸市営住宅新在家南駐車場	16,800
神戸市営H A T神戸・灘の浜住宅	神戸市営住宅灘の浜駐車場	18,900
神戸市営琵琶住宅	神戸市営住宅琵琶駐車場	15,750
神戸市営六甲住宅	神戸市営住宅六甲駐車場	16,800
		9,975
神戸市営東川崎7丁目住宅	神戸市営住宅東川崎第2駐車場	17,850
		15,750
		12,075
神戸市営筒井住宅	神戸市営住宅筒井駐車場	19,425
		17,850
神戸市営H A T神戸・脇の浜住宅	神戸市営住宅脇の浜駐車場	19,950
神戸市営シーサイドハイツ金平住宅	神戸市営住宅シーサイドハイツ金平	14,700

	駐車場	
神戸市営パークサイド御崎住宅	神戸市営住宅パークサイド御崎駐車場	14,700
神戸市営キャナルサイド浜中住宅	神戸市営住宅キャナルサイド浜中駐車場	14,700
神戸市営ポートサイド吉田住宅	神戸市営住宅ポートサイド吉田駐車場	14,700
神戸市営大開住宅	神戸市営大開駐車場	19,950
神戸市営松本東住宅	神戸市営住宅松本東駐車場	17,850
神戸市営松本西住宅	神戸市営住宅松本西駐車場	19,950 17,850
神戸市営キャナルタウン南住宅	神戸市営住宅キャナルタウン南駐車場	14,700
神戸市営真陽住宅	神戸市営住宅真陽駐車場	16,800
神戸市営水笠西住宅	神戸市営住宅水笠西駐車場	14,700
神戸市営川西住宅	神戸市営住宅川西駐車場	15,750
神戸市営神楽住宅	神戸市営住宅神楽駐車場	12,600
神戸市営御船住宅	神戸市営住宅御船駐車場	15,750
神戸市営御菅第一住宅	神戸市営住宅御菅第1駐車場	15,750
神戸市営大道住宅	神戸市営住宅大道駐車場	15,750
神戸市営御菅第二住宅	神戸市営御菅第2駐車場	14,000
神戸市営御菅第三住宅	神戸市営御菅第3駐車場	14,000
神戸市営真陽第二住宅	神戸市営住宅真陽第2駐車場	16,800
	神戸市営住宅真陽第2店舗駐車場	18,900
神戸市営真陽第三住宅	神戸市営住宅真陽第3駐車場	16,800

(4) 特別市営住宅の共同施設として設置された駐車場の利用料金

特別市営住宅の名称	駐車場の名称	利用料金月額
神戸市営シティハイツイーストコート9番街住宅	神戸市営住宅六甲アイランド駐車場	16,800 14,700
神戸市営シティハイツ日暮住宅	神戸市営住宅日暮駐車場	17,850

		15,750
		11,550
神戸市営シティハイツハーバーランド住宅	神戸市営住宅ハーバーランド駐車場	16,800
神戸市営シティハイツキャナルタウン住宅	神戸市営住宅シティハイツキャナルタウン駐車場	17,500 17,000

(5) 借上げに係る市営住宅の共同施設として設置された駐車場の利用料金

公営住宅の名称	駐車場の名称	利用料金月額
神戸市営フレール住吉宮町住宅	神戸市営住宅フレール住吉宮町駐車場	17,000
神戸市営HAT神戸・脇の浜・住宅	神戸市営住宅脇の浜駐車場	19,950
神戸市営ルゼフィール中道住宅	神戸市営住宅ルゼフィール中道駐車場	14,800
神戸市営フレール浜山住宅	神戸市営住宅フレール浜山駐車場	13,125
神戸市営フレール長田苅藻通住宅	神戸市営住宅フレール長田苅藻通駐車場	14,910
神戸市営フレール長田室内住宅	神戸市営住宅フレール長田室内駐車場	13,650
神戸市営フレール長田室内西住宅	神戸市営住宅フレール長田室内西駐車場	13,650
神戸市営フレール長田室内東住宅	神戸市営住宅フレール長田室内東駐車場	13,650

2 施行日

令和5年4月1日

神戸市告示第758号

神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号。以下「市営住宅条例」という。）第74条及び神戸市厚生年金住宅条例（昭和44年3月条例第46号。以下「厚生年金住宅条例」という。）第17条の規定により、神戸市営住宅及び神戸市厚生年金住宅の指定管理者となったTC神鋼不動産サービス株式会社が、市営住宅条例第68条第1項及び厚生年金住宅条例第15条の2第3項の規定により、その収入として收受する神戸市営住宅の駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について、市営住宅条例第68条第2項及び厚生年金住宅条例第15条の2第4項の規定により承認をしたので、市営住宅条例第68条第4項及び厚生年金住宅条例第15条の2第4項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月28日

神戸市長 久 元 喜 造

1 利用料金の額

(1) 公営住宅（借上げに係るものを除く。）の共同施設として設置された駐車場の利用料金

ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置された駐車場の利用料金

公営住宅の名称	駐車場の名称	利用料金月額
神戸市営山の街住宅	神戸市営住宅山の街駐車場	6,000
神戸市営唐櫃住宅	神戸市営住宅唐櫃第4駐車場	7,350
神戸市営桜の宮住宅	神戸市営住宅桜の宮第1駐車場	9,450
	神戸市営住宅桜の宮第2駐車場	9,450
	神戸市営住宅桜の宮第3駐車場	9,450
	神戸市営住宅桜の宮第4駐車場	7,350
神戸市営ひよどり台住宅	神戸市営住宅ひよどり台駐車場	7,350
		4,725
	神戸市営住宅ひよどり台第2駐車場	7,875
	神戸市営住宅ひよどり台第3駐車場	7,875
神戸市営有馬第二住宅	神戸市営住宅有馬第2駐車場	8,400
神戸市営唐櫃第二住宅	神戸市営住宅唐櫃第2駐車場	7,350
神戸市営西大池住宅	神戸市営住宅西大池駐車場	9,975
		7,875

		7,350
		5,775
		5,250
神戸市営鈴蘭台東第三住宅	神戸市営住宅鈴蘭台東第3駐車場	14,385
		13,650
		12,285
		12,075
		11,550
		8,925
神戸市営シルバーハイツ鈴蘭台住宅	神戸市営住宅シルバーハイツ鈴蘭台駐車場	15,750
神戸市営西大池第二住宅	神戸市営住宅西大池駐車場	9,975
		7,875
		7,350
		5,775
		5,250
神戸市営西大池第三住宅	神戸市営住宅西大池駐車場	9,975
		7,875
		7,350
		5,775
		5,250
神戸市営有野第一住宅	神戸市営住宅有野第1駐車場	8,400
		7,350
神戸市営有野第二住宅	神戸市営住宅有野第2駐車場	8,400
		7,350
神戸市営シルバーハイツひよどり台住宅	神戸市営住宅シルバーハイツひよどり台駐車場	8,925
神戸市営鹿の子台南住宅	神戸市営住宅鹿の子台南駐車場	7,350
		5,250
神戸市営西大池第四住宅	神戸市営住宅西大池駐車場	9,975
		7,875
		7,350
		5,775

		5,250
神戸市営西大池第五住宅	神戸市営住宅西大池駐車場	9,975
		7,875
		7,350
		5,775
		5,250
神戸市営からと中央住宅	神戸市営住宅からと中央駐車場	7,350
神戸市営新桜の宮住宅	神戸市新桜の宮駐車場	10,300
神戸市営白川住宅	神戸市営住宅白川駐車場	8,000
		5,250
神戸市営菅の台住宅	神戸市営住宅菅の台駐車場	8,400
	神戸市営住宅菅の台第2駐車場	8,925
神戸市営竜が台住宅	神戸市営住宅竜が台第1駐車場	8,610
	神戸市営住宅竜が台第2駐車場	8,505
	神戸市営住宅竜が台第3駐車場	9,450
神戸市営東落合住宅	神戸市営住宅東落合駐車場	8,400
		5,775
	神戸市営住宅東落合第2駐車場	8,925
	神戸市営住宅東落合第3駐車場	8,925
神戸市営神の谷住宅	神戸市営住宅神の谷駐車場	9,660
	神戸市営住宅神の谷第2駐車場	9,450
神戸市営横尾住宅	神戸市営住宅横尾駐車場	9,450
		6,300
	神戸市営住宅横尾第2駐車場	8,400
	神戸市営住宅横尾第3駐車場	8,820
神戸市営南落合住宅	神戸市営住宅南落合駐車場	9,450
	神戸市営住宅南落合第2駐車場	9,450
神戸市営中落合住宅	神戸市営住宅中落合駐車場	9,870
		6,720
神戸市営北落合西住宅	神戸市営住宅北落合西駐車場	9,870
		6,720

神戸市営西落合住宅	神戸市営住宅西落合駐車場	8,610
		7,560
		6,510
神戸市営松風第二住宅	神戸市営住宅松風第2駐車場	13,650
		8,400
神戸市営板宿住宅	神戸市営住宅板宿駐車場	15,750
神戸市営若草住宅	神戸市営住宅若草駐車場	10,500
神戸市営須磨大池住宅	神戸市営住宅須磨大池駐車場	15,750
神戸市営中島住宅	神戸市営住宅中島駐車場	13,650
		9,450
神戸市営古川第二住宅	神戸市営住宅古川第2駐車場	14,700
神戸市営太田第二住宅	神戸市営住宅太田第2駐車場	15,750
神戸市営シルバーハイツ松風住宅	神戸市営住宅シルバーハイツ松風駐車場	13,650
神戸市営新大池東住宅	神戸市営住宅新大池東駐車場	17,850
		15,750
神戸市営シルバーハイツ松風第二住宅	神戸市営住宅シルバーハイツ松風第2駐車場	13,650
神戸市営須磨外浜住宅	神戸市営住宅須磨外浜駐車場	14,700
神戸須磨小寺住宅	神戸須磨小寺駐車場	14,700
		13,300
神戸市営東多聞住宅	神戸市営住宅東多聞第2駐車場	8,400
神戸市営乙木谷第二住宅	神戸市営住宅乙木谷第2駐車場	10,500
神戸市営本多聞住宅	神戸市営住宅本多聞駐車場	8,000
		7,000
神戸市営本多聞第二住宅	神戸市営住宅本多聞駐車場	8,000
		7,000
神戸市営本多聞第三住宅	神戸市営住宅本多聞駐車場	8,000
		7,000
神戸市営北舞子住宅	神戸市営住宅北舞子駐車場	13,650
		11,550
		11,025

		10,500
		9,450
		8,400
		7,350
神戸市営本多聞第四住宅	神戸市営住宅本多聞駐車場	8,000
		7,000
神戸市営王居殿第二住宅	神戸市営住宅王居殿第2駐車場	10,500
		6,825
神戸市営本多聞第五住宅	神戸市営住宅本多聞駐車場	8,000
		7,000
神戸市営狩口住宅	神戸市営住宅狩口駐車場	10,185
		6,510
神戸市営星が丘住宅	神戸市営住宅星が丘駐車場	10,000
神戸市営王居殿第三住宅	神戸市営住宅王居殿第3駐車場	8,400
神戸市営狩口第二住宅	神戸市営住宅狩口台第2駐車場	8,400
神戸市営北舞子第二住宅	神戸市営住宅北舞子駐車場	13,650
		11,550
		11,025
		10,500
		9,450
		8,400
		7,350
神戸市営上高丸住宅	神戸市営住宅上高丸駐車場	11,400
神戸市営五色山住宅	神戸市営住宅五色山駐車場	11,000
神戸市営王居殿第五住宅	神戸市営住宅王居殿第5駐車場	10,500
神戸市営旭が丘第二住宅	神戸市営住宅旭が丘第2駐車場	12,075
神戸市営清水が丘住宅	神戸市営住宅清水が丘駐車場	12,600
		10,500
神戸市営北舞子第三住宅	神戸市営住宅北舞子駐車場	13,650
		11,550
		11,025
		10,500

		9,450
		8,400
		7,350
神戸市営舞子山手住宅	神戸市営住宅舞子山手駐車場	10,500
神戸市営北舞子第四住宅	神戸市営住宅北舞子第4駐車場	11,550
神戸市営東垂水第二住宅	神戸市営住宅東垂水第2駐車場	12,600
神戸市営ベルデ名谷住宅	神戸市営住宅ベルデ名谷駐車場	10,500
		9,450
		8,400
		6,300
神戸市営五色山南住宅	神戸市営住宅五色山南駐車場	11,000
神戸市営西高丸住宅	神戸市営住宅西高丸駐車場	10,500
神戸市営学が丘住宅	神戸市営住宅学が丘駐車場	8,400
神戸市営北舞子第五住宅	神戸市営住宅北舞子第5駐車場	10,500
神戸市営新西舞子住宅	神戸市営住宅新西舞子駐車場	9,450
神戸市営東舞子住宅	神戸市営住宅東舞子駐車場	11,550
神戸市営多聞台中央住宅	神戸市営住宅多聞台中央駐車場	10,500
神戸市営新東多聞住宅	神戸市営新東多聞駐車場	10,000
神戸市営押部谷住宅	神戸市営住宅押部谷駐車場	6,650
		4,270
神戸市営日輪寺住宅	神戸市営住宅日輪寺駐車場	6,300
神戸市営栄住宅	神戸市営住宅栄駐車場	5,250
神戸市営福吉台住宅	神戸市営住宅福吉台駐車場	5,775
神戸市営玉津東住宅	神戸市営住宅玉津東駐車場	6,000
神戸市営学園西住宅	神戸市営住宅学園西駐車場	8,400
神戸市営竹の台住宅	神戸市営住宅竹の台駐車場	8,400
		5,250
神戸市営栄第二住宅	神戸市営住宅栄第2駐車場	6,300
神戸市営押部谷第二住宅	神戸市営住宅押部谷第2駐車場	6,650
神戸市営西神南住宅	神戸市営住宅西神南駐車場	12,600
		9,450

神戸市営岩岡住宅	神戸市営住宅岩岡駐車場	6,300
神戸市営西神井吹台住宅	神戸市営住宅西神井吹台駐車場	12,600
		9,450
神戸市営ベルデ玉津住宅	神戸市営住宅ベルデ玉津駐車場	7,350
神戸市営リバーサイド玉津南住宅	神戸市営住宅玉津南第2駐車場	6,000
神戸王塚住宅	神戸市王塚駐車場	8,300

イ 国の補助に係らない公営住宅の共同施設として設置された駐車場の利用料金

公営住宅の名称	駐車場の名称	利用料金月額
神戸市営唐櫃住宅	神戸市営住宅唐櫃第4駐車場	7,350
神戸市営桜の宮住宅	神戸市営住宅桜の宮第1駐車場	9,450
神戸市営ひよどり台住宅	神戸市営住宅ひよどり台第2駐車場	7,875
神戸市営竜が台住宅	神戸市営住宅竜が台第1駐車場	8,610
神戸市営北舞子住宅	神戸市営住宅北舞子駐車場	13,650
		11,550
		11,025
		10,500
		9,450
		8,400
		7,350

(2) 改良住宅の共同施設として設置された駐車場の利用料金

改良住宅の名称	駐車場の名称	利用料金月額
神戸市営玉津東住宅	神戸市営住宅玉津東駐車場	6,000
	神戸市営住宅玉津東第2駐車場	6,000
神戸市営リバーサイド玉津南住宅	神戸市営住宅玉津南駐車場	6,000
	神戸市営住宅玉津南第2駐車場	6,000

(3) 都市再生住宅の共同施設として設置された駐車場の利用料金

都市再生住宅の名称	駐車場の名称	利用料金月額
神戸市営名谷駅東住宅	神戸市営住宅名谷駅東駐車場	10,500
神戸市営大田東住宅	神戸市営住宅大田東駐車場	15,750
神戸市営千歳住宅	神戸市営住宅千歳駐車場	15,750

(4) 特別市営住宅の共同施設として設置された駐車場の利用料金

特別市営住宅の名称	駐車場の名称	利用料金月額
神戸市営シティハイツ鈴蘭台住宅	神戸市営住宅シティハイツ鈴蘭台駐車場	13,650
		12,600
		9,450
神戸市営シティハイツ狩口住宅	神戸市営住宅シティハイツ狩口駐車場	9,975
神戸市営シティハイツ舞子住宅	神戸市営住宅北舞子駐車場	13,650
		11,550
		11,025
		10,500
		9,450
		8,400
7,350		
神戸市営シティハイツ竹の台住宅	神戸市営住宅竹の台駐車場	8,400
		5,250
神戸市営シティハイツ竜が岡住宅	神戸市営住宅シティハイツ竜が岡駐車場	5,775

(5) 借上げに係る市営住宅の共同施設として設置された駐車場の利用料金

公営住宅の名称	駐車場の名称	利用料金月額
神戸市営フレール須磨たかとり住宅	神戸市営住宅フレール須磨たかとり駐車場	15,444
神戸市営フレール須磨千歳住宅	神戸市営住宅フレール須磨千歳駐車場	14,070

(6) 厚生年金住宅の共同施設として設置された駐車場の利用料金

厚生年金住宅の名称	駐車場の名称	利用料金月額
神戸市厚生年金押部谷住宅	神戸市営住宅押部谷駐車場	6,650
		4,270
神戸市厚生年金竜が台住宅	神戸市営住宅竜が台第3駐車場	9,450

備考 公営住宅とみなした厚生年金住宅の共同施設として設置された駐車場の利用料金も同様とする。

2 施行日

令和5年4月1日

神戸市告示第759号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、平成16年2月4日付けで認可した奥妙法寺自治会、平成11年11月4日付けで認可した本山中町一丁目自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月28日

神戸市長 久元喜造

1 届け出た地縁による団体

名称	奥妙法寺自治会	本山中町一丁目自治会
主たる事務所	神戸市須磨区妙法寺字大津江 420番地の6	神戸市東灘区本山中町2丁目 13番5号
代表者の氏名	本田 智美	松本 正男
代表者の住所	神戸市須磨区妙法寺字中田 129番地の1	神戸市東灘区本山中町1丁目 13番18号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 奥妙法寺自治会 平成29年5月28日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	吉岡 保久	本田 智美
代表者の住所	神戸市須磨区妙法寺字谷野 154番地	神戸市須磨区妙法寺字中田 129番地の1

(2) 本山中町一丁目自治会 平成27年6月5日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	菅原 薫	松本 正男
代表者の住所	神戸市東灘区本山中町1丁目 14番15号	神戸市東灘区本山中町1丁目 13番18号

神戸市告示第760号

指定管理者の指定の件（神戸市立六甲道児童館ほか）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定した。

令和5年3月28日

神戸市長 久 元 喜 造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市立六甲道児童館	神戸市灘区友田町2丁目4番24号 特定非営利活動法人 S-space 理事 越智 正篤	令和5年4月 1日から令和 10年3月31日 まで
神戸市立篠原児童館	神戸市灘区篠原北町4丁目8番1号 社会福祉法人同朋福祉会 理事長 梅木 和郎	
神戸市立籠池児童館	神戸市灘区青谷町2丁目1番6号 社会福祉法人神戸婦人同情会 理事長 城 邦子	
神戸市立二宮児童館	神戸市中央区吾妻通5丁目2番20号 社会福祉法人イエス団 理事長 黒田 道郎	
神戸市立港島児童館		
神戸市立雪御所児童館	神戸市兵庫区馬場町7番14号 社会福祉法人共生会 理事長 小原 隆弘	
神戸市立有野台児童館	神戸市中央区脇浜町2丁目5番13号 社会福祉法人みのり福祉会 理事長 黒川 淳子	
神戸市立大池児童館	神戸市北区東大池2丁目3番13号 NPO法人大池 理事 杉本 隆子	
神戸市立泉台児童館	神戸市北区泉台3丁目39-3 特定非営利活動法人北区子育て支援センター 理事 竹村 純一	

神戸市立鹿の子台児童館	神戸市北区鹿の子台北町3丁目2番24号 社会福祉法人愛心会 理事長 飯田 徹	
神戸市立長田児童館	神戸市中央区磯上通3丁目1番32号 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 理事長 玉田 敏郎	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
神戸市立池田児童館		
神戸市立五位の池児童館	神戸市長田区平和台町2丁目1番23号 社会福祉法人神戸新生福祉会 理事長 森田 文明	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
神戸市立北須磨児童館	神戸市須磨区友が丘3丁目107番地 社会福祉法人北須磨保育センター 理事長 多田 信男	
神戸市立千鳥が丘児童館	兵庫県南あわじ市松帆高屋乙192番地 社会福祉法人みかり会 理事長 谷村 誠	
神戸市立舞子児童館	神戸市垂水区西舞子2丁目12番27号 社会福祉法人舞子福祉会 理事長 藤本 篤志	
神戸市立霞ヶ丘児童館	神戸市垂水区歌敷山2丁目5番9号 社会福祉法人泰福祉会 理事長 田丸 泰久	
神戸市立平野児童館	神戸市西区平野町芝崎字樋ノ口298の1 社会福祉法人平野福祉会 理事長 吉川 和代	
神戸市立伊川谷児童館	神戸市西区北別府4丁目10番地の1 社会福祉法人真実福祉会 理事長 大岡 記代	
神戸市立竹の台児童館	神戸市長田区東尻池町3丁目6番27号 社会福祉法人報恩感謝会 理事長 中山 満介	

神戸市立春日台 児童館	神戸市西区春日台8丁目3番地の14 特定非営利活動法人きぼう 理事 宮本 治
神戸市立井吹西 児童館	神戸市灘区篠原北町4丁目8番1号 社会福祉法人同朋福祉会 理事長 梅木 和郎
神戸市立美賀多 台児童館	神戸市西区平野町芝崎字桶ノ口298の1 社会福祉法人平野福祉会 理事長 吉川 和代
神戸市立玉津北 児童館	神戸市西区玉津町出合字古瀬224番2 社会福祉法人出合福祉会 理事長 橋本 隆太

神戸市告示第761号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和5年3月28日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 都市計画の種類

神戸国際港都建設計画道路

2 都市計画の名称

1.3.4号西神戸線

1.4.3号北神戸線

3.1.6号多聞平野線

神戸市告示第762号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和5年3月28日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 都市計画の種類
神戸国際港都建設計画公園
- 2 都市計画の名称
2.2.7号札場公園

神戸市告示第763号

神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第23条の2の規定により、しあわせの森の指定管理者の指定を受けているしあわせの村運営共同事業体代表者公益財団法人こうべ市民福祉振興協会が、同条例第16条の2第1項の規定により、その収入として収受するしあわせの森有料公園施設のうち一部の施設における、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について、同条第2項の規定により利用料金の改定を承認したので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月28日

神戸市長 久元喜造

1 有料公園施設（附属設備を除く。）の利用料金の額

種類	区分		利用料金							個人利用
			独占利用							
			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間利用	
陸上競技場	障害者・高齢者	土・日・祝	3,750円	5,000円		8,750円			1時間 1,250円	1人1回 150円、 回数利用券 による場合 11回につき 1,500円
		その他	3,150円	4,200円		7,350円			1時間 1,050円	
	その他の者	土・日・祝	6,900円	9,200円		16,100円			1時間 2,300円	
		その他	5,700円	7,600円		13,300円			1時間 1,900円	
体育館	障害者・高齢者	全面	7,500円	10,000円	7,500円	17,500円	17,500円	25,000円	1時間 2,500円	
		半面	3,600円	4,800円	3,600円	8,400円	8,400円	12,000円	1時間 1,200円	
		3分の1面	2,550円	3,400円	2,550円	5,950円	5,950円	8,500円	1時間 850円	
		バドミントンコート							1面 1時間 300円	
		卓球台							1台 2時間 250円	
	その他の者	全面	11,400円	15,200円	11,400円	26,600円	26,600円	38,000円	1時間 3,800円	
		半面	5,700円	7,600円	5,700円	13,300円	13,300円	19,000円	1時間 1,900円	
		3分の1面	3,900円	5,200円	3,900円	9,100円	9,100円	13,000円	1時間 1,300円	
		バドミントンコート							1面 1時間 400円	
		卓球台							1台 2時間 350円	

備考

- 1 第8条第1項の利用の許可を受けた者の当該許可に係る利用料金は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額とする。
 - (1) 営利を目的とする場合
 - ア 入場料その他これに類する金員を徴収するとき。
 - (ア) (イ)及び(ウ)以外るとき。この表に定める額の5倍に相当する額
 - (イ) しあわせの森陸上競技場及びしあわせの森テニスコート(以下これらを「大規模運動施設」という。)の利用の許可を受けた者が体育の目的で利用するとき。この表に定める額の3倍に相当する額
 - (ウ) 大規模運動施設の利用の許可を受けた者が体育以外の目的で利用するとき。この表に定める額の4倍に相当する額
 - イ 入場料その他これに類する金員を徴収しないとき。
 - (ア) (イ)以外るとき。この表に定める額の3倍に相当する額
 - (イ) 大規模運動施設の利用の許可を受けた者が体育以外の目的で利用するとき。この表に定める額の4倍に相当する額
 - (2) 営利を目的としない場合
 - ア 運動施設を体育以外の目的で利用するとき。この表に定める額の2倍に相当する額
 - イ 入場料その他これに類する金員を徴収するとき(大規模運動施設の利用の許可に係るものを除く。)。この表に定める額の2倍に相当する額
 - 2 正規の利用時間以外の時間における有料公園施設の利用に係る利用料金は、この表に定める額(前項の場合においては、同項による額)の1.5倍に相当する額
 - 3 この表において「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後5時30分から午後9時までを、「午前・午後」とは午前9時から午後5時までを、「午後・夜間」とは午後1時から午後9時までを、「終日」とは午前9時から午後9時までをいう。
 - 4 大規模運動施設の利用の許可を受けた者が入場料その他これに類する金員を徴収するときの利用料金は、この表による利用料金に当該金員の総額の10パーセントを加算した額とする。
 - 5 この表において「障害者」とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特定疾患医療受給者証、特定医療費(指定難病)受給者証、先天性血液凝固因子障害医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者及びこれらの者の介護人(これらの者とともに利用するときに限る。)をいう。
 - 6 この表において「高齢者」とは、年齢65歳以上の者をいう。
 - 7 有料公園施設(附属設備を除く。)を独占して利用する場合は、その実際の利用者の半数以上の者が障害者又は高齢者であるときは、障害者又は高齢者が独占して利用したものとしてこの表の規定を適用する。
- 2 施行日
令和5年4月1日

神戸市告示第764号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該特定施設の設置による環境への影響についての調査に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月28日

神戸市長 久元喜造

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

神戸市北区道場町生野96番地の1

富士チタン工業株式会社 代表取締役社長 野喜日出雄

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

神戸市北区道場町生野96番地の1

富士チタン工業株式会社 神戸工場

(3) 特定施設に関する事項

ア 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1

第26号（ロ） 無機顔料製造業の用に供するろ過施設

第26号（ホ） 無機顔料製造業の用に供する廃ガス洗浄施設

第27号（ヌ） 前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設

イ 特定施設の概要

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理に関する事項

変更なし

(5) 排出水の汚染状況及び量

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間 令和5年3月28日から令和5年4月17日

(2) 場所 神戸市環境局環境保全課

別表1 特定施設の概要

種類		第26号ホ		第26号ホ	
		排ガス洗浄 クーラー		排ガス洗浄 コットレル	
能力		風量 250Nm ³ /min		処理ガス量 12、000m ³ /Hr	
基数		1基		1基	
使用時間間隔及び 1日当たりの使用時間 並びに季節的変動の概要		24時間 季節的変動なし		24時間 季節的変動なし	
項目		通常	最大	通常	最大
汚水等の 汚染状態 及び 量	水素イオン濃度	3.24	3.24	0.65	0.65
	化学的酸素要求量 (mg/L)	64	64	4.2	4.2
	浮遊物質(mg/L)	121	121	168	168
	汚水量(m ³ /日)	1,056	1,246	13	16

種類		第26号ホ		第27号ヌ	
		排ガス洗浄 コンデンサー		1水No.2洗浄塔	
能力		排ガス風量 160m ³ /min		排ガス風量 100m ³ /min	
基数		1基		1基	
使用時間間隔及び 1日当たりの使用時間 並びに季節的変動の概要		24時間 季節的変動なし		24時間 季節的変動なし	
項目		通常	最大	通常	最大
汚水等の 汚染状態 及び 量	水素イオン濃度	2.41	2.41	5.17	5.17
	化学的酸素要求量 (mg/L)	7.6	7.6	20	20
	浮遊物質(mg/L)	1.66	1.66	47.5	47.5
	汚水量(m ³ /日)	200	200	612	612

種類		第26号ロ		第26号ホ	
		二次残差濾過機		ベンチュリースクラバー	
能力		濾過面積 89.2m ² 濾過容積 1.34m ³		風量 6、600m ³ /Hr	
基数		1基		1基	
使用時間間隔及び 1日当たりの使用時間 並びに季節的変動の概要		24時間 季節的変動なし		24時間 季節的変動なし	
項目		通常	最大	通常	最大
汚水等の 汚染状態 及び 水量	水素イオン濃度	1.05	1.05	10.13	10.13
	化学的酸素要求量 (mg/L)	720	720	220	220
	浮遊物質(mg/L)	23.6	23.6	1.49	1.49
	汚水量(m ³ /日)	36	36	17	17

種類		第26号ホ		第26号ホ	
		スケミストロンスクラバー		塩酸ミスト吸収塔	
能力		風量 20m ³ /min		洗浄水量 36L/min 塩酸受入 30分	
基数		1基		1基	
使用時間間隔及び 1日当たりの使用時間 並びに季節的変動の概要		24時間 季節的変動なし		0.5時間(塩酸受入時) 季節的変動なし	
項目		通常	最大	通常	最大
汚水等の 汚染状態 及び 水量	水素イオン濃度	7.62	7.62	1.97	1.97
	化学的酸素要求量 (mg/L)	2.2	2.2	1.7	1.7
	浮遊物質(mg/L)	0.64	0.64	1.9	1.9
	汚水量(m ³ /日)	50	50	1	1

種 類	第26号ホ		
	アンモニア冷凍機除害設備		
能 力	洗浄水量 25L/min 緊急稼働時間 30分		
基 数	3基		
使用時間間隔及び 1日当たりの使用時間 並びに季節的変動の概要	24時間 季節的変動なし 緊急時以外作動なし		
項 目		通 常	最 大
汚水等の 汚染状態 及び量	水素イオン濃度	7.71	7.71
	化学的酸素要求量 (mg/L)	3.3	3.3
	浮遊物質(mg/L)	11.6	11.6
	汚水量(m ³ /日)	0	1

神戸市告示第765号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、惣山暫定少年グラウンドの貸付料の徴収事務を次のとおり委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月28日

神戸市長 久元 喜造

1 受託者

神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号

神戸電鉄グループ共同事業体

代表者 神戸電鉄株式会社

代表取締役社長 寺田 信彦

2 委託年月日

令和5年4月1日

神戸市告示第766号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年3月29日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年4月11日まで一般の縦覧に供する。

令和5年3月28日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	有瀬17号線	神戸市西区伊川谷町有瀬字石塚968番11地先から	新	25.90	最大 5.80 最小 5.00
		神戸市西区伊川谷町有瀬字石塚968番11番地先まで	旧	25.90	最大 5.80 最小 4.00

神戸市告示第767号

次の港湾施設は、令和5年3月31日限り、その一部の供用を廃止した。

令和5年3月28日

神戸市長 久元喜造

ふ頭用地

名称	位置	規模
ふ頭用地	中央区港島6丁目	5,721.51 平方メートルのうち 5,590.78 平方メートル

神戸市告示第768号

次の港湾施設は、令和5年3月31日限り、その供用を廃止する。

令和5年3月28日

神戸市長 久元喜造

旅客施設

名称	位置	構造	規模
六甲マリンパーク 海上バス待合所	神戸市東灘区向洋町中 9丁目5番地	鉄筋コンクリート造 平家建（一部中2階 建）	272.4平方メートル

神戸市告示第769号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和5年3月28日

神戸市長 久 元 喜 造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
新開地アートひろば	神戸市中央区楠町4丁目2番2号 公益財団法人神戸市民文化振興財団 代表理事 服部 孝司	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

神戸市告示第770号

新開地アートひろば条例（平成8年4月条例第14号。以下「条例」という。）第18条の規定により新開地アートひろばの指定管理者の指定を受けた公益財団法人神戸市民文化振興財団が、その収入として収受する施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）について、条例第9条第2項の規定により承認したので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月28日

神戸市長 久元喜造

1 新開地アートひろばの利用料金の額

(1) 多機能ホール，多目的稽古場，スタジオ，工房，ギャラリー及び会議室の利用料金

施設の名称	利用料金（単位 円）							
	利用時間 利用区分	午前 (午前10時から午後0時30分まで)	午後 (午後1時30分から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	午前・午後 (午前10時から午後5時まで)	午後・夜間 (午後1時30分から午後10時まで)	終日 (午前10時から午後10時まで)	時間外の使用30分につき
多機能ホール	平日	11,000	15,000	17,000	23,000	29,000	37,000	4,300
	土曜日，日曜日及び休日	13,000	18,000	20,000	28,000	35,000	44,000	
多目的稽古場	1	4,000	6,000	7,000	9,000	12,000	15,000	1,500
	2	7,000	9,000	11,000	15,000	18,000	23,000	2,300
スタジオ	1	2,100	2,900	3,300	4,500	5,600	7,000	700
	2	1,800	2,500	2,900	3,900	4,900	6,100	600
	3	1,900	2,700	3,000	4,100	5,100	6,400	600
工房	1人につき	9,000 +材料費 7,000 (※)	1,300 +材料費 1,000(※)	1,400 +材料費 1,100 (※)	2,000 +材料費 1,700 (※)	2,400 +材料費 2,100 (※)	3,100 +材料費 2,800 (※)	—
ギャラリー	全面	1日につき 4,500						—
会議室	1	2,600	3,600	4,100	5,600	6,900	8,800	800
	2	1,900	2,700	3,100	4,200	5,200	6,600	600

備考

1 利用について

- ・施設利用時間には準備や片付けの時間を含む。
- ・ギャラリーは終日区分のみとする。
- ・ホールについては平日と土，日，祝日で料金が異なる。
- ・アトリエは施設の利用に職員の立会いが必要なため，月に複数日開放日を設けて運営する。定員は、開放日の各区分につき4人（組）とし，それぞれ1人（組）につき施設利用料金+材料費を徴収する。
- ・この表において，「平日」とは土曜日，日曜日及び休日以外の日を，「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

2 超過料金について

許可された利用時間以外の時間を使用した場合の超過利用料金の額は，前表に掲げる施設の区分に応じそれぞれ定める額とする。この場合において，30分未満の端数は30分として計算する。原則として，超過利用できる施設はホール及びホール利用時に付随する諸室（会議室など）に限り，事前申込みを要する。

3 利用料金について

(1) 次の場合、施設利用料金は上記表に規定する額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

- ・入場者から3,500円を超える入場料、受講料（前売り価格含む）を徴収するとき。 200パーセント
- ・営利を目的として使用するとき（自ら制作した作品を自ら販売する場合で市長が特に認めるものは除く）。 500パーセント

(2) ホール、リハーサル室において、次のいずれかに該当するとき、施設利用料は上記表に規定する額にそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

- ・ホールを練習、準備、撤去のために利用するとき。 50パーセント
- ・リハーサル室を練習のために利用するとき。 60パーセント
- ・リハーサル室をホール利用時に控室として利用するとき。 40パーセント

(2) 附属設備の利用料金

貸出附属設備【舞台設備】		
備品名	単位	利用料(単位:円)
【舞台】Aパック 平台(3×6) 10枚 箱馬1式 パンチカーペット1式	一式	2,500
【舞台】Bパック 平台(3×6) 20枚 箱馬1式 パンチカーペット1式 追加幕2枚	一式	5,000
【舞台】Cパック スモークマシンを除く舞台設備1式	一式	10,000
平台(3×6)	1枚	150
馬足又は箱足	10cm	300
指揮台(譜面台含む)	1式	500
小演台	1台	140
パンチカーペット	1式	2,500
緋毛氈	1枚	300
上敷(6尺巻)	1巻	300
高座用座布団	1枚	70
姿見鏡	1台	500
表彰盆	1個	150
めくり台	1台	150
シングルハンガー	1台	無料
追加幕(ホールのみ)	1枚	500
スモークマシン	1台	1,500

ワゴン	1台	無料
パイプ椅子	1脚	70
長机	1脚	130
譜面台	1台	90
バレエマット(ホール, ギャラリー, リハーサル室)	1式	2,500
ホワイトボード	1台	200
持込舞台器具電源使用料	1kw	300
貸出附属設備【音響設備】		
備品名	単位	利用料(単位:円)
【音響】Aパック ステージスピーカー4対(8発), 効果用スピーカー1対(2発), スピーカー用アンプ1台, 主調整卓1台, マイク B2本	1式	5,000
【音響】Bパック ステージスピーカー4対(8発), 効果用スピーカー2対(4発), スピーカー用アンプ1台, 主調整卓1台, マイク B2本, マイク A3本, 再生機器2台, エフェクター2台	1式	10,000
【音響】Cパック ワイヤレスマイクを除く音響設備1式	1式	25,000
ホール主調整卓(32ch)	1式	5,000
ギャラリー主調整卓(モノラル8ch, ステレオ4ch)	1式	無料
マイク A(コンデンサ型)	1台	2,000
マイク B(ダイナミック型)	1台	1,000
ワイヤレスマイク	1台	2,000
マイクロホンスタンド	1台	無料
テープレコーダーカセット型	1台	1,000
テープレコーダーミニディスク型	1台	1,000
コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,000
コンパクトディスクレコーダー	1台	1,000
ステージスピーカー(ワゴンアンプ含む)	1台	1,000
効果用スピーカー《F・B》(ワゴンアンプ含む)	1台	1,000
エフェクター	1台	1,100
持込音響機器電源使用料	1kw	300
貸出附属設備【照明設備】		
備品名	単位	利用料(単位:円)

【照明】Aパック スポットライト(平凸・フレネル)1kw×20灯, 500w×10灯	1式	2,400
【照明】Bパック アッパーホリゾンライト1列150w(4灯×3色×6台), ローホリゾンライト1列150w(4灯×3色×5台), パーライト64型1列500w又はLED260w×20灯, スポットライト(平凸・フレネル)1kw×20灯, 500w×30灯, カッタースポット650w又はLED148w×10灯	1式	15,000
【照明】Cパック アッパーホリゾンライト150w1列(4灯×3色×6台), ローホリゾンライト150w1列(4灯×3色×5台), パーライト64型500w又はLED260w×50灯, スポットライト(平凸・フレネル)1kw×60灯, 500w×60灯, カッタースポット650w又はLED148w×30灯	1式	31,000
【照明】Dパック スポットライト(平凸・フレネル)500w×12灯	1式	900
【照明】Eパック ローホリゾンライト100w1列(4灯×3色×5台), パーライト36型500w×40灯, スポットライト(平凸・フレネル)500w×32灯	1式	11,000
【ホール】アッパーホリゾンライト 150w1列(4灯×3色×6台)	1式	2,000
【ホール】ローホリゾンライト 150w1列(4灯×3色×5台)	1式	2,000
【ギャラリー】ローホリゾンライト 100w1列(4灯×3色×5台)	1式	1,000
ピンスポット700w	1台	1,500
ピンスポット200w	1台	1,200
パーライト64型500w	1台	900
パーライト36型500w	1台	450
スポットライト1kw	1台	450
スポットライト500w	1台	200
カッタースポット650w	1台	450
マルチストロボ250w	1台	650
ミラーボール	1台	2,500
エフェクトマシン(スポット・種板・先玉含む)	1台	2,100
星玉	1枚	2,100
カラーフィルター※1日料金	1枚	720
持込照明電源使用料	1kw	300
貸出附属設備【映写設備】		
備品名	単位	利用料(単位:円)
高輝度ビデオプロジェクター(スクリーン含む)	1式	5,000

汎用型ビデオプロジェクター（スクリーン、ブルーレイプレーヤー含む）	1式	1,000
持込映写機器電源使用料	1kw	300
その他貸出附属設備		
備品名	単位	利用料（単位：円）
シャワー室	1回	500
アップライトピアノ（リハーサル2のみ） ※1日料金	1台	1,900
グランドピアノ（ホール・ギャラリー） ※一区分ごとの料金	1台	3,000

備考

- 利用の回数については、備考2の(1)～(3)に掲げる附属設備を利用する場合を除き、条例別表第1号の表に規定する利用時間の区分に従い、同表の午前、午後又は夜間の利用をもって1回の利用と、同表の午前・午後又は午後・夜間の利用をもって2回の利用と、同表の終日の利用をもって3回の利用とする。
- 次に掲げる附属設備については、以下の単位をもって1回の利用とする。
 - カラーフィルター 1日につき
 - シャワー室 1回につき
 - アップライトピアノ 1日につき
- ピアノの利用料金には、調律料を含まない。
- 利用者が持ち込む設備又は器具に係る電気代等は、1kw未満の端数を切り上げ、実費を徴収する。

施行年月日

令和5年4月1日

公 告

神戸市公告

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第15条第1項の規定に基づき、事業者より、次の対象事業に係る環境影響評価書案及びこれを要約し平易に記載した書類（以下「要約書」という。）が提出されましたので、同条第2項に基づき当該対象事業の実施により環境に影響が及ぶおそれがある地域（以下「関係地域」という。）を定め、次のとおり公告するとともに、当該評価書案及び要約書の写しを公衆の縦覧に供します。

なお、当該評価書案について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間内に、神戸市長に意見を提出することができます。また、関係地域の住民においては、神戸市長あてに公聴会の開催要請を行うことができます。

令和5年3月10日

神戸市長 久元 喜造

1 対象事業の概要

(1) 対象事業の名称

（仮称）西神戸ゴルフ場を転活用した産業団地整備事業

(2) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：神戸市

代表者：神戸市長 久元 喜造

所在地：神戸市中央区加納町6丁目5番1号

(3) 対象事業の位置

神戸市西区押部谷町木津

(4) 対象事業の種類及び規模

工業団地の造成及び流通業務団地の造成 全体面積 約100ha（第1類事業）

2 関係地域の範囲

神戸市北区及び西区

3 縦覧の期間、場所

(1) 縦覧の期間

令和5年3月10日（金曜）から同年4月24日（月曜）まで

(2) 縦覧の場所

ア 神戸市環境局環境保全課

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザ EAST 2階

イ 神戸市西区役所総務部まちづくり課

神戸市西区糀台5丁目4番1号 西区総合庁舎5階

ウ 神戸市西区役所押部谷出張所

神戸市西区押部谷町西盛 313

エ 神戸市西区役所榎谷出張所

神戸市西区榎谷町長谷 71-1

オ 神戸市北区役所総務部まちづくり課

神戸市北区鈴蘭台北町1丁目9番1号 鈴蘭台駅前再開発ビル7階

4 意見及び公聴会の開催要請の提出の方法及び場所

(1) 意見及び公聴会の開催要請の提出の方法

ア 書面による提出

イ ファクシミリを利用した書面の送信による提出

ウ 電子メール通信を利用した意見の送信による提出

(2) 意見及び公聴会の開催要請の提出の場所

神戸市環境局環境保全課

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザ EAST 2階 (郵便番号 651-0086)

ファクシミリの番号 078-595-6256

電子メールのアドレス assessment@office.city.kobe.lg.jp

神戸市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する総括図、計画図及び計画書を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和5年3月28日

神戸市長 久元喜造

1 都市計画の種類	2 都市計画の名称
神戸国際港都建設計画道路	1.3.4号西神戸線 1.4.3号北神戸線 3.1.6号多聞平野線
神戸国際港都建設計画公園	2.2.7号札場公園

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年3月28日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区玉津町出合字中筋451番4、451番5、451番7、451番8

開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市東伏見3丁目6-19

タクトホーム株式会社

代表取締役 小寺 一裕

許可番号

令和4年9月15日 第8071号

（変更許可 令和5年2月6日 第2039号）

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区見津が丘1丁目26番1

開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区有楽町1丁目7番1号

三菱商事都市開発株式会社

代表取締役 田村 将仁

許可番号

令和3年12月24日 第8033号

3 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市北区甲栄台1丁目18番1の一部、18番5、18番78、18番79、18番80、18番81、18番86、甲栄台2丁目3番97、3番99、3番100、3番101、3番102、3番114、3番114地先道路、14番30、14番30地先道路、14番33、14番106、甲栄台3丁目1番1の一部、1番2、1番3、1番4、3番64、3番64地先道路、3番103、12番2、12番3、14番107、緑町7丁目18番48、18番51、18番52の一部、山田町小部字ハシ折山18番6、24番の一部、山田町小部字出坂山14番110の一部の内3工区

開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区芝2丁目32番1号

株式会社長谷工コーポレーション

代表取締役 池上 一夫

許可番号

令和2年11月10日 第7074号

（変更許可 令和3年12月8日 第1470号）

（変更許可 令和4年8月16日 第1491号）

（変更許可 令和4年11月8日 第1499号）

神戸市公告

河川工事及び河川の維持の内容等(令和3年7月27日公告第395号)の一部を次のように改正し、令和5年3月28日から適用します。

令和5年3月28日

神戸市長 久元喜造

(改正前)

河川の名称	区 間	延長 (メートル)	河川工事及び 河川の維持の内容	河川工事及び 河川の維持の 期間
二級河川	右岸 神戸市須磨区明神町2丁目2番地 先から 神戸市須磨区若宮町2丁目3番地 先まで 左岸 神戸市須磨区川上町3丁目1番地 先から 神戸市須磨区鷹取町4丁目32番 地先まで	2,518	都市基盤河川改修事業	昭和63年4月23 日から
妙法寺川	右岸 神戸市須磨区車字東山ノ田325番 地先から 神戸市須磨区車字宮ノ下421番地 先まで 左岸 神戸市須磨区車字平田288番地先 から 神戸市須磨区車字堂田171番地先 まで	550	日常の維持管理	令和7年3月31 日まで

(改正後)

河川の名称	区 間	延長 (メートル)	河川工事及び 河川の維持の内容	河川工事及び 河川の維持の 期間
二級河川	右岸 神戸市須磨区明神町2丁目2番地	1,801	都市基盤河川改修事業	昭和63年4月23

妙法寺川	先から 神戸市須磨区中島町1丁目4番2 地先まで 左岸 神戸市須磨区川上町3丁目1番地 先から 神戸市須磨区大池町5丁目118番 2地先まで		日常の維持管理	日から 令和7年3月31 日まで
	右岸 神戸市須磨区妙法寺字円満林22 番3地先から 神戸市須磨区妙法寺字円満林6番 16地先まで 左岸 神戸市須磨区妙法寺字堂ノ下63 番7地先から 神戸市須磨区妙法寺字堂ノ下51 番1地先まで	189		
	右岸 神戸市須磨区車字東山ノ田325番 地先から 神戸市須磨区車字宮ノ下421番地 先まで 左岸 神戸市須磨区車字平田288番地先 から 神戸市須磨区車字堂田171番地先 まで	550		

消 防 局

消防告示第2号

文化財保護法等により指定された建造物の場所の指定（平成4年12月消防告示第3号）の一部を次のように改める。

令和5年3月14日

神戸市消防長 鍵 本 敦

1 題名を次のように改める。

神戸市火災予防条例第24条第1項第3号の規定に基づき喫煙等を制限する場所の指定

2 本文を次のように改める。

神戸市火災予防条例（昭和37年4月条例第6号）第24条第1項第3号の規定により消防長が指定する場所は、次のとおりとする。

3 表中

「

八幡神社三重塔	神戸市北区山田町中字宮ノ 片 57 番	三重塔の内部及びその周 囲	No. 7
---------	------------------------	------------------	-------

」

を

「

六條八幡神社	神戸市北区山田町中字宮ノ 片 57 番	本殿、舞台及び三重塔の 内部及びその周囲（宗教 的行事に使用する火気を 除く）	No. 7
--------	------------------------	--	-------

」

に改める。

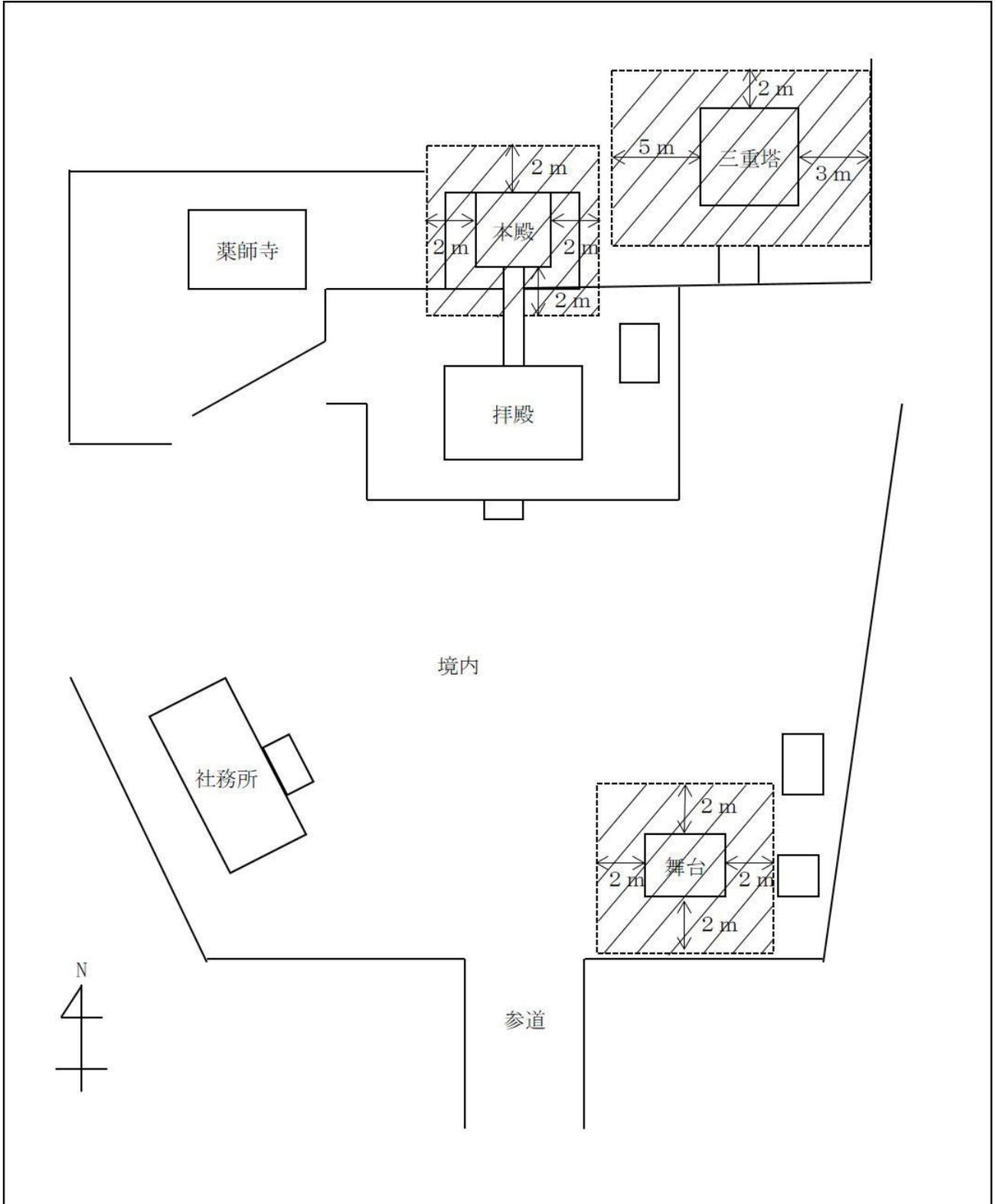
4 表に次のように加える。

沢の鶴株式会社大石蔵 (前蔵・大蔵) ～沢の鶴資料館～	神戸市灘区大石南町1丁目 29番1号	沢の鶴資料館の内部及び その周囲	No.37
素盞鳴尊神社本殿	神戸市北区大沢町中大沢字 法寺庵 606 番	本殿の内部及びその周囲 (宗教的行事に使用する 火気を除く)	No.38
農村歌舞伎舞台(長 床)	神戸市北区淡河町北僧尾 1682 番	舞台及びその周囲(宗教 的行事及び伝統的行事に 使用する火気を除く)	No.39
南僧尾観音堂	神戸市北区淡河町南僧尾 560 番	南僧尾観音堂の内部及び その周囲(宗教的行事及 び伝統的行事に使用する 火気を除く)	No.40
塩田八幡宮本殿	神戸市北区道場町塩田字八 幡 3238 番	本殿及び拝殿の内部及び その周囲(宗教的行事に 使用する火気を除く)	No.41
上谷上農村歌舞伎舞台	神戸市北区山田町上谷上字 宮開地 1 番	舞台及びその周囲(宗教 的行事及び伝統的行事に 使用する火気を除く)	No.42
八幡神社本殿	神戸市西区押部谷町高和 1318 番	本殿、護摩堂、土蔵及び 鐘楼の内部及びその周囲 (宗教的行事に使用する 火気を除く)	No.43
住吉神社本殿	神戸市西区押部谷町細田 302 番 1	本殿、拝殿、社務所、神 庫及び参集殿の内部及び その周囲	No.44
宗賢神社本殿	神戸市西区玉津町出合 257 番	本殿、拝殿及び倉庫の内 部及びその周囲	No.45
春日神社	神戸市西区平野町宮前 57 番 1	本殿、拝殿・幣殿(社務 所を除く)、若宮社、遙 拝所、御門社、稲荷社、 舞台及び車庫の内部及び その周囲	No.46

5 図面番号No.7を次のように改める。

「

図面番号 No.7



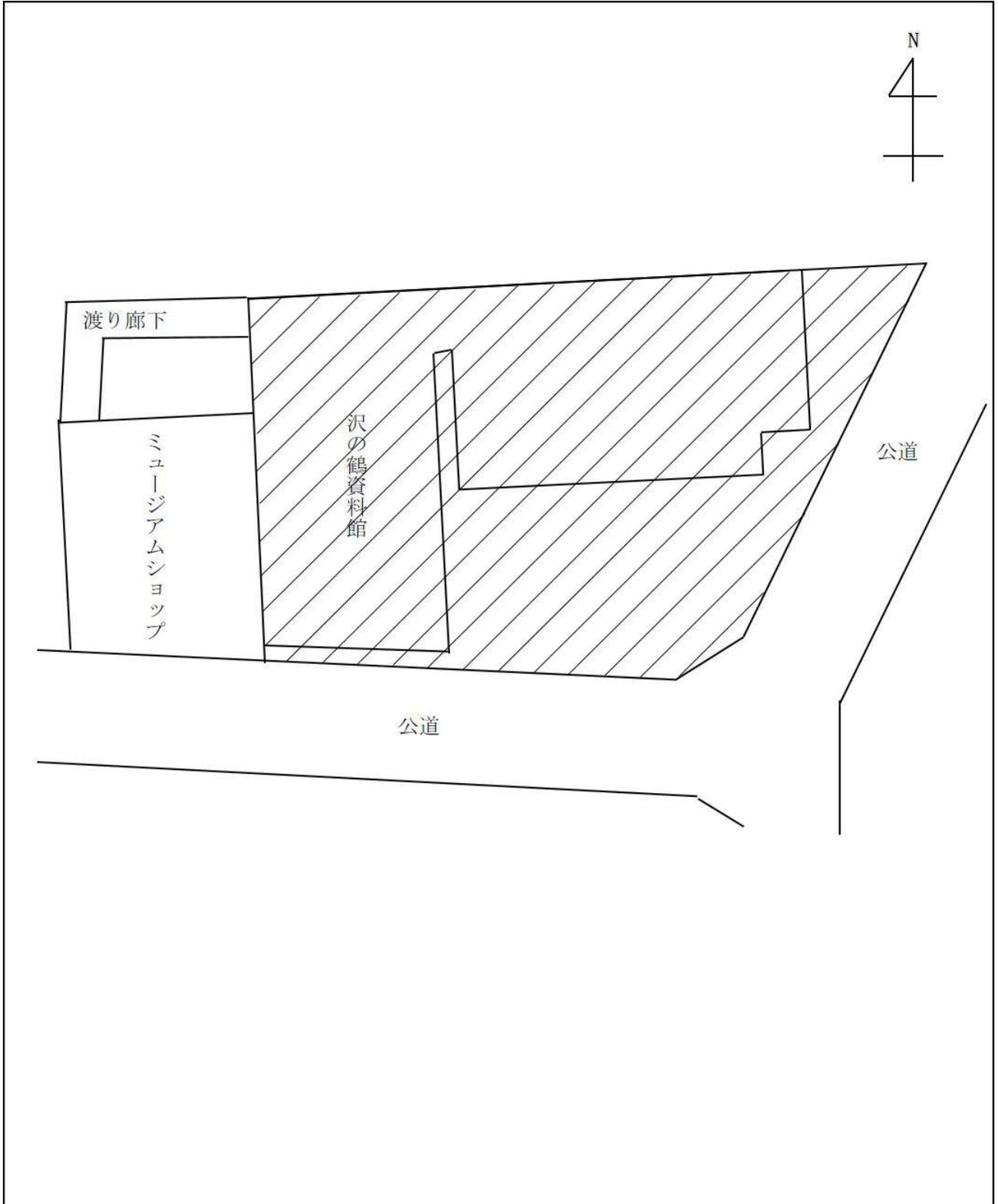
備考 禁止場所 // // // ただし、宗教的行事に使用する火気を除く

」

6 図面番号No.36 の次に次のように加える。

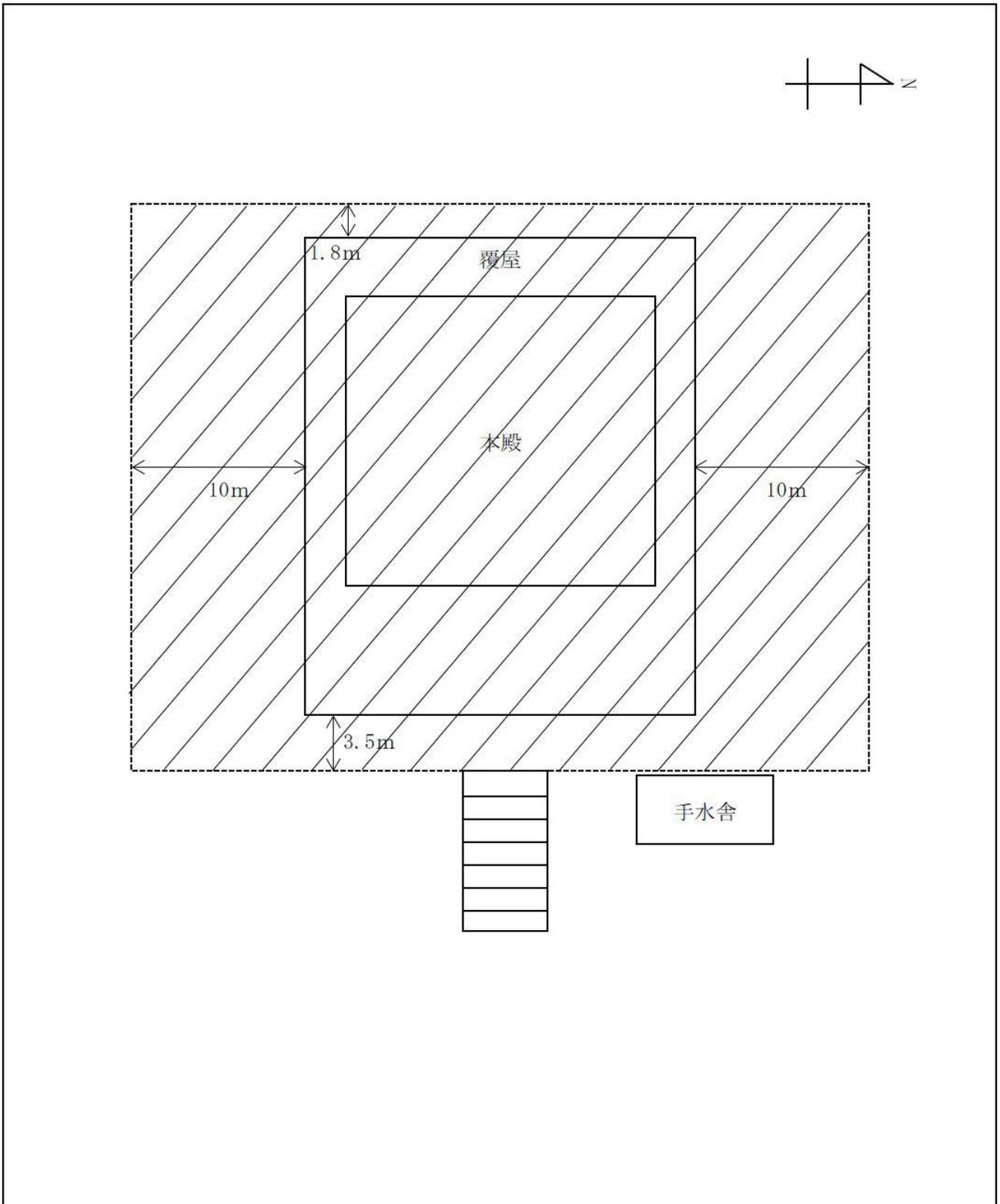
「

図面番号 No.37



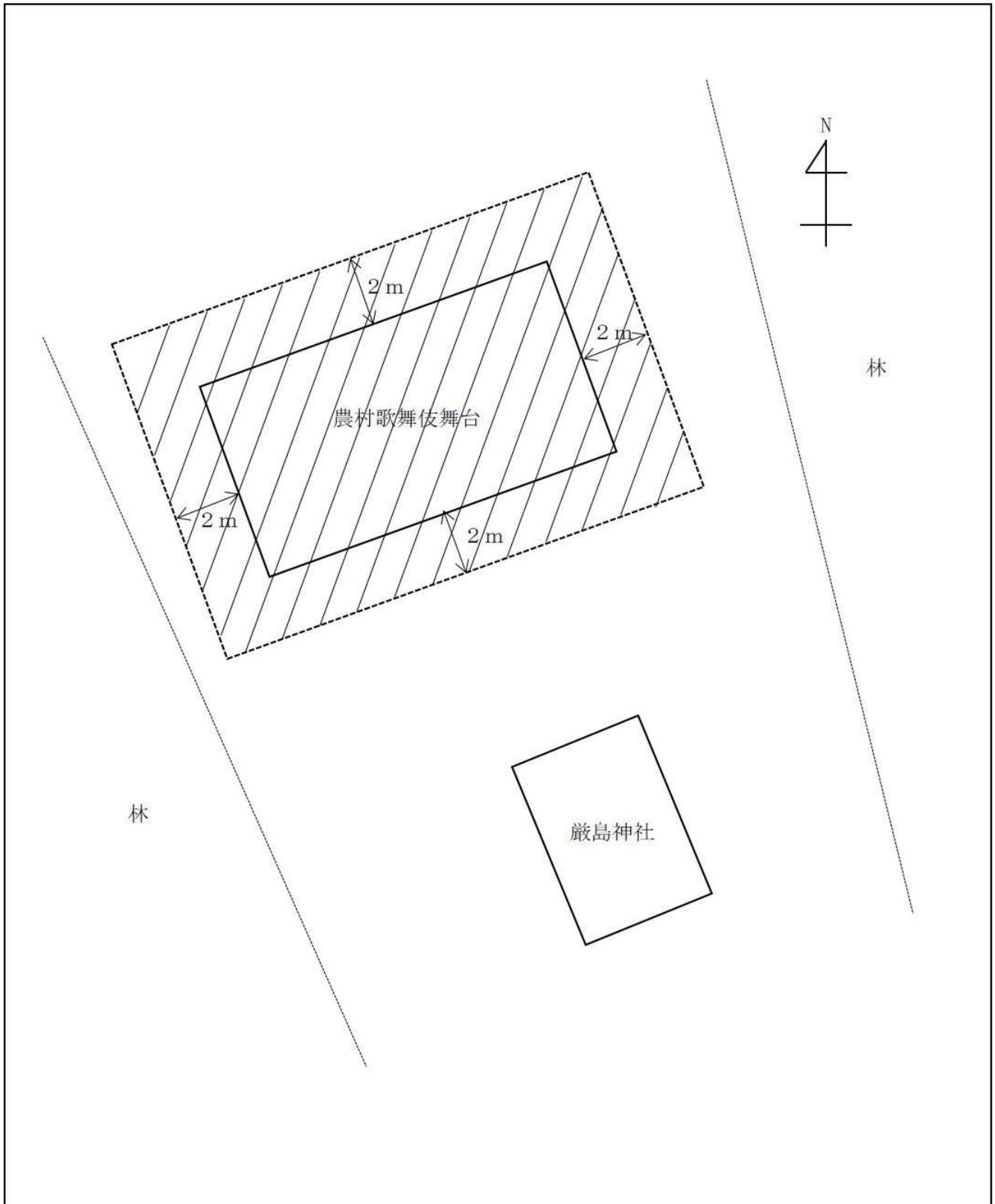
備考 禁止場所 // // //

図面番号 No.38



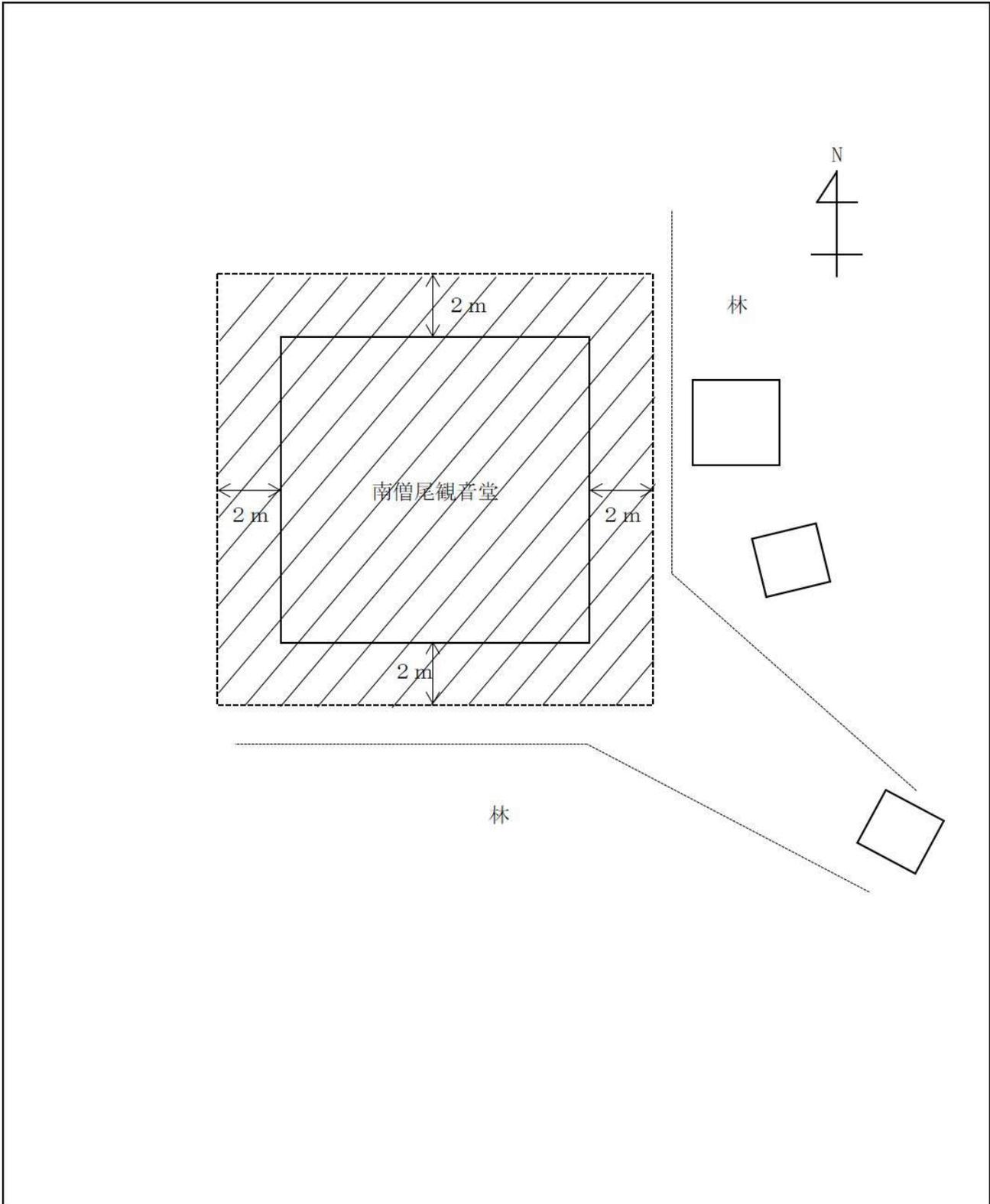
備考 禁止場所 // // // ただし、宗教的行事に使用する火気を除く

図面番号 No.39



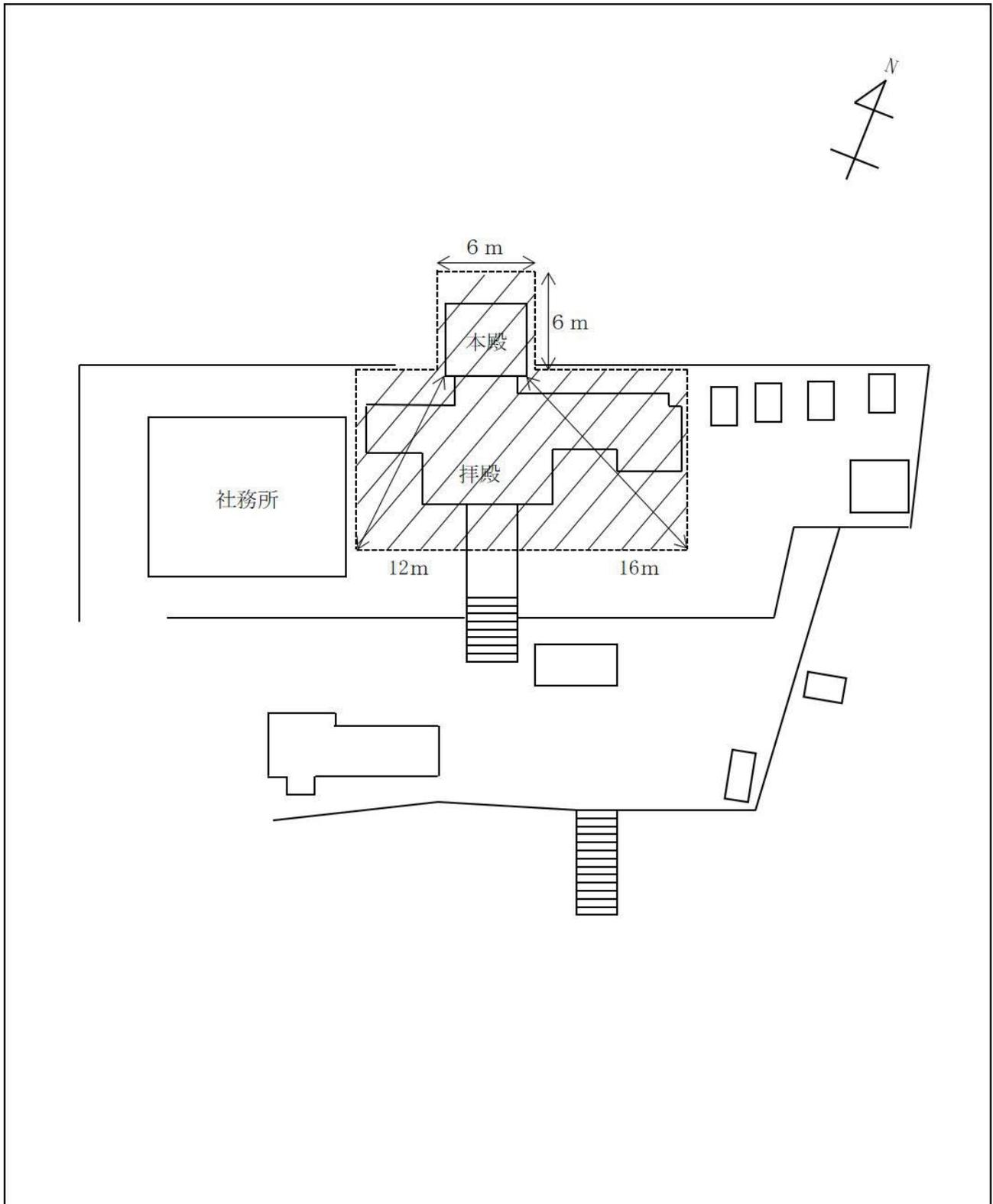
備考 禁止場所 // // // ただし、宗教的行事及び伝統的行事に使用する火気を除く

図面番号 No.40



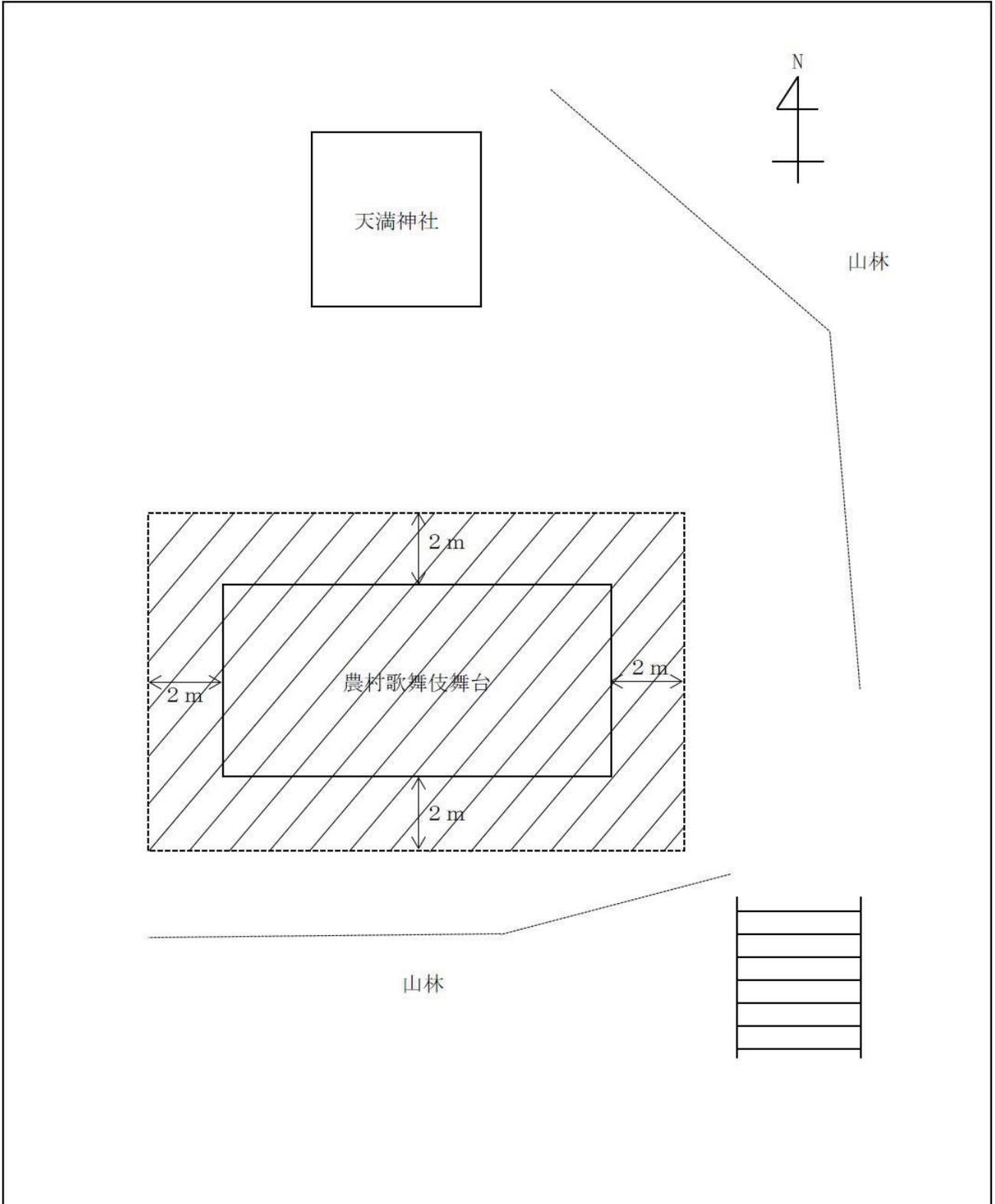
備考 禁止場所 // // // ただし、宗教的行事及び伝統的行事に使用する火気を除く

図面番号 No.41



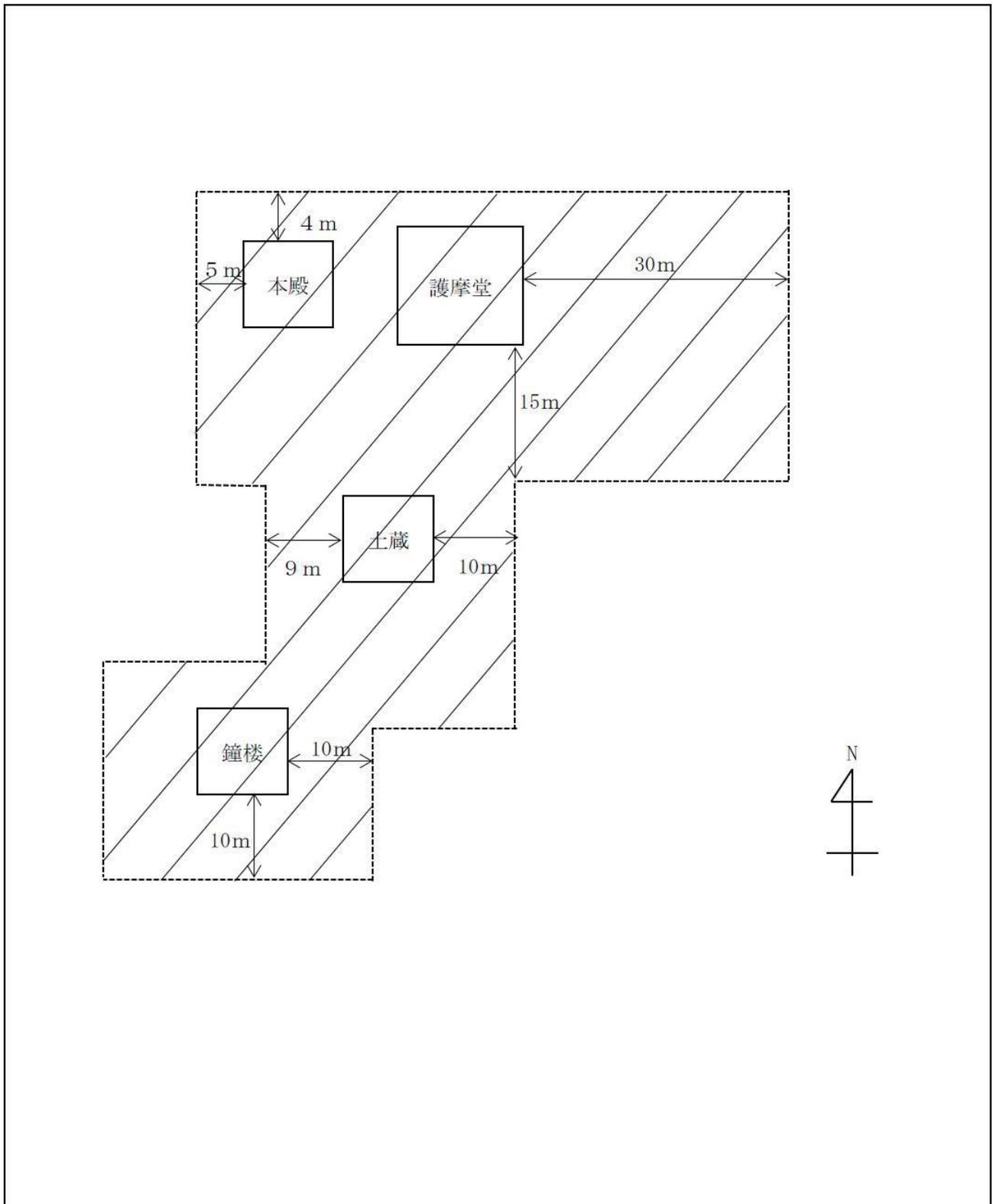
備考 禁止場所 // // // ただし、宗教的行事に使用する火気を除く

図面番号 No.42



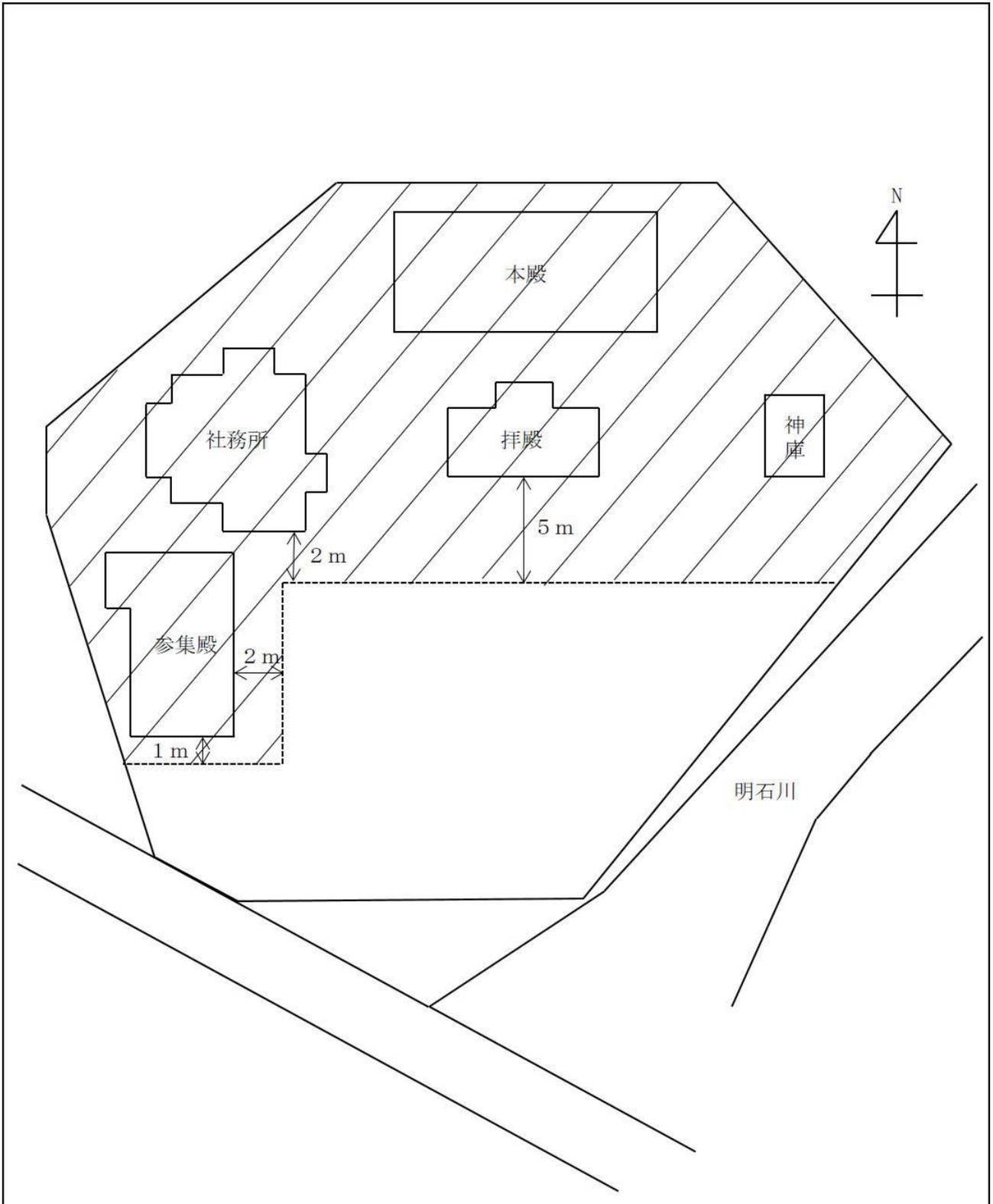
備考 禁止場所 // // // ただし、宗教的行事及び伝統的行事に使用する火気を除く

図面番号 No.43



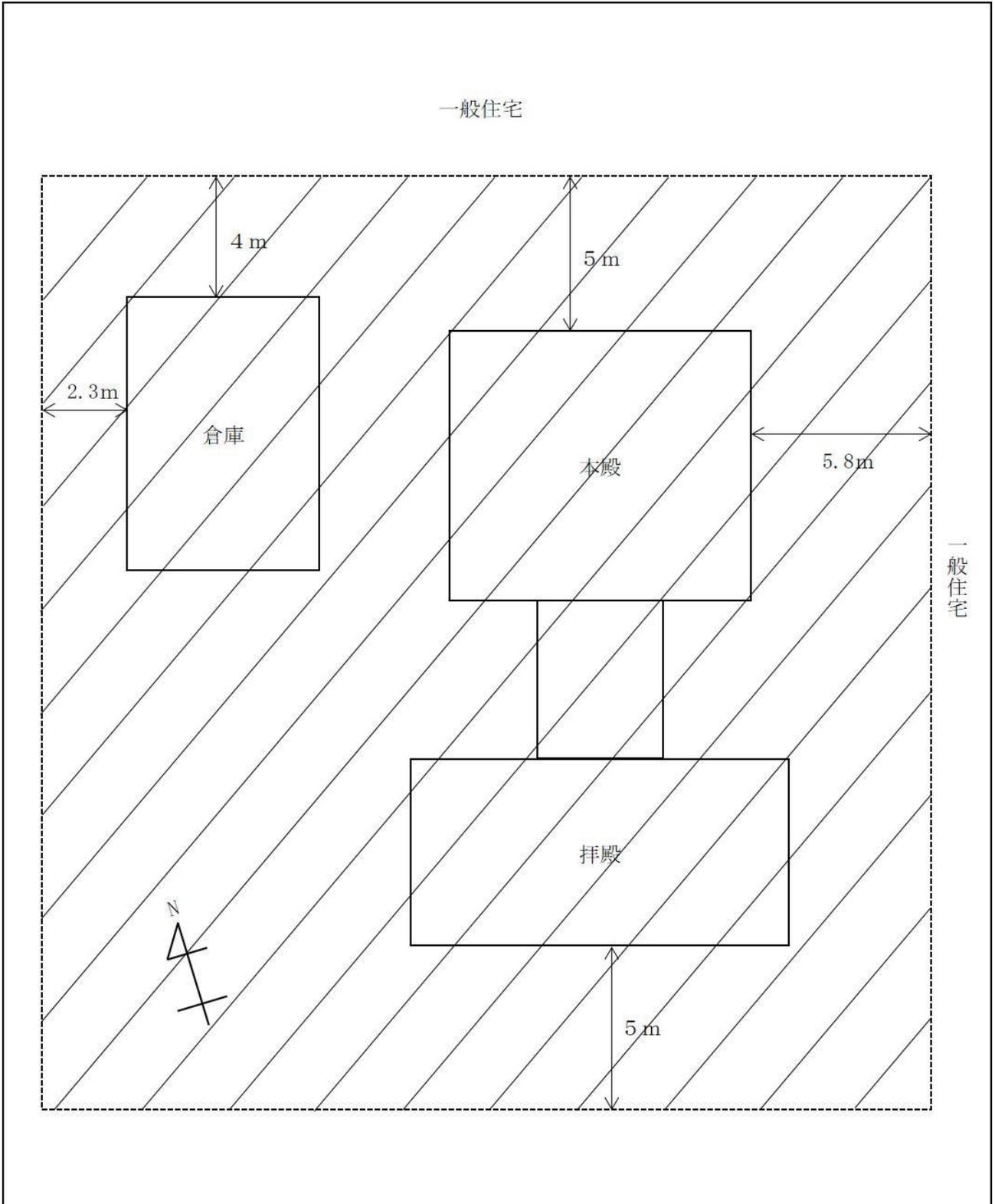
備考 禁止場所 // // // ただし、宗教的行事に使用する火気を除く

図面番号 No.44



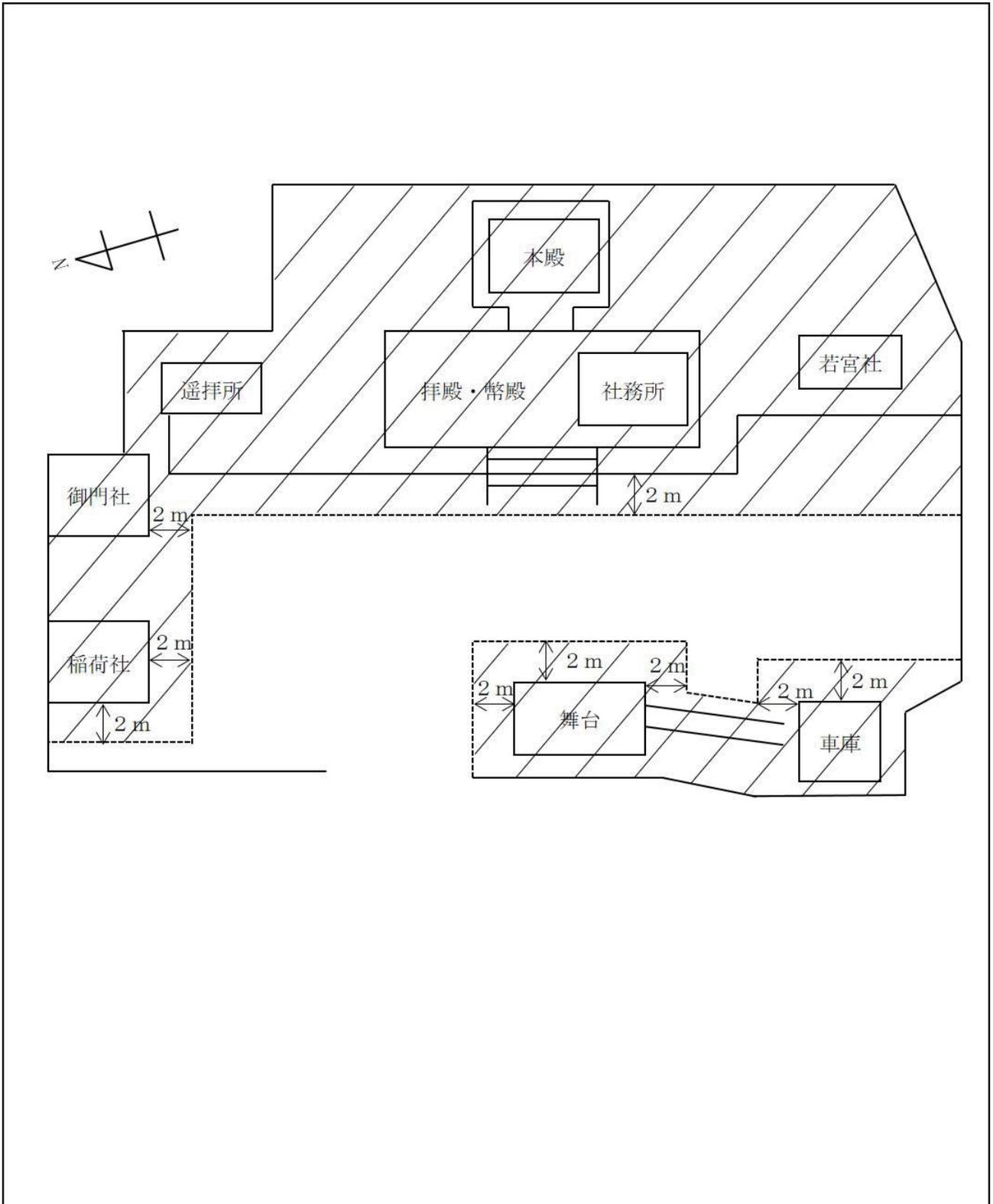
備考 禁止場所 // // // //

図面番号 No.45



備考 禁止場所 // // // //

図面番号 No.46



備考 禁止場所 // // // //

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

水 道 局

神戸市水道告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定（令和4年4月神戸市水道告示第4号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月28日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

1 指定納付受託者の名称及び所在地の項中

「(3) S M B Cファイナンスサービス株式会社

名古屋市中区丸の内3丁目23番20号」を削り、

第4号から第6号を1号ずつ繰り上げ、

「(7) ユーシーカード株式会社

東京都港区台場2丁目3番2号」を削る。

交 通 局

令和5年3月15日

神戸市交通管理訓令甲第1号

神戸市交通局

交通局電子計算機処理に係るデータ保護管理規程を廃止する訓令を次のように定める。

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

交通局電子計算機処理に係るデータ保護管理規程を廃止する訓令

交通局電子計算機処理に係るデータ保護管理規程（平成17年6月24日交規程第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市交通告示第5号

路線の種別、料金区間、運転系統及び近郊区路線等の乗車料について（昭和40年1月神交告示第34号）の一部を次のとおり改正する。

令和5年3月28日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

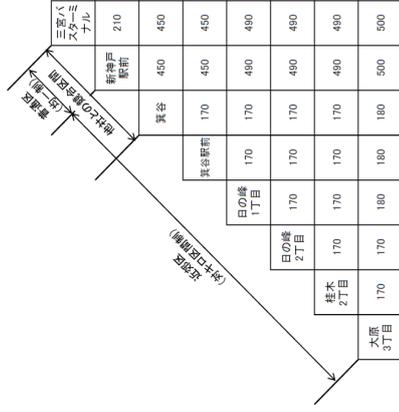
- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
1 普通区（均一制）の運転系統及び料金 料金 210円		1 普通区（均一制）の運転系統及び料金 料金 210円	
系統番号	区間	系統番号	区間
[略]	[略]	[略]	[略]
2の1	[略]	2の1	[略]
2の3	阪急六甲～ <u>磯上公園前</u> 青谷		
[略]	[略]	[略]	[略]
100	J R 六甲道～ <u>J R 六甲道</u> 徳井会館前、 <u>将軍通</u> 、 <u>日赤病院前</u> 、 <u>灘の浜東</u>	100	J R 六甲道～ <u>日赤病院前</u> <u>美術館前</u> 徳井、 <u>灘区役所前</u> 、 <u>将軍通</u> 、 <u>県立</u>
[略]	[略]	[略]	[略]
灘南(103)	J R 六甲道～ <u>J R 六甲道</u> 阪神新在家、西郷、 <u>阪神大石</u> 、 <u>将軍通</u>	灘南(103)	J R 六甲道～ <u>将軍通</u> 阪神新在家、西郷、 <u>阪神大石</u>
2 近郊区（均一制）の運転系統及び料金 料金 210円		2 近郊区（均一制）の運転系統及び料金 料金 210円	
系統番号	区間	系統番号	区間
		48	垂水駅～ <u>学園都市駅前</u> 舞子高校前
[略]	[略]	[略]	[略]
		191	舞子駅前～ <u>舞子駅前</u> 西部障害者センター、 <u>掖済会病院前</u>

3 近郊区（対キロ区間制）の運転系統及び料金

〔略〕

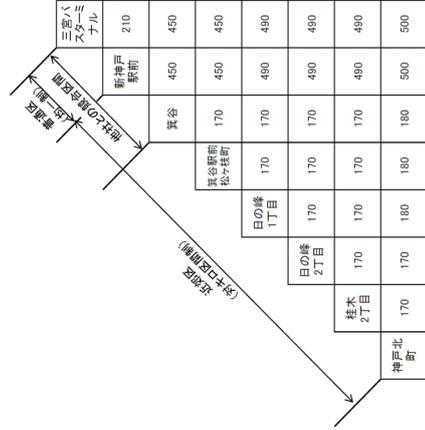
第64の3系統（三宮駅前～（箕谷駅前）～大原3丁目）



〔略〕

第64の4系統（三宮駅前～（箕谷駅前）～神戸北町）

第64の5系統（三宮駅前～（箕谷）～神戸北町）

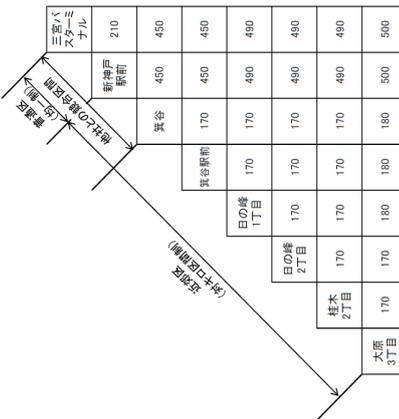


〔略〕

3 近郊区（対キロ区間制）の運転系統及び料金

〔略〕

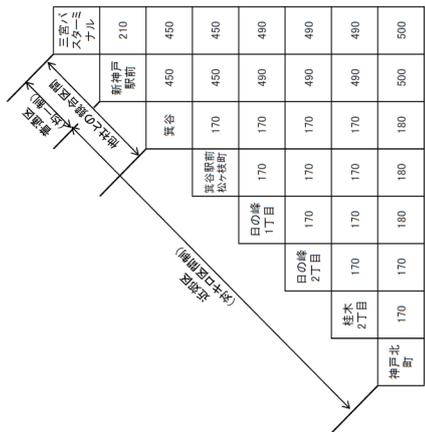
第64の3系統（三宮ターミナル前～（箕谷駅前）～大原3丁目）



〔略〕

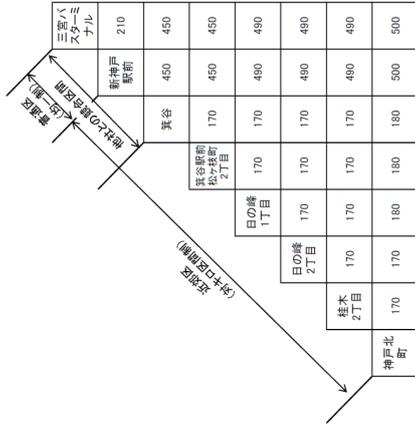
第64の4系統（三宮ターミナル前～（箕谷駅前）～神戸北町）

第64の5系統（三宮ターミナル前～（箕谷）～神戸北町）



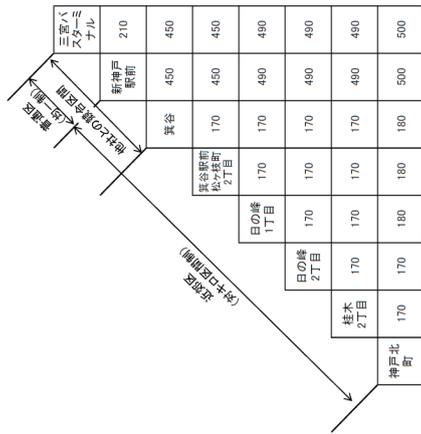
〔略〕

第64の7系統（三宮駅前～（箕谷駅前）～松ヶ枝町2丁目～神戸北町）



[略]

第64の7系統（三宮ターミナル前～（箕谷駅前）～松が枝町2丁目～神戸北町）



[略]

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

教育委員会

神戸市学校給食センター整備・運営PFI事業者選定委員会設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月14日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第9号

神戸市学校給食センター整備・運営PFI事業者選定委員会設置規則の一部を改正する規則

神戸市学校給食センター整備・運営PFI事業者選定委員会設置規則（令和4年3月教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、委嘱の日から <u>令和6年3月10日</u>までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p style="text-align: center;">（失効）</p> <p>2 この規則は、<u>令和6年3月10日</u>限</p>	<p style="text-align: center;">（任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、委嘱の日から <u>令和5年3月31日</u>までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p style="text-align: center;">（失効）</p> <p>2 この規則は、<u>令和5年3月31日</u>限</p>

り、その効力を失う。

り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に在職する神戸市学校給食センター整備・運営PFI事業者選定委員会の委員及び臨時委員の任期は、なお従前の例による。

神戸市教育委員会教育長告示第3号

令和5年4月9日(日)執行予定の神戸市議会議員選挙及び兵庫県議会議員選挙にかかる個人演説会場の公営施設設備の程度及び納付すべき費用の額等を次のとおり告示する。

令和5年3月10日

神戸市教育委員会
教育長 長 田 淳

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(東灘区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設 備 の 程 度										そ の 他					
			演 説 会 場							聴 衆 席 備 付 備 品			使用上の 留意事項	放送設備使 用可否		電話番号		
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室		可	不可			
1	東灘小学校	アリーナ	930	28									600	なし	土足厳禁	○		411-0556
2	本庄小学校	アリーナ	744	30		2						2	700	ミーティング室	土足厳禁	○		411-0339
3	本山南小学校	体育館	700	21								2	350	講堂控室	土足厳禁	○		452-0071
4	福池小学校	体育館	413	17								1	300	講堂控室	土足厳禁	○		452-5595
5	魚崎小学校	アリーナ	1100	40									600	なし	シート使用 土足厳禁	○		411-6196
6	本山第一小学校	多目的室	112					LED×12					80	なし	土足厳禁	○		411-1974
7	本山第二小学校	体育館	997	24				40				2	500	開放教室	土足厳禁	○		431-1441
8	本山第三小学校	体育館	748	28		2							600	講堂控室	シート使用	○		411-0005
9	住吉小学校	体育館	1,029	40									800	講堂控室	土足厳禁	○		851-2887
10	御影小学校	体育館	459	28									600	開放管理室	シート使用	○		851-3673
11	渦が森小学校	多目的室	112					36					60	第一会議室	土足厳禁	○		851-3185
12	御影北小学校	アリーナ	1100			32							200	ランチルーム	土足厳禁	○		851-6809
13	六甲アイランド小学校	体育館	919	30									800	その他	シート使用	○		857-3121
14	向洋小学校	クラブハウス ※開放運営委 員会から使用 承諾	90					28					100	低学年音楽室	土足厳禁		○	857-2450
15	本庄中学校	体育館	818	18	12	2							700	なし	シート使用 原状復帰	○		411-2261
16	魚崎中学校	体育館	447	18	12			24					500	会議室	土足厳禁	○		411-1631
17	本山南中学校	体育館	985	19		2							500	なし	シート使用 土足厳禁	○		412-2033
18	本山中学校	体育館	1,253	29	6								800	なし	シート使用	○		411-3742
19	住吉中学校	体育館	1,008	40									500	ミーティング室	シート使用 土足厳禁	○		851-3752
20	御影中学校	体育館	605	24				24					580	その他	シート使用 土足厳禁	○		841-2541
21	向洋中学校	多目的室	121					38					100	なし	土足可		○	857-2481
22	東灘のぞみ幼稚園	遊戯室	143					52					120	なし	土足厳禁	○		411-0667
23	魚崎幼稚園	遊戯室	150										70	保育室	土足厳禁	○		411-9647
24	御影幼稚園	遊戯室	193					32					130	なし	土足厳禁	○		851-2030
25	六甲アイランド高校	体育館	1,300	48		6							1,000	和室	シート使用 土足厳禁	○		858-4000
使用区分及び 納付区分	● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり) ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。																	
その他	(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品(各校共通) /机、椅子 (5) 演壇備付備品(各校共通) /演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。																	

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(灘区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他					
			演説会場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号		
			照 明					聴衆席備付備品						可	不可			
400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室									
1	成徳小学校	体育館	735	38									700	なし	土足厳禁	○		821-1001
2	高羽小学校	体育館	700	24							4		500	なし	シート使用	○		841-0541
3	鶴甲小学校	講堂	420	20									300	会議室	シート使用	○		821-0444
4	六甲山小学校	体育館	260		32								100	教室	土足厳禁	○		891-0328
5	西郷小学校	体育館	602	32									500	会議室	シート使用	○		861-2888
6	六甲小学校	多目的室	120					28					70	相談室	土足厳禁	○		881-1071
7	灘小学校	体育館	700	36									300	なし	土足厳禁	○		871-0481
8	西灘小学校	体育館	700	32		2					4		400	なし	シート使用	○		861-8851
9	灘の浜小学校	体育館	700	24									500	なし	土足厳禁	○		802-1750
10	稗田小学校	体育館	613	30							4		691	開放教室	土足厳禁	○		871-0721
11	美野丘小学校	講堂	340			35		70				4	350	なし	土足厳禁	○		871-1381
12	摩耶小学校	第1学習室	30					20					80	なし	土足厳禁	○		861-3172
13	福住小学校	体育館	540	35							54		600	なし	シート使用	○		861-2424
14	鷹匠中学校	武道場	300					210					250	なし	シート使用	○		841-0041
15	烏帽子中学校	体育館	672	25	2			32			2		250	会議室	土足厳禁	○		851-5777
16	原田中学校	体育館	408	28				20					400	多目的室	土足厳禁	○		861-0431
17	長峰中学校	講堂	389		15		75				2		650	教室	シート使用 土足厳禁	○		861-3781
18	上野中学校	講堂	379	300 W × 24					32 W × 24		4		350	講堂控室	土足厳禁	○		871-9681
19	灘すずかけ幼稚園	遊戯室	100					32					50	保育室	土足厳禁	○		861-4550
20	灘さくら支援学校	多目的室	200		24								50	なし		○		802-1200
使用区分及び 納付区分		<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり) ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。 																
その他		<p>(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。</p> <p>(2) ゴミは持ち帰っていただきます。</p> <p>(3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。</p> <p>(4) 控室備品(各校共通) / 机、椅子</p> <p>(5) 演壇備付備品(各校共通) / 演壇、演卓、椅子</p> <p>(6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。</p> <p>(7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。</p> <p>(8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。</p> <p>(9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。</p>																

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(中央区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他							
			演説会場										使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号				
			照 明					聴衆席備付備品						可	不可					
400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室											
1	上筒井小学校	体育館	540	26	4							4	500	なし	シート使用	○		241-1080		
2	なぎさ小学校	体育館	714	40							2		300	あり	土足厳禁	○		252-5611		
3	宮本小学校	体育館	437	LED20個			ステージ 上16本				4基		500	スタディ ルーム	シート使用	○		221-1600		
4	春日野小学校	講堂	280	300 W × 16									300	なし	シート使用	○		231-2461		
5	雲中小学校	ウイングルーム	120					30				6人用×12		なし	土足厳禁 原状復帰		○	231-3441		
6	中央小学校	会議室	100					16					100	なし		○		231-2421		
7	こうべ小学校	体育館	540	23									600	図書室	シート使用	○		221-2539		
8	山の手小学校	体育館	941	28		2		16					600	あり	土足厳禁	○		341-8911		
9	湊小学校	体育館	750	30									500	なし	土足厳禁	○		360-1200		
10	港島学園(前期課程)	体育館	704	LED×42									700	図書室	原状復帰 シート使用	○		302-1661		
11	筒井台中学校	武道場	270	15									100	なし	土足厳禁		○	241-3201		
12	湊中学校	体育館	1,254	28									2	1,000	ステージ袖	土足厳禁	○	242-4501		
13	葺合中学校	体育館	639	8				40	18	25			500	会議室	シート使用 土足厳禁	○		241-0444		
14	布引中学校	体育館	315	20		3							500	講堂控室	土足厳禁	○		241-0010		
15	神戸生田中学校	体育館	985	30		2							4	800	クラブハウス	土足厳禁	○	334-1850		
16	湊翔楠中学校	体育館	1,000	36									750	会議室	土足厳禁	○		351-2152		
17	港島学園(後期課程)	体育館	848	15	10								400	ステージ袖	原状復帰 シート使用	○		302-1771		
18	あづま幼稚園	保育室	96					20						なし	土足厳禁		○	231-0015		
19	神戸幼稚園	遊戯室	176					50					100	会議室	土足厳禁	○		331-4469		
20	港島幼稚園	遊戯室	154				7	15	44	2	10	140	会議室	土足厳禁	○			302-3300		
21	科学技術高校	体育館	1150		56								28	1,500	なし	土足厳禁 シート使用 原状復帰	○		272-9900	
22	葺合高校	体育館	1200	48				18					1,000		土足厳禁	○		291-0771		
23	摩耶兵庫高校	体育館	896	1 KW × 2 / 400 W × 20 / 360 W × 20 / 100 W × 54										600	なし	シート使用	○		360-1316	
24	盲学校	体育館	708	700 W × 20 / 150 W × 4 / 40 W × 2										12	400	会議室	シート使用	○		360-1133
使用区分及び 納付区分		<p>● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)</p> <p>● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。</p>																		
その他		<p>(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。</p> <p>(2) ゴミは持ち帰っていただきます。</p> <p>(3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。</p> <p>(4) 控室備品(各校共通) /机、椅子</p> <p>(5) 演壇備付備品(各校共通) /演壇、演卓、椅子</p> <p>(6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。</p> <p>(7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。</p> <p>(8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。</p> <p>(9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。</p>																		

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(兵庫区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他				
			演説会場							聴衆席備付備品			使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号	
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室		可	不可		
1	神戸祇園小学校	多目的ホール	160			70W(LED)×36						140	多目的室		○		511-2600
2	夢野の丘小学校	多目的ホール	160			20	12					100	会議室3	シート使用	○		521-7430
3	会下山小学校	体育館	400	32							4	500	和室	シート使用	○		577-1501
4	兵庫大開小学校	体育館	475	24		4	16					800	なし	土足厳禁 シート使用	○		575-4773
5	水木小学校	体育館	588	36								450	多目的室	シート使用	○		575-8360
6	和田岬小学校	多目的室	117				16					50	図書室		○		671-1105
7	明親小学校	多目的室	200			12						12	50	スポーツクラブ室	土足厳禁	○	651-2855
8	浜山小学校	ミーティングルーム	160				18					50	図書室		○		651-3890
9	夢野中学校	武道場	500			68W(LED)×25							男女更衣室	土足厳禁 シート無し 体育館より 椅子200脚搬 入可	○		511-5555
10	湊川中学校	講堂	402			40						400	会議室		○		521-4874
11	兵庫中学校	体育館	580	300W×27			32W×32					400	小控室	上履き使用	○		577-0744
12	須佐野中学校	体育館	554	21							2	600	相談室	シート使用	○		671-4261
13	吉田中学校	体育館	768	28			24					650	会議室	土足厳禁	○		681-3545
14	兵庫くすのき幼稚園	遊戯室	138			24						150	準備室	土足厳禁	○		575-4774
使用区分及び 納付区分	<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり) ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。 																
その他	<p>(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。</p> <p>(2) ゴミは持ち帰っていただきます。</p> <p>(3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。</p> <p>(4) 控室備品(各校共通) / 机、椅子</p> <p>(5) 演壇備付備品(各校共通) / 演壇、演卓、椅子</p> <p>(6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。</p> <p>(7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。</p> <p>(8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。</p> <p>(9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。</p>																

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(北区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他					
			演説会場							聴衆席備付備品			使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号		
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室		可	不可			
1	有馬小学校	講堂	767				50				6	400	講堂控室	土足厳禁 シート使用	○		904-0170	
2	有野小学校	体育館	504	18		2					9	400	図書室	土足厳禁 シート使用	○		981-5341	
3	藤原台小学校	体育館	920	28								700	家庭科室	シート使用	○		982-5880	
4	西山小学校	視聴覚室	130					26				60	相談室	シート使用 土足厳禁	○		952-1800	
5	ありの台小学校	体育館	450	LED×15								300	体育館ステージ袖	シート使用	○		981-5111	
6	唐櫃小学校	講堂	316		20			30	16	2		500	会議室	シート使用	○		981-5926	
7	大池小学校	ふれあいルーム	130					30				90	なし	土足厳禁	○		581-8032	
8	花山小学校	ふれあいルーム	112					32				70	なし	シート使用 原状復帰	○		583-1120	
9	谷上小学校	講堂	360	21	8	2					12	150	なし	シート使用	○		581-3351	
10	箕谷小学校	体育館	450	24								300	クラブハウス	シート使用 土足厳禁	○		581-8030	
11	桂木小学校	低学年 多目的室	150					12					ミーティングルーム	原状復帰	○		582-4001	
12	広陵小学校	体育館	504	35			24				10	400	管理室	シート使用	○		583-0191	
13	筑紫が丘小学校	多目的ホール	162					40				80	クラブハウス	土足可	○		581-1006	
14	桜の宮小学校	体育館	350	12		24					2	350	会議室	シート使用	○		591-1009	
15	甲緑小学校	あじさいルーム	112							24		32	家庭科室	シート使用	○		581-1221	
16	山田小学校	体育館	675		20	11		24				200	クラブハウス	シート使用 土足厳禁	○		581-0055	
17	小部東小学校	体育館	486		22							400	なし	土足厳禁 原状復帰	○		592-0086	
18	小部小学校	相談室	50					14				30	なし	原状復帰	○		591-1761	
19	泉台小学校	多目的室	220					30				20	なし	土足厳禁	○		593-7771	
20	鈴蘭台小学校	体育館	714	18	12						4	500	なし	土足厳禁	○		592-8181	
21	北五葉小学校	体育館	330	20	2			24			9	450	講堂控室	土足厳禁 原状復帰	○		591-1196	
22	南五葉小学校	クラブハウス ※開放運営委員 会から使用承諾	50	32W×24									24	なし	土足厳禁	○		591-1314
23	君影小学校	体育館	440	18	4	12					9	300	会議室	土足厳禁	○		592-0059	
24	星和台小学校	体育館	486	10	10						2	600	図書室	土足厳禁	○		593-8200	
25	ひよどり台小学校	体育館	500			25					2	500	相談室	シート使用	○		743-0062	
26	藍那小学校	体育室	255	22				8			6	100	理科室	土足厳禁	○		591-0367	
27	道場小学校	体育館	700	30		2					2	300	体育館控室	シート使用 土足厳禁	○		985-4016	
28	長尾小学校	体育館	644	12	4		20	6				500	教室	土足厳禁	○		986-2074	
29	鹿の子台小学校	体育館	672	30							4	600	図書室	シート使用 土足厳禁	○		952-1720	
30	好徳小学校	体育館	432								25	150	クラブハウス	シート使用	○		958-0004	
31	淡河小学校	体育館	306					20			29	200	なし	土足厳禁	○		959-0113	
32	有馬中学校	体育館	985	28				32			4	400	相談室	土足厳禁	○		981-5101	
33	有野中学校	体育館	700	24		2					2	650	会議室	シート使用	○		982-2700	
34	有野北中学校	体育館	1,181	36				20			2	10	800	その他	シート使用 原状復帰	○		987-3057
35	唐櫃中学校	体育室	486	14	14							300	教室	シート使用 土足厳禁	○		982-6461	
36	大池中学校	体育館	510	20						10	2	400	なし	土足厳禁	○		581-8034	
37	山田中学校	体育館	945		48							800	教室	土足厳禁	○		581-1068	
38	広陵中学校	体育館	1,008	36								1,000	会議室	シート使用	○		583-1313	
39	桜の宮中学校	体育館	605	18	2			12			12	600	図書室	土足厳禁	○		593-8001	
40	小部中学校	体育館	540	30		1						450	会議室	シート使用 原状復帰	○		592-1177	
41	大原中学校	体育館	918		24						3	800	会議室	シート使用 土足厳禁	○		581-6661	
42	鈴蘭台中学校	体育館	441	25				5			5	300	研修室Ⅱ	シート使用	○		591-4521	
43	星和台中学校	体育館	519	18							2	500	心の教室	土足厳禁	○		593-8400	
44	鴨台中学校	体育館	459	30								600	会議室	シート使用	○		743-0072	
45	北神戸中学校	体育館	792							37		330	校長室	土足厳禁	○		951-0821	
46	八多中学校	体育館	340	18							12	200	ミーティングルーム	シート使用 土足厳禁	○		982-0049	
47	大沢中学校	体育館	679			2	20				28	240	なし	土足厳禁	○		954-0142	
48	淡河中学校	体育館	320	500 W × 20									150	相談室	シート使用 土足厳禁	○		958-0301

49	有野幼稚園	遊戯室	150				30				110	保育室	土足厳禁	○		981-5109
50	からと幼稚園	遊戯室	130				36		8	16	100	保育室	土足厳禁	○		981-5317
51	やまびこ幼稚園	遊戯室	128				24				100	保育室	土足厳禁	○		583-1080
52	長尾幼稚園	遊戯室	90				45				130	保育室	土足厳禁	○		986-4123
使用区分及び納付区分		<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。（別添のとおり） ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。 														
その他		<p>(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてありますが、<u>原状回復していただきます。</u>かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。</p> <p>(2) ゴミは持ち帰っていただきます。</p> <p>(3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。</p> <p>(4) 控室備品（各校共通） / 机、椅子</p> <p>(5) 演壇備付備品（各校共通） / 演壇、演卓、椅子</p> <p>(6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。</p> <p>(7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。</p> <p>(8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。</p> <p>(9) <u>受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。</u></p>														

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(長田区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他				
			演説会場							聴衆席備付品			使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号	
			照 明							長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び係 員控室		可	不可		
400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W											
1	室内小学校	体育室	468	35			12					400	会議室	土足厳禁	○		691-0917
2	名倉小学校	多目的室	210				16					100	なし	土足厳禁		○	691-6181
3	丸山ひばり小学校	アリーナ	600	30						2		500	会議室	土足厳禁	○		691-8552
4	宮川小学校	体育館	300		20		16		2			400	なし	土足厳禁	○		631-2721
5	池田小学校	体育館	567	35						2		400	なし	土足厳禁	○		691-1661
6	蓮池小学校	体育館	490	37		9						400	なし	土足厳禁	○		691-4215
7	長田小学校	講堂	334							31		280	講堂控室	土足厳禁	○		631-2731
8	五位の池小学校	講堂	340				104		15			170	第2会議室	シート使用		○	631-2741
9	御蔵小学校	体育館	700	21		12						250	その他	シート使用 土足厳禁	○		575-2226
10	真野小学校	体育館	600	24			16					300	クラブハウス	土足厳禁	○		671-0190
11	長田南小学校	体育館	380									500		土足厳禁	○		691-1702
12	真陽小学校	体育館	467	21		9	30		6			300	クラブハウス	土足厳禁	○		611-0456
13	駒ケ林小学校	クラブハウス ※開放運営委 員会から使用 承諾	65				18					40	なし	土足厳禁	○		731-7061
14	雲雀丘中学校	体育館	552	12		2				6		550	会議室	土足厳禁	○		631-8748
15	丸山中学校	体育館	967		34					2		700	なし	シート使用	○		691-0005
16	西代中学校	武道館	337				80					50	なし	土足厳禁		○	691-1521
17	高取台中学校	体育館	473	24		22						550	教室	土足厳禁	○		611-6325
18	長田中学校	体育館	700	32		2				3		800	Mロビー	シート使用	○		671-3757
19	駒ケ林中学校	体育館	540	21						23		300	視聴覚室	シート使用	○		611-0082
使用区分及び 納付区分		<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり) ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。 															
その他		<ol style="list-style-type: none"> (1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品(各校共通) /机、椅子 (5) 演壇備付品(各校共通) /演壇、演卓、椅子 (6) 備付品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。 															

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(須磨区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他		電話番号			
			演説会場							聴衆席備付品			使用上の 留意事項	放送設備 使用可否				
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室		可		不可		
1	だいち小学校	アリーナ	750	18	12			2					500	ミーティング室	土足厳禁	○		739-1502
2	若宮小学校	体育館	560	28				20					600	図工室	土足厳禁	○		731-0007
3	西須磨小学校	多目的室	100				42						60	家庭科室	土足厳禁 原状復帰	○	ポスター等可	731-0295
4	北須磨小学校	講堂	660	9				30					300	クラブハウス	土足厳禁	○		731-8149
5	高倉台小学校	多目的室	100					18					100	相談室	土足厳禁	○		734-1766
6	多井畑小学校	多目的室	250					48					100	会議室	土足厳禁	○		792-0450
7	板宿小学校	体育館	540	24									400	多目的室	土足厳禁	○		732-4055
8	東須磨小学校	体育館	570	20							2		600	開放教室	土足厳禁	○		731-0448
9	若草小学校	体育館	507								24		400	クラブハウス	土足厳禁	○		743-7311
10	妙法寺小学校	講堂	325		18						4		500	講堂控室	シート使用 土足厳禁	○		741-2559
11	横尾小学校	多目的室	157					40					50	なし	土足厳禁	○		743-4511
12	白川小学校	体育館	592	20							4		400	講堂控室	シート使用	○		792-2619
13	神の谷小学校	活動室	112			24							30	スポーツクラブ室	土足厳禁	○		791-8277
14	松尾小学校	体育館	460	15				10			4		250	クラブハウス	土足厳禁	○		791-8422
15	東落合小学校	体育館	490	500 W × 21									600	その他	土足厳禁	○		793-1844
16	花谷小学校	体育館	459								40		500	クラブハウス	シート使用	○		791-8272
17	南落合小学校	体育館	458	21	14	9		16			4		600	多目的室	シート使用	○		792-5244
18	西落合小学校	体育館	504	21				24			22		500	クラブハウス	土足厳禁	○		792-5556
19	竜が台小学校	体育館	504	21				14			12		500	体育館控室	シート使用	○		793-1833
20	菅の台小学校	クラブハウス ※開放運営委員会から使用承諾	87	LED×11									46	市民図書室	シート使用 土足厳禁	○		791-0233
21	太田中学校	体育館	400	350 W × 1 / 300 W × 20 / 250 W × 4							16		500	舞台袖	土足厳禁	○		732-0854
22	鷹取中学校	体育館	1,008	20									500	会議室	土足厳禁	○		731-0066
23	飛松中学校	格技室	256					108				5	100	なし	土足厳禁	○	携帯アンブ可	731-9494
24	高倉中学校	体育館	510	23							8		500	会議室	土足厳禁 原状復帰	○		733-1140
25	横尾中学校	体育館	580	25									500	会議室	シート使用	○		743-7322
26	友が丘中学校	体育館	580	30									600	図書室	シート使用 土足厳禁	○		792-5567
27	東落合中学校	体育館	769	30		2		12	8	9			700	会議室	土足厳禁	○		792-5558
28	須磨北中学校	体育館	558	20	2						4		800	図書室	シート使用 控室土足厳禁	○		741-6465
29	白川中学校	体育館	473	15		4		24					600	ミーティングルーム	シート使用 原状復帰	○		792-5711
30	西落合中学校	体育館	450		24						2		650	会議室	土足厳禁	○		791-8444
31	竜が台中学校	体育館	400		30			24	6	2	2	400	心の相談室	シート使用 土足厳禁 原状復帰	○		791-0762	
32	名谷きぼうの丘幼稚園	遊戯室	114					24					150	なし	土足厳禁	○		793-1866
33	須磨翔風高校	体育館	1,200	300 W × 56									1,000	あり	シート使用	○		798-4155
34	青陽須磨支援学校	体育館	885	300 W × 32				32 W × 28					400	あり	土足厳禁	○		793-1006

使用区分及び納付区分 ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)
 ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。

その他 (1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。
 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。
 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。
 (4) 控室備品(各校共通) / 机、椅子
 (5) 演壇備付品(各校共通) / 演壇、演卓、椅子
 (6) 備付品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。
 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。
 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。
 (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(垂水区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他		電話番号			
			演説会場							聴衆席備付品			使用上の 留意事項	放送設備 使用可否				
			400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室		可		不可		
1	塩屋北小学校	体育館	576		LED×35						14	400	体育館控室	シート使用 土足厳禁	○		752-7575	
2	下畑小学校	体育館	504	21	23		24				9	600	ステージ袖	シート使用	○		752-6780	
3	つつじが丘小学校	多目的室	135					32			3	50	なし	土足厳禁	○		709-7751	
4	塩屋小学校	開放教室 ※開放運営委 員会から使用 承諾	100			12				2		50	なし	土足厳禁		○	751-4400	
5	乙木小学校	体育館	680	24		2		10			4	600	講堂控室	シート使用	○		752-4205	
6	東垂水小学校	会議室	60					20				40	なし	シート使用		○	751-2623	
7	名谷小学校	図書室	80		LED×24							40	なし	原状復帰		○	707-2481	
8	福田小学校	図書室	80				30					50	なし	シート使用 土足厳禁	○		753-3515	
9	高丸小学校	体育館	704	40								400	クラブハウス	土足厳禁	○		707-8877	
10	千鳥が丘小学校	講堂	310			20		26			9	250	なし	車椅子不可	○		709-1655	
11	千代が丘小学校	体育館	340		LED×20							350	教室	シート使用	○		708-8801	
12	垂水小学校	講堂	350					64			24	40	講堂控室	土足厳禁	○		707-6006	
13	霞ヶ丘小学校	多目的室	85					25				60	クラブハウス2	土足厳禁	○		706-0156	
14	東舞子小学校	体育館	378	20								500	音楽室	土足厳禁 シート使用	○		782-2712	
15	舞子小学校	体育館	670	12	18			28	14	6		800	その他	シート使用	○		782-2332	
16	西舞子小学校	ランチルーム	100		LED×13							4	50	クラブハウス	土足厳禁 上履き持参	○		781-0004
17	西脇小学校	体育館	600								41	400	なし	シート使用 土足厳禁	○		781-9531	
18	多聞東小学校	体育館	700	24				48				350	ステージ袖	土足厳禁	○		783-5868	
19	小東山小学校	多目的室	135					40					なし	土足厳禁 原状復帰		○	784-2656	
20	舞多聞小学校	アリーナ	932	36	4			12			2	700	ステージ袖	土足厳禁 シート使用	○		787-3700	
21	多聞台小学校	講堂	340	23							2	400	クラブハウス	土足厳禁 原状復帰	○		782-0375	
22	神陵台小学校	ランチルーム	138					28				90	なし	中心に柱有り 土足厳禁	○		781-3843	
23	桃山台中学校	体育館	700	18							2	700	会議室	シート使用 土足厳禁	○		752-1201	
24	塩屋中学校	体育館	787	24								700	多目的室	土足厳禁	○		753-2271	
25	垂水東中学校	体育館	940	28							4	790	体育館袖	シート使用	○		751-6139	
26	福田中学校	体育館	600	18			24				14	600	多目的室	シート使用 土足厳禁	○		708-1670	
27	垂水中学校	体育館	525					78			11	800	会議室	シート使用 土足厳禁	○		707-6363	
28	歌敷山中学校	体育館	600			24						700	会議室	シート使用 土足厳禁	○		707-8864	
29	星陵台中学校	体育館	1,008		35	4				35		700	武道場	シート使用 土足厳禁	○		709-8810	
30	多聞東中学校	体育館	594	34		12						520	体育館控室	シート使用	○		783-5888	
31	本多聞中学校	体育館	810			21						500	相談室	シート使用	○		784-6310	
32	舞子中学校	体育館	459	20			16				4	300	講堂控室	シート使用 土足厳禁	○		781-0001	
33	神陵台中学校	体育館	455	19							18	500	講堂控室	シート使用	○		781-0700	
34	青山台こぼと幼稚園	遊戯室	150					42				152	なし	土足厳禁	○		752-0700	
35	たるみ幼稚園	遊戯室	155					16				80	なし	土足厳禁	○		704-5114	
36	小東山幼稚園	遊戯室	139					50				90	なし	土足厳禁	○		784-2660	

使用区分及び
納付区分 ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)
● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。

その他 (1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を
勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。
(2) ゴミは持ち帰っていただきます。
(3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。
(4) 控室備品(各校共通) /机、椅子
(5) 演壇備付備品(各校共通) /演壇、演卓、椅子
(6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。
(7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。
(8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。
(9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(西区)

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他					
			演説会場							聴衆席備付備品			使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		電話番号		
			照明	400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用		弁士及び 係員控室	可		不可	
1	東町小学校	多目的室	240			4		26					80	図書室	土足厳禁		○	794-4000
2	小寺小学校	クラブハウス ※開放運営委員 会から使用 承諾	125			10		4					40	自習室	土足厳禁		○	791-2950
3	長坂小学校	体育館	699		24						6		300	なし	土足厳禁	○		974-2333
4	有瀬小学校	多目的室	100					36					50	なし	土足厳禁 原状復帰		○	974-2709
5	太山寺小学校	体育館	660	28									300	ミーティングルーム	土足厳禁	○		974-0007
6	井吹東小学校	体育館	942	30				16			4		800	なし	土足厳禁	○		997-0820
7	井吹の丘小学校	体育館	810		36						2		700	いぶきの丘ハウス	シート使用	○		990-5533
8	井吹西小学校	体育館	970		2							27	700	体育館控室	シート使用	○		997-0114
9	伊川谷小学校	体育館	800	28							4		700	なし	土足厳禁	○		974-0006
10	櫛谷小学校	図書室	88			LED×15							40	図工室	土足厳禁 原状復帰	○		991-0004
11	糺台小学校	体育館	750			LED×35						16	600	更衣室	土足厳禁	○		991-1635
12	狩場台小学校	図書室	80					32					60	多目的室	土足厳禁		○	991-3415
13	竹の台小学校	多目的ホール	209					31					100	カウンセリ ングルーム	シート使用 土足厳禁	○		991-4471
14	櫛野台小学校	体育館	742										600	体育館控室	シート使用	○		992-2500
15	木津小学校	体育館	632	28									400	なし	土足厳禁	○		994-0003
16	桜が丘小学校	体育館	630	18				12			4		400	多目的室	シート使用	○		994-8010
17	押部谷小学校	体育館	288	30							8		500	図書室	シート使用	○		994-0002
18	月が丘小学校	体育館	850	23		2					4		400	なし	土足厳禁	○		995-3171
19	北山小学校	視聴覚室	96					24					40	なし	土足厳禁		○	994-8020
20	高和小学校	体育館	794		24						4		350	なし	土足厳禁	○		994-0004
21	高津橋小学校	図書館	120					18					40	にじいろ ルーム	土足厳禁 原状復帰	○		917-6501
22	玉津第一小学校	体育館	800	20							2		600	クラブハウス	土足厳禁 原状復帰	○		928-3790
23	枝吉小学校	クラブハウス ※開放運営委員 会から使用 承諾	96					24					90	クラブハウス	土足厳禁	○		928-0880
24	出合小学校	体育館	739	18							4		600	会議室	土足厳禁	○		928-5516
25	美賀多小学校	体育館	800								32		500	クラブハウス	シート使用 土足厳禁	○		991-7659
26	春日台小学校	体育館	504	21		2	15	12			23		200	その他	シート使用 土足厳禁	○		961-0251
27	平野小学校	体育館	672	24	2								450	会議室	シート使用 原状復帰	○		961-0011
28	神出小学校	体育館	600	24	2								500	なし	シート使用	○		965-0006
29	岩岡小学校	体育館	504	21							16		400	会議室	シート使用 土足厳禁	○		967-0013
30	太山寺中学校	体育館	759	22		2							800	図書室	土足厳禁	○		791-7090
31	長坂中学校	体育館	820	36									800	会議室	シート使用	○		974-3830
32	井吹台中学校	体育館	1,222	28		8					4		800	小会議室	シート使用	○		997-0850
33	伊川谷中学校	体育館	540	18							12		700	相談室	シート使用	○		974-0005
34	櫛谷中学校	体育館	759	22									700	本会議室	土足厳禁	○		991-0026
35	桜が丘中学校	体育館	792	18	12	12		2			9		700	会議室	土足厳禁	○		994-8822
36	押部谷中学校	体育館	550	22	1	1							600	なし	シート使用	○		994-0013
37	玉津中学校	体育館	648	30	2						15		700	相談室	土足厳禁	○		918-2266
38	王塚台中学校	体育館	450	30									500	教室	土足厳禁	○		928-1277
39	平野中学校	体育館	562	10	22	2					12		740	図書室	シート使用	○		961-0058
40	西神中学校	体育館	1,239	24		30					6		800	会議室	シート使用	○		992-2700
41	神出中学校	体育館	800	14	14								400	なし	シート使用	○		965-0025
42	岩岡中学校	体育館	864					34					450	なし	シート使用 土足厳禁	○		967-0016
43	いかわ幼稚園	遊戯室	130					18					100	園長室	土足厳禁	○		974-0022
44	おしんべ幼稚園	遊戯室	118					24					80	保育室	土足厳禁	○		994-0279
45	たまつ幼稚園	体育館	919								36		100	なし	土足厳禁	○		928-4724
46	玉津第二幼稚園	遊戯室	211					40					70	3階第二 研究室	土足厳禁	○		912-5771

47	岩岡幼稚園	遊戯室	155				46			100	保育室	土足厳禁	○	967-1531
使用区分及び納付区分		<ul style="list-style-type: none"> ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり) ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。 												
その他		<ul style="list-style-type: none"> (1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。 (2) ゴミは持ち帰っていただきます。 (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。 (4) 控室備品(各校共通) /机、椅子 (5) 演壇備付備品(各校共通) /演壇、演卓、椅子 (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。 (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。 (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。 (9) <u>受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。</u> 												

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

施設名	演説会場	面積 (㎡)	設備の程度										その他		電話番号	
			演説会場							聴衆席備付備品			使用上の 留意事項	放送設備 使用可否		
			照 明							長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室		可		不可
400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W～ 1000W										
灘区	六甲山幼稚園	六甲山小と共用、休園中													891-1043	
灘区	青陽灘高等支援学校	(使用不可/管理上不適切)													871-1800	
中央区	神戸工科高校	科学技術高校と共用のため昼間・夜間共に使用不可													272-9955	
兵庫区	神港橋高校	学校の事情で全日使用不可													579-3650	
兵庫区	楠高校	湊川中と共用（楠高校は夜間定時制課程）													521-4700	
兵庫区	友生支援学校	(使用不可/管理上不適切)													576-6120	
北区	八多小学校	八多中と共用													982-0048	
北区	大沢小学校	大沢中と共用													954-0310	
北区	山田幼稚園	山田小と共用													581-0321	
北区	道場幼稚園	道場小と共用													985-2674	
北区	八多幼稚園	八多中と共用、休園中													982-0547	
北区	大沢幼稚園	大沢小と共用													954-0332	
北区	淡河好徳幼稚園	淡河小と共用													959-0112	
長田区	西野幼稚園	休園中													691-4483	
垂水区	多聞の丘小学校	学校園統廃合に伴う移転、開校準備のため使用不可													784-4477	
西区	太山寺幼稚園	太山寺小と共用													974-0021	
西区	榎谷幼稚園	榎谷小と共用													991-0331	
西区	平野幼稚園	平野小と共用													961-2011	
西区	神出幼稚園	神出小と共用													965-0088	
西区	いぶき明生支援学校	(使用不可/管理上不適切)													997-6311	
使用区分及び 納付区分		<p>● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。（別添のとおり）</p> <p>● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。</p>														
その他		<p>(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。</p> <p>(2) ゴミは持ち帰っていただきます。</p> <p>(3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。</p> <p>(4) 控室備品（各校共通） / 机、椅子</p> <p>(5) 演壇備付備品（各校共通） / 演壇、演卓、椅子</p> <p>(6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。</p> <p>(7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。</p> <p>(8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。</p> <p>(9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。</p>														

各施設の区分及び使用料（市立学校園）

（単位：円）

使用区分		使用時間	午前	午後	夜間	午前	午後	終日
			9時 ～ 13時	13時 ～ 17時	17時 ～ 21時	9時 ～ 17時	13時 ～ 21時	9時 ～ 21時
講堂	高等学校	平日	3,000	3,800	6,000	6,800	9,800	12,800
		土曜日、日曜日、 祝日	4,000	5,000	6,000	9,000	11,000	15,000
	その他	平日	2,300	3,000	5,000	5,300	8,000	10,300
		土曜日、日曜日、 祝日	3,000	4,000	5,000	7,000	9,000	12,000
体育館		平日	2,300	3,000	5,000	5,300	8,000	10,300
		土曜日、日曜日、 祝日	3,000	4,000	5,000	7,000	9,000	12,000
家庭科教室 多目的教室		平日	1,400	1,800	3,000	3,200	4,800	6,200
		土曜日、日曜日、 祝日	1,800	2,400	3,000	4,200	5,400	7,200
普通教室		平日	500	600	1,000	1,100	1,600	2,100
		土曜日、日曜日、 祝日	600	800	1,000	1,400	1,800	2,400
校庭	高等学校	平日	1,800	1,800	3,600	3,600	5,400	7,200
		土曜日、日曜日、 祝日	2,400	2,400	3,600	4,800	6,000	8,400
	その他	平日	1,500	1,500	3,000	3,000	4,500	6,000
		土曜日、日曜日、 祝日	2,000	2,000	3,000	4,000	5,000	7,000

人事委員会

神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則及び神戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月16日

神戸市人事委員会

委員長 芝原貴文

神戸市人事委員会規則第6号

神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則及び神戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則の一部改正)

第1条 神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則（平成6年12月人委規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休暇の単位)</p> <p>第8条 条例に定めるところの休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。</p> <p>(1) 介護休暇 1日、半日、1時間又は45分</p>	<p>(休暇の単位)</p> <p>第8条 条例に定めるところの休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。</p> <p>(1) <u>年次有給休暇、特別休暇のうち</u> <u>出生サポート休暇、出産補助休暇、</u> <u>育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇</u> 1日、半日、1時間又は45分</p>

(2) 年次有給休暇、特別休暇のうち健康支援休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇 1日、半日、1時間

(3)、(4) [略]

2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員のうち、1日の勤務時間が7時間45分未満の者については、休暇の単位は、介護休暇については1日、1時間又は45分（1日の勤務時間が4時間45分未満の者については、1日又は1時間）、年次有給休暇、特別休暇のうち健康支援休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇については1日、1時間、特別休暇のうち健康支援休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇を除いたものについては1日、介護時間については15分を単位として与える。

3 [略]

4 時間を単位として与えた休暇を日に換算する場合は、8時間をもって1日とする。ただし、短時間勤務職員のうち、1日の勤務時間が7時間45分未満の者にあつては、この限りでない。

(特別休暇)

第10条 条例第12条の人事委員会規則で定める特別休暇は、健康支援休暇、出生サポート休暇、産前休暇、産後休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、年次祭し休暇、夏季休暇、社会貢献活動休暇、子の看護休暇及び短期の介護

(2)、(3) [略]

2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員のうち、1日の勤務時間が7時間45分未満の者については、休暇の単位は、年次有給休暇、特別休暇のうち出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇については1日、1時間又は45分（1日の勤務時間が4時間45分未満の者については、1日又は1時間）、特別休暇のうち出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇を除いたものについては1日、介護時間については15分を単位として与える。

3 [略]

4 時間又は分を単位として与えた休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。ただし、短時間勤務職員のうち、1日の勤務時間が7時間45分未満の者にあつては、この限りでない。

(特別休暇)

第10条 条例第12条の人事委員会規則で定める特別休暇は、生理休暇、出生サポート休暇、産前休暇、産後休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、年次祭し休暇、夏季休暇、社会貢献活動休暇、子の看護休暇及び短期の介護

<p>休暇とする。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(健康支援休暇)</u></p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当する業務に従事する女性職員が生理日に休養を願い出たときは、<u>健康支援休暇</u>を与える。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生理日の就業が著しく困難な女性職員が休養を願い出たときは、<u>健康支援休暇</u>を与える。</p> <p>3 <u>1の周期につき、連続する2日を超えて取得する場合は医師の証明等に基づくものとする。</u></p>	<p>休暇とする。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(生理休暇)</u></p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当する業務に従事する女性職員が生理日に休養を願い出たときは、<u>生理休暇</u>を与える。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生理日の就業が著しく困難な女性職員が休養を願い出たときは、<u>生理休暇</u>を与える。</p>
---	---

(神戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 神戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年10月人委規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休暇の単位)</p> <p>第9条 休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。</p>	<p>(休暇の単位)</p> <p>第9条 休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。</p>

(1) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分の会計年度任用職員の介護休暇 1日、半日、1時間又は45分

(2) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分の会計年度任用職員の年次有給休暇、特別休暇のうち健康支援休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇 1日、半日、1時間

(3) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分以外の会計年度任用職員の介護休暇 1日、1時間又は45分

(4) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分以外の会計年度任用職員の年次有給休暇、特別休暇のうち健康支援休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇 1日、1時間

(5)～(7) [略]

2 時間を単位として与えた年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間をもって1日とする。なお、1時間未満の勤務時間は時間単位に切り上げる。

(特別休暇)

第12条 特別休暇は、健康支援休暇、出生サポート休暇、産前休暇、産後休

(1) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分の会計年度任用職員の年次有給休暇、特別休暇のうち出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇 1日、半日、1時間又は45分

(2) 勤務日1日あたりの勤務時間が7時間45分以外の会計年度任用職員の年次有給休暇、特別休暇のうち出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇並びに介護休暇 1日、1時間又は45分

(3)～(5) [略]

2 時間又は分を単位として与えた年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間をもって1日とする。

(特別休暇)

第12条 特別休暇は、生理休暇、出生サポート休暇、産前休暇、産後休暇、

暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、夏季休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇とする。

2 [略]

(健康支援休暇)

第13条 施行規則第11条の規定は、会計年度任用職員の健康支援休暇について準用する。

妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、夏季休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇とする。

2 [略]

(生理休暇)

第13条 施行規則第11条の規定は、会計年度任用職員の生理休暇について準用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

神戸市職員の単身赴任手当の支給に関する規則及び神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月16日

神戸市人事委員会
委員長 芝原貴文

神戸市人事委員会規則第7号

神戸市職員の単身赴任手当の支給に関する規則及び神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(神戸市職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 神戸市職員の単身赴任手当の支給に関する規則(平成19年3月人委規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(通勤困難の基準) 第3条 条例第9条の2の第1項本文及びただし書の人事委員会規則で定める基準は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の直後に在勤する公署の所在地が本市の区域外(外国を除く)であり、及び次の各号のいずれかに該当することとする。 (1)、(2) [略] (権衡職員の範囲等) 第5条 [略] (1) [略] ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)。	(通勤困難の基準) 第3条 条例第9条の2の第1項本文及びただし書の人事委員会規則で定める基準は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の直後に在勤する公署の所在地が本市の区域外であり、及び次の各号のいずれかに該当することとする。 (1)、(2) [略] (権衡職員の範囲等) 第5条 [略] (1) [略] ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)

以下「法」という。) 第22条の4第1項の規定による採用(同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下「定年前再任用」という。)をされたこと。

イ [略]

第8条 [略]

2～3 [略]

4 単身赴任手当の支給を受けている職員が任命権者又は所属長(以下この項において「任命権者等」という。)を異にして異動(定年前再任用前の任命権者等と定年前再任用後の任命権者等が異なる場合の当該定年前再任用を含む。以下この項において同じ。)した場合には、その職員の異動前の任命権者等は、当該職員から既に提出された単身赴任届を証明書類とともに異動後の任命権者等に送付するものとする。

第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用(同法第28条の2第1項の規定により退職した日(同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。))の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。)をされたこと。

イ [略]

第8条 [略]

2～3 [略]

4 単身赴任手当の支給を受けている職員が任命権者又は所属長(以下この項において「任命権者等」という。)を異にして異動(再任用前の任命権者等と再任用後の任命権者等が異なる場合の当該再任用を含む。以下この項において同じ。)した場合には、その職員の異動前の任命権者等は、当該職員から既に提出された単身赴任届を証明書類とともに異動後の任命権者等に送付するものとする。

(神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(令和3年2月人委規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 (令和3年2月16日人委規則第12号)	附 則 (令和3年2月16日人委規則第12号)

<p>1～5 [略]</p> <p><u>6</u> 施行日前日を含む休職等期間（令和2年改正条例附則第4条の規定による給料に関する規則（令和3年2月人委規則第13号）第2条に規定する休職等期間をいう。）にかかる規則第22条による調整をされた職員については、施行日の前日の号給を、同日において規則第22条による調整がされた号給とみなして前3項の規定を適用する。</p> <p>（給料月額範囲）</p> <p><u>7</u> [略]</p>	<p>1～5 [略]</p> <p>（給料月額範囲）</p> <p><u>6</u> [略]</p>
--	--

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条は公布の日から施行し、同条による改正後の神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（改正後の神戸市職員の単身赴任手当の支給に関する規則における暫定再任用職員等に関する経過措置）

第2条 次に掲げる事由の発生（以下「附則第2条事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、神戸市職員の単身赴任手当の支給に関する規則（以下「単身赴任手当規則」という）第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該附則第2条事由発生の直前の住居から当該附則第2条事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第3条に規定する基準（同条中の公署の所在地に係る部分を除く。）に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用職員（神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年10月条例第10号。以下「令和4年改正定年条例」という。）附則第2条第1項第10号及び第11号に規定する職員をいう。）は、神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号。）第9条の2第3項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

(1) 令和4年改正定年条例附則第4条第1項又は第5条第1項の規定による採用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年6月法第63号）による改正前の法（以下「令和5年旧法」と

いう。)) 第28条の2第1項の規定により退職した日 (令和5年旧法第28条の3の規定又は令和4年改正定年条例附則第3条第1項の規定により勤務した後退職した日及び令和5年旧法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は令和4年改正定年条例附則第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。) の翌日におけるものに限る。) をされたこと。

(2) 令和4年改正定年条例附則第4条第2項又は第5条第2項の規定による採用 (法第28条の6第1項の規定により退職した日 (法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び法第22条の4第1項又は令和4年改正定年条例附則第4条第1項又は第5条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。) の翌日におけるものに限る。) をされたこと。

第3条 令和4年改正定年条例附則第4条第2項又は第5条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に法第22条の4第1項の規定により採用された職員に対する第1条による改正後の単身赴任手当規則第5条第1項の規定の適用については、同項第1号ア中「退職した日」とあるのは、「退職した日 (神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例 (令和4年10月条例第10号) 附則第4条第2項又は第5条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。)」とする

第4条 附則第2条に規定する職員に対する第1条による改正後の単身赴任手当規則第8条第4項の規定の適用については、同項中「定年前再任用」とあるのは、「神戸市職員の単身赴任手当の支給に関する規則及び神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (令和5年3月人委規則第7号) 附則第2条に規定する事由の発生」とする。

第5条 施行日前に、第1条の規定による改正前の単身赴任手当規則第5条第1項第1号アに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおこの効力を有する。

市会事務局

神戸市会事務局処務規程及び市会事務局長等専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月16日

神戸市会議長 安井俊彦

神戸市会規程第1号

神戸市会事務局処務規程及び市会事務局長等専決規程の一部を改正する規程

(神戸市会事務局処務規程の一部改正)

第1条 神戸市会事務局処務規程(昭和38年4月市会規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員等)</p> <p>第5条</p> <p style="padding-left: 40px;">局に事務局長、課に課長及び係長を置く。</p> <p><u>2</u> [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p>	<p>(職員等)</p> <p>第5条 <u>職員</u>の職名は、<u>事務職員及び技術職員とする。</u></p> <p>2 局に事務局長、課に課長及び<u>担当</u>係長を置く。</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2、3 [略]</p>

<p>4 <u>係長</u>は、上司の命を受けて、所掌事務を主任し、所掌事務を担当する職員（事務局長、次長、課長その他これらに準ずる者を除く。）を指揮監督する。</p> <p>（代行）</p> <p>第8条 事務局長に事故があるときは次長、次長に事故があるときは所管課長、課長に事故があるときは所管の<u>係長</u>がその職務を代行する。</p>	<p>4 <u>担当係長</u>は、上司の命を受けて、所掌事務を主任し、所掌事務を担当する職員（事務局長、次長、課長その他これらに準ずる者を除く。）を指揮監督する。</p> <p>（代行）</p> <p>第8条 事務局長に事故があるときは次長、次長に事故があるときは所管課長、課長に事故があるときは所管の<u>担当係長</u>がその職務を代行する。</p>
--	--

（市会事務局長等専決規程の一部改正）

第2条 市会事務局長等専決規程（昭和38年4月市会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（係長の専決事項）</p> <p>第5条の2 係長の専決事項は、照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副申、通達等のうち、軽易かつ定例な事項に関するものとする。</p>	<p>（係長及び<u>担当係長</u>の専決事項）</p> <p>第5条の2 係長<u>及び担当係長</u>の専決事項は、照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副申、通達等のうち、軽易かつ定例な事項に関するものとする。</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

務	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	係長・担当 係長以下	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	係長・担当 係長以下	[略]
	[略]	[略]						
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	係長・担当 係長以下	[略]
務	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	係長・担当 係長以下	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	係長・担当 係長以下	[略]
	[略]	[略]						
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	係長・担当 係長以下	[略]
務	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	係長・担当 係長以下	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	係長・担当 係長以下	[略]
	[略]	[略]						
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	係長・担当 係長以下	[略]
務	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	係長・担当 係長以下	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	係長・担当 係長以下	[略]
	[略]	[略]						
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	係長・担当 係長以下	[略]

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

保 健 所

保健所訓令甲第1号

保健所

保健所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月28日

保健所長 楠 信 也

保健所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

保健所長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月保健所訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（部長の専決事項）</p> <p>第2条 部長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">保健福祉部長及び部長共通専決事項</p> <p style="text-align: center;">(1)～(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">（課長の専決事項）</p> <p>第3条 課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">課長共通専決事項</p>	<p style="text-align: center;">（部長<u>及び担当部長</u>の専決事項）</p> <p>第2条 部長<u>及び担当部長</u>の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">保健福祉部長及び<u>担当</u>部長共通専決事項</p> <p style="text-align: center;">(1)～(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">（課長<u>及び担当課長</u>の専決事項）</p> <p>第3条 課長<u>及び担当課長</u>の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">課長<u>及び担当課長</u>共通専決事項</p>

(1)～(3) [略]

保健課長専決事項 [略]

保健所保健課課長（予防衛生担当）
専決事項

[略]

医務薬務課長専決事項～衛生監視事
務所長共通専決事項 [略]

健康科学研究所長専決事項

(1) [略]

(2) 規則第44条に規定する健康科
学研究所の職員の配置及び担当
事務に関すること（所長、部長、
副部長、係長の設置を除く。）。

食品衛生検査所長専決事項、食肉衛
生検査所長専決事項 [略]

保健センター長及び保健センター課
長（北須磨支所保健担当） 共通専決
事項

(1)～(5) [略]

保健福祉課課長 共通専決事項

(1)、(2) [略]

保健福祉課長 共通専決事項

(1) [略]

（係長 共通専決事項）

第4条 係長の専決事項は、照会、回
答、通知、届出、申請、申告、報告、

(1)～(3) [略]

保健課長専決事項 [略]

保健所担当課長（予防衛生担当）専
決事項

[略]

医務薬務課長専決事項～衛生監視事
務所長共通専決事項 [略]

健康科学研究所長専決事項

(1) [略]

(2) 規則第44条に規定する健康科
学研究所の職員の配置及び担当
事務に関すること（所長、副所長、
部長、副部長、担当係長の設置を
除く。）。

食品衛生検査所長専決事項、食肉衛
生検査所長専決事項 [略]

保健センター長及び担当課長（北須
磨支所担当） 共通専決事項 共通専決
事項

(1)～(5) [略]

保健担当課長 共通専決事項

(1)、(2) [略]

保健福祉課長 共通専決事項

(1) [略]

（係長 及び担当係長 共通専決事項）

第4条 係長 及び担当係長 の専決事項
は、照会、回答、通知、届出、申請、

進達、副申等のうち、軽易かつ定例な事項に関するものとする。

(異例なもの等に関する特例)

第5条 この訓令に定める専決事項であっても、規定の解釈上疑義あるもの又は異例若しくは重要なものについては、上司の決裁を受けなければならない。

(専決事項の移譲)

第6条 [略]

(専決事項の代決)

第7条 部長又は課長に事故があるときは、神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第219条第2項の規定によりその事務を代行する者が、その専決事項を代決する。

2 [略]

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

申告、報告、進達、副申等のうち、軽易かつ定例な事項に関するものとする。

(異例なもの等に関する特例)

第5条 この訓令に定める専決事項であっても、規定の解釈上疑義あるもの又は異例若しくは重要なものについては、上司の決裁を受けなければならない。

(専決事項の移譲)

第6条 [略]

(専決事項の代決)

第7条 部長、担当部長、課長又は担当課長に事故があるときは、神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第228条第2項の規定によりその事務を代行する者が、その専決事項を代決する。

2 [略]

